

2010

12

DECEMBER

Vol.43

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



木材開発株式会社

特集

汚染土壌の処理業に関するガイドライン (暫定版)

C O N T E N T S

特集●汚染土壌の処理業に関するガイドライン(暫定版)	2
行政だより●固体ばら積み貨物の海上輸送について	46
再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底について	48
石綿含有産業廃棄物等の適正処理について(通知)	52
石綿含有産業廃棄物の適正処理に係る立入検査結果等について	53
産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について	55
使用済物品の適正な処理の確保について(通知)	61
「大阪府建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」及び「大阪府がれき類の自ら利用に関する指導指針」の改定について	65
みどりの大阪 推進計画	69
産業廃棄物処理業者・再生事業者の省CO ₂ 設備導入を支援します	73
新規入会会員紹介●	75
OSK通信●	76
●N-EXPO KANSAI'10	
●大阪ATCグリーンエコプラザ「循環型社会形成セミナー」	
●新公益法人移行のための個別相談会	
●社団法人全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会	
●エコフェスタ in Expo Park (リサイクルフェア)	
●優良産業廃棄物業者育成研修会	
●循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰	
●環境衛生功労者・優良施設知事表彰	
会員紹介●木材開発株式会社	78

表紙写真提供：

木材開発株式会社 藤枝工場 〒559-0024 大阪市住之江区新北島1-6-33

特集

汚染土壌の処理業に関するガイドライン
暫定版平成22年7月
環境省 水・大気環境局 土壌環境課

本ガイドラインの策定経緯・位置付け

汚染土壌の処理については、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及びこれに基づく関係法令に規定されているところです。

平成22年4月1日より、改正土壌汚染対策法（以下「改正法」という。）が全面施行されたことを受け、実務に従事する地方公共団体及び事業者の方が改正法に基づき汚染土壌の処理を行うに当たって参考となる手引きとして、このガイドラインを作成しました。また、このガイドラインは暫定版であり、今後、内容の一層の充実を図っていくこととしています。

平成22年7月
環境省 水・大気環境局 土壌環境課

第1章 概要

1.1 土壌汚染対策法の目的

1.1.1 土壌汚染対策法の目的（法第1条）

土壌汚染対策法は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている（法第1条）。

土壌汚染対策は、①新たな土壌汚染の発生を未然に防止すること、②土壌汚染の状況を的確に把握すること、③土壌汚染による人の健康被害を防止すること、の3つに大別される。これらのうち、新たな土壌汚染の発生を未然に防止するための対策としては、既に水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等により必要な規制がなされている。

したがって、残る2つの対策、すなわち、土壌汚染の状況を的確に把握すること及び土壌汚染による人の健康被害を防止することが、法の主たる役割となる。

1.1.2 法改正の経緯及び目的

旧法の施行を通して浮かび上がってきた課題や、旧法制定時に指摘された課題を整理検討するために平成19年6月に設置された「土壌環境施策に関するあり方懇談会」の報告が平成20年3月に取りまとめられた。この報告を受け、同年5月に中央環境審議会に対して今後の土壌汚染対策の在り方について諮問し、同年12月に答申がされた。同答申を踏まえて、政府は土壌汚染対策法の一部を改正する法律案を第171回通常国会に提出し、衆議院環境委員会での修正を経て、平成21年4月に土壌汚染対策法の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）が可決成立し、平成22年4月1日から施行されている。

改正法では、答申で指摘された課題を解決するため、健康被害の防止という旧法の目的を継承しつつ、土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染土壌の適正処理の確保に関する規定の新設等、所要の措置を講じている（施行通知記の第1）。

1.2 用語の定義

本ガイドラインで使用している用語の定義を示す。

用語	説明
旧法	改正前の土壌汚染対策法
法	改正後の土壌汚染対策法
令	改正後の土壌汚染対策法施行令
規則	改正後の土壌汚染対策法施行規則
処理業省令	汚染土壌処理業に関する省令
施行通知	土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について（環水大土発第100305002号、平成22年3月5日）
運搬通知	汚染土壌の運搬に関する基準等について（環水大土発第100310001号、平成22年3月10日）
処理業通知	汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について（環水大土発第100226001号、平成22年2月26日）
告示第24号	地下浸透防止措置（環境省告示第24号 平成22年3月29日）
告示第25号	大気有害物質の測定方法（環境省告示第25号 平成22年3月29日）
旧指針	「汚染土壌浄化施設の構造及び維持管理の指針」及び「PCB汚染土壌浄化施設の構造及び維持管理の指針」
地下水の摂取等によるリスク	汚染土壌からの特定有害物質の溶出に起因する汚染地下水の摂取によるリスク
直接摂取によるリスク	汚染土壌を直接摂取することによるリスク
土壌溶出量基準	土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準（規則第31条第1項の基準）
土壌含有量基準	土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準（規則第31条第2項の基準）
地下水基準	地下水に含まれる特定有害物質の量を測定することにより地下水汚染が生じているか否かを判断するための基準
要措置区域等	要措置区域又は形質変更時要届出区域
汚染土壌処理施設	汚染土壌の処理の事業の用に供する施設
再処理汚染土壌処理施設	汚染土壌処理施設で処理した土壌が、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を満足しない場合、他の汚染土壌処理施設へ搬出しなければならない。この場合における他の汚染土壌処理施設
2次管理票	再処理汚染土壌処理施設に汚染土壌を搬出するに当たって新たに使用する管理票
2次運搬	汚染土壌処理施設から再処理汚染土壌処理施設への運搬
埋立地	汚染土壌を埋立処理する場所
浄化確認調査	浄化等処理施設外への汚染土壌の搬出の禁止を解除するために行われる規則第59条第3項に規定する方法による調査
浄化等済土壌	浄化確認調査した結果、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合している土壌
許可申請書	処理業省令様式第1に定める汚染土壌処理業許可申請書
変更許可申請書	処理業省令様式第2に定める汚染土壌処理業に係る変更許可申請書
変更届出書	処理業省令様式第3に定める汚染土壌処理業に係る変更届出書
休止等届出書	処理業省令様式第4に定める汚染土壌処理業に係る休止・廃止・再開届出書
事業経営計画概要書	汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
処理方法	汚染土壌の処理の方法
特定有害物質等	特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体
飛散等	飛散、揮散及び流出
地下浸透防止措置	処理業省令第4条第1号りの環境大臣が定める汚水が地下に浸透することを防止するための措置
汚水	汚染土壌の処理に伴って生じた汚水
排水	汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水
地下水モニタリング設備	汚染土壌処理施設の周縁の地下水の水質を測定するための設備
大気有害物質処理設備	大気有害物質の量が許容限度を超えないようにするために必要な処理設備
大気有害物質測定設備	大気有害物質の量を測定するための設備
廃止措置	法第27条第1項に規定する措置
排除基準	下水道法（昭和33年法律第79号）施行令第9条の4第1項各号に掲げる物質についてそれぞれ当該各号に定める基準
下水道測定方法	下水道法施行令第9条の4第2項の国土交通省令・環境省令で定める方法
統括管理責任者	汚染土壌の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者
運転維持管理担当者	汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有するもの
公害防止担当者	汚染土壌処理施設から生じる公害を防止するための知識を有するもの

1.3 特定有害物質（法第2条）

法の対象となる物質（特定有害物質）は、土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとし（法第2条第1項）、鉛、砒素、トリクロロエチレン等の25物質を土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）で規定している（令第1条）。

土壤に含まれる特定有害物質が人に摂取される経路と

して、①特定有害物質を含む土壤を直接摂取すること、②土壤中の特定有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂取等することが考えられる。そのため、この2つの経路に着目して特定有害物質を定めている（施行通知記の第2）。

そして、特定有害物質の種類ごとに、それぞれの経路からのリスクが定められている（表1.1.2-1参照）。

表1.1.2-1 特定有害物質

特定有害物質の種類	地下水等の摂取によるリスク	直接摂取によるリスク	分類
四塩化炭素	○		第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)
1,2-ジクロロエタン	○		
1,1-ジクロロエチレン(別名：塩化ビニリデン)	○		
シス-1,2-ジクロロエチレン	○		
1,3-ジクロロプロペン(別名：D-D)	○		
ジクロロメタン(別名：塩化メチレン)	○		
テトラクロロエチレン	○		
1,1,1-トリクロロエタン	○		
1,1,2-トリクロロエタン	○		
トリクロロエチレン	○		
ベンゼン	○		
カドミウム及びその化合物	○	○	
六価クロム化合物	○	○	
シアン化合物	○	○	
水銀及びその化合物	○	○	
セレン及びその化合物	○	○	
鉛及びその化合物	○	○	
砒素及びその化合物	○	○	
ふっ素及びその化合物	○	○	
ほう素及びその化合物	○	○	
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名：シマジン又はCAT)	○		第三種特定有害物質 (農薬等/農薬+PCB)
N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名：チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	○		
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名：チウラム及びチラム)	○		
ポリ塩化ビフェニル(別名：PCB)	○		
有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名：パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名：メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名：メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名：EPN)に限る。)	○		

1.4 汚染状態に関する基準

要措置区域等の指定に係る基準は、「汚染状態に関する基準」と「健康被害が生ずるおそれの基準」で構成されている。

汚染状態に関する基準（法第6条第1項第1号）は、地下水経由の観点から土壤溶出量基準を、直接摂取の観点からの土壤汚染に係るものとして土壤含有量基準が定められている（規則第6第1項第2号、第31条第1項及び第2項並びに別表第2及び第3、表1.1.2-1参照）。

また、各特定有害物質について、地下水基準（規則第7条第1項、別表第1、表1.1.2-1参照）が、土壤溶出量基準に不適合である汚染状態の程度を表す指標として、「第二溶出量基準」（規則第9条第1項第2号、別表第4、表1.1.2-2参照）が定められている。

土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土壤、すなわち、汚染状態に関する基準に適合しない土壤のことを「基準不適合土壤」という（規則第3条第6項第1号）。

表1. 1. 2-1 要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）及び地下水基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002以下	—	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	—	0.02以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.04以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.002以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.02以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.01以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.03以下	—	0.03以下
	ベンゼン	0.01以下	—	0.01以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	0.05以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15以下	水銀が0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	0.8以下
第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	1以下
	シマジン	0.003以下	—	0.003以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.02以下
	チウラム	0.006以下	—	0.006以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと
有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	

表1. 1. 2-2 第二溶出量基準

分類	特定有害物質の種類	地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.2以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02以下
	ジクロロメタン	0.2以下
	テトラクロロエチレン	0.1以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下
	トリクロロエチレン	0.3以下
	ベンゼン	0.1以下

第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.3以下
	六価クロム化合物	1.5以下
	シアン化合物	1.0以下
	水銀及びその化合物	水銀が0.005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.3以下
	鉛及びその化合物	0.3以下
	砒素及びその化合物	0.3以下
	ふっ素及びその化合物	24以下
第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	30以下
	シマジン	0.03以下
	チオベンカルブ	0.2以下
	チウラム	0.06以下
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下
有機りん化合物	1以下	

1. 5 汚染土壌処理業（法第22条）

法改正に伴い汚染土壌の適正処理の確保の観点から、汚染土壌の処理を業として行う者は、許可が必要となった。

この許可は汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（以下、「汚染土壌処理施設」という。）ごとに受ける必要がある（法第22条第1項）。

1. 5. 1 汚染土壌処理施設の種類の種類（法第22条第2項第3号及び処理業省令第1条）

汚染土壌処理施設の種類の種類は、処理業省令第1条に規定されており、下記に示す4つとなる。

- ① 浄化等処理施設
- ② セメント製造施設
- ③ 埋立処理施設
- ④ 分別等処理施設

(1)浄化等処理施設（処理業省令第1条第1号）

汚染土壌について浄化、溶融又は不溶化を行うための施設のことである。図1.5.1-1から図1.5.1-3に浄化等処理施設の例を示す。

1) 浄化

浄化とは、汚染土壌に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させることをいう。



図1.5.1-1 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))の例



図1.5.1-2 浄化等処理施設(浄化(分解-熱分解))の例

2) 溶融

溶融とは、汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させることをいう。



図1.5.1-3 浄化等処理施設(溶融)の例

3) 不溶化

不溶化とは、薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないうに当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。なお、1)及び2)と異なり、不溶化を行った土壌は、浄化確認調査の結果、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合したものであっても、浄化等済土壌にはならないこと（再処理汚染土壌処理施設への搬出をしなければならない）、第二種特定有害物質以

外の土壌溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならないことに注意が必要である。

(2)セメント製造施設（処理業省令第1条第2号）

セメント製造施設とは、汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設のことである。図1.5.1-4 にセメント製造施設の例を示す。



図1.5.1-4 セメント製造施設の例

(3)埋立処理施設（処理業省令第1条第3号）

埋立処理施設とは、汚染土壌の埋立てを行うための施設のことである。図1.5.1-5に埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の例を示す。



図1.5.1-5 埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の例

(4)分別等処理施設（処理業省令第1条第4号）

汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設のことである。図1.5.1-6 に分別等処理施設の例を示す。



図1.5.1-6 分別等処理施設の例

1.5.2 処理方法（処理業省令第3条第3号）

汚染土壌処理施設では、受け入れる汚染土壌を処理するにあたり、その処理方法が化学的かつ合理的な原理を有している必要がある。

表1.5.2-1から表1.5.2-3に、汚染土壌処理施設の種類ごとに処理方法の例を示す。なお、これらの処理方法の他に、技術開発の進展などにより、新たな処理方法が確立されることも考えられる。

表1.5.2-1 浄化等処理施設における処理方法の例

処理方法		概 要
浄化	洗浄処理	土壌を機械を用いて洗浄するなどして特定有害物質を除去する方法で、土壌を粒径により分級して、特定有害物質が吸着・濃縮している粒径区分を抽出（分離）することと、特定有害物質を洗浄液中に溶解させることが基本となっている。洗浄の効率は、土粒子の粒径に関係し、一般に土粒子のうち粗粒分は特定有害物質濃度が低く、細粒分の濃度は高い。そのため汚染の濃縮した細粒部土壌及び特定有害物質が溶解した洗浄水は二次処理物として発生し、この処理を別途行う必要がある。適用対象としては第二種特定有害物質・第三種特定有害物質や、これらと油分が共存した場合が挙げられる。薬剤を用いて抽出する場合は、溶出濃度は逆に高くなる場合があるので、十分に洗浄する必要がある。
	抽出 化学脱着	土壌に薬剤等（生石灰など）を混合し、水との水和熱で土壌温度を上昇させ特定有害物質を土壌より揮発させ除去する方法である。生石灰を用いる場合には土壌の pH を上昇させることになることから、鉛や砒素等の土壌溶出量の上昇に注意が必要である。また、生石灰とトリクロロエチレン等との混合は、有害な副生成物（クロロアセチレン）が生成するおそれがあり注意を要する。この処理は特定有害物質が分解されるのではなく、土壌より抽出されるのみであることから、土壌から抽出した特定有害物質を捕集して適切な方法（活性炭吸着、紫外線酸化分解や触媒分解、熱分解等）で処理する必要がある。この場合にも有害な副生成物に注意が必要である。適用対象は第一種特定有害物質である。
	熱脱着	汚染土壌を特定有害物質が分解したり、土壌が溶融したりしない温度で加熱し、土壌温度を上昇させ特定有害物質を土壌より揮発させ、抽出する方法である（温度によっては特定有害物質が分解することもある）。また、特定有害物質によっては、触媒や酸化剤、還元剤を用い、より効率的に処理することもある。加熱処理設備においては抽出物を分解・捕捉するため適切な排ガス処理装置が不可欠である。また効率の面からもある程度以上の規模での連続運転が望ましい。特に安易な炉の転用や運転条件設定では想定しない特定有害物質の生成が起こる場合があるので、信頼される設備での処理が望まれる。適用対象は第一種特定有害物質や第三種特定有害物質、一部の第二種特定有害物質である。
	熱分解	汚染土壌を特定有害物質は分解するが、土壌は溶融しない温度で加熱し、特定有害物質を分解する方法である。加熱温度は、特定有害物質の種類により異なり、触媒や酸化剤、還元剤を用い、より効率的に処理することもある。また複合汚染に対して良く利用される。加熱処理設備においては分解生成物等を捕捉するため適切な排ガス処理装置が不可欠である。また効率の面からもある程度以上の規模での連続運転が望ましい。特に安易な炉の転用や運転条件設定では想定しない特定有害物質の生成が起こる場合があるので、信頼される設備での処理が望まれる。適用対象は第一種特定有害物質や第三種特定有害物質、一部の第二種特定有害物質である。
	分解 化学処理	汚染土壌に薬剤を添加し、化学的に特定有害物質の分解を行う。第三種特定有害物質や第一種特定有害物質を含む汚染土壌に対する次亜塩素酸や過マンガン酸処理、過酸化水素と鉄を使用するフェントン法等による酸化処理、第一種特定有害物質を含む汚染土壌に鉄粉を添加して分解を行う還元的な脱塩素処理、PCB汚染土壌に対するアルカリ触媒分解処理等がある。アルカリ触媒分解処理は、PCB汚染土壌にアルカリ剤を添加して比較的低温で加熱し、土壌から分解除去するとともに回収した PCB を脱ハロゲン化して無害化する、熱脱着と化学的分解を併せた一連のプロセスである。適用対象は分解が期待される第三種特定有害物質、第一種特定有害物質及びシアン化合物等に限定される。他の処理と比較して短期間での処理が可能である。物質ごとに適切な薬剤の検討が必要であるとともに、条件によっては想定しない有害物質の生成や特定有害物質の溶出が起こる場合があるので注意が必要である。
生物処理	微生物分解を利用し、生物的に特定有害物質の分解を行う。適用対象は分解が期待される第三種特定有害物質、第一種特定有害物質及びシアン化合物等に限定されるが、我が国の環境基準に示される第三種特定有害物質は基本的に生分解性が低いものとされており、本方法の適用は技術的に困難と考えられる。生物学的処理は、比較的時間を要するため、処理の基準（処理業省令第9条）の「汚染土壌の処理は、当該汚染土壌が汚染土壌処理施設に搬入された日から60日以内に終了すること。」を満足することができるか検討する必要がある。	
溶解	汚染土壌を土壌が溶融する高い温度まで加熱し、特定有害物質を除去あるいは固溶化する。一般に第一種および第三種の有害物質はほとんど分解あるいは揮発し、第二種の特定有害物質の多くが土壌とともに溶融してスラグ化される。排ガス中に特定有害物質や分解生成物等が含まれる場合には、排ガス処理設備（二次燃焼・冷却・集塵・ガス洗浄・吸着等）が必要である。スラグに固溶化された第二種特定有害物質は含有量基準の測定方法でも抽出されず、含有量基準を満足する場合も考えられる。	
不溶化	薬剤等により第二種特定有害物質の汚染土壌からの溶出を低減するものである。不溶化するための薬剤としては、第二鉄系、第一鉄系、りん酸系、キレート剤、硫化物、チタン系、セリウム系、カルシウム系、マグネシウム系が使用される。これらの薬剤の中には劇物、危険物等に指定されているものもあるため、毒物及び劇物取締法、危険物船舶運送及び貯蔵規則、消防法等の法令を遵守し、取扱いには注意が必要である。そのほか、硫化物を使用する場合の硫化水素の発生、不溶化の補助剤として用いたセメント自体からの六価クロムの溶出のおそれもあるほか、pHの上昇に伴い鉛のようにアルカリ側で土壌溶出量が上昇する第二種特定有害物質もあり、不溶化剤の扱いには注意が必要となる。不溶化の方法によっては、含有量基準を満足する場合もあるが他の処理方法とは異なり、処理後の土壌が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準を満足していても、浄化等済土壌とはならず、再処理汚染土壌処理施設へ搬出しなければならないことに注意が必要である。	

表1.5.2-2 埋立処理施設における処理方法の例

処理方法	概 要
内陸埋立処理施設	第二溶出量基準に適合した汚染土壌を内陸に埋立てする施設
水面埋立処理施設	海防法判定基準に適合した汚染土壌を海洋に埋立てする施設
盛土構造物等	路盤、堤体等を利用して第二溶出量基準に適合した汚染土壌を封じ込める施設

表1.5.2-3 分別等処理施設における処理方法の例

処理方法	概 要
異物除去施設	汚染土壌の運搬を容易にする又は再処理汚染土壌処理施設での受入れが可能となるように、汚染土壌から異物（岩、コンクリートくず等）を除去する施設
含水率調整施設	汚染土壌の運搬を容易にする又は再処理汚染土壌処理施設での受入れが可能となるように、天日乾燥や石灰等を混合し、汚染土壌の含水率を調整する施設

1.6 汚染土壌の流れ

要措置区域等から搬出された汚染土壌は、汚染土壌処

理施設へのみ搬出が可能である。要措置区域等から搬出される汚染土壌の流れを図1.5.2-1に示す。

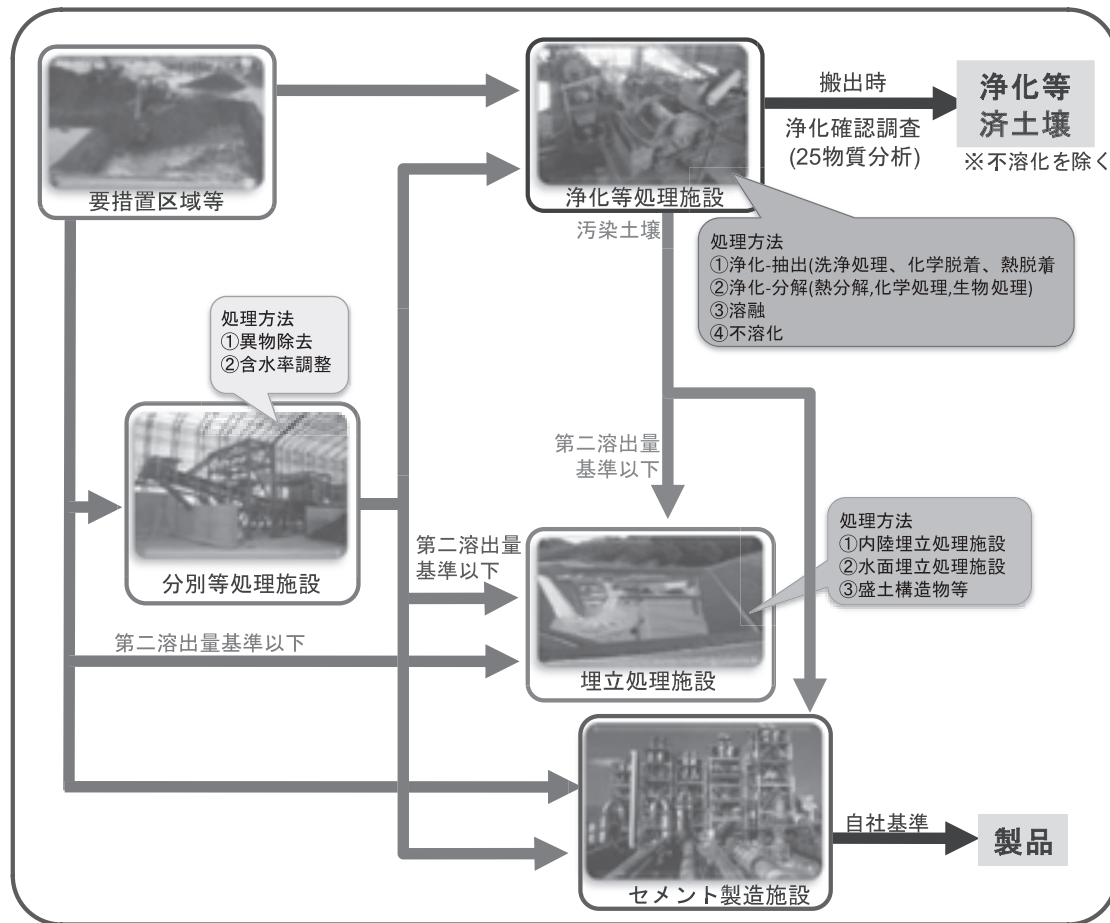


図1.5.2-1 要措置区域等から搬出される汚染土壌の流れ

1.6.1 浄化等処理施設

浄化等処理施設で処理された土壌(不溶化を除く。)は、浄化確認調査の結果、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しているもの(浄化等済土壌)であることが確認された場合、処理の終了となる(2.2.6(9)参照)。

よって、処理後の土壌が基準不適合の場合には、再度処理を行うか、再処理汚染土壌処理施設へ搬出しなければならない。

また、浄化等処理施設のうち不溶化を行う施設では、第二種特定有害物質以外の土壌溶出量基準に適合しない汚染土壌は受け入れられない(処理業省令第5条第4号口)。さらに、浄化確認調査により基準適合となっても、浄化等済土壌とはならず、再処理汚染土壌処理施設へ搬出しなければならない。

1.6.2 セメント製造施設

セメント製造施設で処理されたものは、製造されたセメントが許可申請書に添付したセメントの品質管理の方法による製品規格を満足した場合、処理の終了となる。

1.6.3 埋立等処理施設

埋立処理施設では、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならない(処理業省令第5条第4号ハ)。

また、埋立処理施設のうち、海面埋立処理施設では2.2.6(4)3に記載しているように、第二種特定有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにセレン及びその化合物について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)に規定されている基準が第二溶出量基準よりも厳しい値となっていることに注意が必要である。

1.6.4 分別等処理施設

分別等処理施設では、異物の除去や汚染土壌の含水率調整を行うことから、汚染土壌の汚染状態が変化することはない。よって処理後の土壌は、基準不適合土壌のままであることから、必ず再処理汚染土壌処理施設へ搬出しなければならない。

第2章 汚染土壌処理業の許可（法第22条）

汚染土壌の処理（要措置区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない（法第22条第1項）。

なお、許可を受けずに汚染土壌の処理を業として行った者（法第65条第3号）、不正の手段により許可を受けた者（法第65条第5号）は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

2.1 汚染土壌処理業の許可の申請（法第22条第2項）

2.1.1 汚染土壌処理業許可申請書

汚染土壌処理業の許可を受けようとする者は、法第22条第2項及び処理業省令第3条に示された事項を記載した許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。許可申請書の様式は、処理業省令の様式第1に示されている。図2.1.1-1に記載の例を示す。

様式第一（第二条第一項関係）

汚染土壌処理業許可申請書													
平成 22 年 04 月 12 日													
川崎市長 〇〇 〇〇 殿	申請者 ① 東京都港区▲▲〇-〇-〇 土壌洗浄株式会社 代表取締役社長 環境 次郎 印												
土壌汚染対策法第22条第1項の規定により、汚染土壌処理業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。													
申請者の事務所の所在地	⑧ 東京都港区▲▲〇-〇-〇 土壌洗浄株式会社（本社） TEL：03-0000-0000 その他の事業場は事業経営計画概要書(P〇〇)に記載												
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	⑦ 土壌洗浄株式会社 川崎事業所												
汚染土壌処理施設の設置の場所	② 〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△0-0-0 土壌環境部 TEL：044-000-0000												
汚染土壌処理施設の種類	③ ・ 浄化等処理施設(浄化) ・ 分別等処理施設												
汚染土壌処理施設の構造	④ 建屋構造（詳細は維持管理計画書(P〇〇)に記載）												
汚染土壌処理施設の処理能力	⑤ ・ 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) 20t/h 160t/d(8時間) ・ 分別等処理施設(異物除去) 10t/h 80t/d(8時間) ・ 分別等処理施設(含水率調整) 10t/h 80t/d(8時間)												
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	⑥ ・ 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) 水銀を除く第二種特定有害物質(第二溶出量基準以下) ・ 分別等処理施設(異物除去) 水銀、PCBを除く第二種及び第三種特定有害物質(受け入れ基準濃度の設定無し) ・ 分別等処理施設(含水率調整) 水銀、PCBを除く第二種及び第三種特定有害物質(受け入れ基準濃度の設定無し)												
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合又は当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	⑨ <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>都道府県知事（市長）</th> <th>許可番号（申請年月日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北九州市長 ▲▲ ▲▲</td> <td>14910000001</td> </tr> <tr> <td>名古屋市長 ■■ ■■</td> <td>(平成22年4月5日)</td> </tr> </tbody> </table>	都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）	北九州市長 ▲▲ ▲▲	14910000001	名古屋市長 ■■ ■■	(平成22年4月5日)						
都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）												
北九州市長 ▲▲ ▲▲	14910000001												
名古屋市長 ■■ ■■	(平成22年4月5日)												
汚染土壌の処理の方法	⑩ ・ 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) ・ 分別等処理施設(異物除去) ・ 分別等処理施設(含水率調整)												
セメントの品質管理の方法（セメント製造施設に限る。）	⑪ 該当無し												
保管設備の場所及び容量	⑫ 2,000 m ³ （処理前の保管設備、1,000 m ³ 、処理後の保管設備 1,000 m ³ ） 設備の設置場所は維持管理計画書(P〇〇)に記載												
法第22条第3項第2号ハに規定する役員の氏名及び住所	⑬ <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境 三郎</td> <td>東京都港区△△0-0-0</td> </tr> <tr> <td>環境 四郎</td> <td>東京都渋谷区△△0-0-0</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	住所	環境 三郎	東京都港区△△0-0-0	環境 四郎	東京都渋谷区△△0-0-0						
氏名	住所												
環境 三郎	東京都港区△△0-0-0												
環境 四郎	東京都渋谷区△△0-0-0												
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設について汚染土壌処理業の許可をした都道府県知事及び許可番号、再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力	⑭ <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DD 処分場</td> <td>福島県 DD 市 DD1-1-1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">都道府県知事（市長） 許可番号</td> </tr> <tr> <td>福島県知事 □□ □□</td> <td>00700100001</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">種類 処理能力</td> </tr> <tr> <td>埋立処理施設(内陸埋立処理施設)</td> <td>10万m³(埋立容量)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	DD 処分場	福島県 DD 市 DD1-1-1	都道府県知事（市長） 許可番号		福島県知事 □□ □□	00700100001	種類 処理能力		埋立処理施設(内陸埋立処理施設)	10万m ³ (埋立容量)
名称	所在地												
DD 処分場	福島県 DD 市 DD1-1-1												
都道府県知事（市長） 許可番号													
福島県知事 □□ □□	00700100001												
種類 処理能力													
埋立処理施設(内陸埋立処理施設)	10万m ³ (埋立容量)												
備考	1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。												

図2.1.1-1 許可申請書の記載例

2.1.2 許可申請書記載事項の説明

(1)氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名（法第22条第2項第1号）

許可申請書の「①の欄（申請者）」の上段に申請者の住所を、申請者が個人の場合には氏名を、法人の場合には法人名を記載する。また下段には、申請者が法人の場合にはその代表者の役職及び氏名を記載する。

(2)汚染土壌処理施設の設置の場所（法第22条第2項第2号）

許可申請書の「②の欄（汚染土壌処理施設の設置の場所）」に、汚染土壌処理施設に係る事業場の所在地及び連絡先（電話番号、連絡担当部署など）を記載する（処理業通知記の第1の1(1)③）。

(3)汚染土壌処理施設の種類の種類（法第22条第2項第3号及び処理業省令第1条）

許可申請書の「③の欄（汚染土壌処理施設の種類の種類）」に、1.5.1に示した、汚染土壌処理施設の種類のいずれかを記載し、浄化等処理施設にあっては、浄化、溶融又は不溶化の別を括弧書きで併記する（処理業通知記の第1の1(1)④）。

なお、同一の敷地内に汚染土壌処理施設を構成する設備の中に、浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設及び分別等処理施設のうち異なる方法を採用する設備がある場合には全体として1つの汚染土壌処理施設と考え、申請を1回で行えるが、採用する汚染土壌処理施設の種類の種類を各々、記載しなければならない。

(4)汚染土壌処理施設の構造（法第22条第2項第3号）

許可申請書の「④の欄（汚染土壌処理施設の構造）」に、汚染土壌処理施設の構造を記載する。構造の例としては、材質、屋根の有無、階数などがある（処理業通知記の第1の1(1)⑤）。

なお、本項目の内容を明らかにする図面を添付する必要がある（処理業省令第2条第2項第3号）ことから、添付書類のページ番号も記載する（2.1.3(3)参照）。

(5)汚染土壌処理施設の処理能力(法第22条第2項第3号)

1) 埋立処理施設を除く汚染土壌処理施設の場合

埋立処理施設を除き、許可申請書の「⑤の欄（汚染土壌処理施設の処理能力）」に、処理設備の1時間当たりの処理量及び1日当たりの処理量の両方を記載する（処理業通知記の第191の1(1)⑥）。

処理量については、重量又は容量で記載する。

ここで、複数の施設の種類の種類及び処理方法を採用する汚染土壌処理施設の場合には、施設の種類の種類及び処理方法ごとに記載しなければならない。

2) 埋立処理施設の場合

埋立処理施設の場合は、許可申請書の「⑤の欄（汚染土壌処理施設の処理能力）」に、埋立地の面積及び

埋立容量を記載する（処理業通知記の第1の1(1)⑥）。

なお、既存の管理型最終処分場などが埋立処理施設として申請する場合には、残余容量も記載する。

(6)処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（法第22条第2項第4号）

許可申請書の「⑥の欄（汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態）」に、処理する汚染土壌の特定有害物質の種類を記載するとともに、処理することができる汚染土壌の濃度の上限値を定めている場合には当該上限値を特定有害物質の種類ごとに記載する（処理業通知記の第1の1(1)⑦）。

ここで、複数の施設の種類の種類及び処理方法を採用する汚染土壌処理施設の場合には、施設の種類の種類及び処理方法ごとに記載しなければならない。

なお、埋立処理施設では、受け入れることができる汚染土壌の上限値を特定有害物質の種類ごとに記載する。

また、浄化等処理施設のうち不溶化を行う施設では、第二種特定有害物質以外の土壌溶出量基準に適合しない汚染土壌は受入れられないことに注意が必要である（処理業省令第5条第4号ロ）。

(7)汚染土壌処理施設に係る事業場の名称（処理業省令第3条第1号）

許可申請書の「⑦の欄（汚染土壌処理施設に係る事業場の名称）」に、「〇〇事業所□□工場」等具体的に事業場の名称を記載する（処理業通知記の第1の1(1)⑧）。

(8)申請者の事務所の所在地（処理業省令第3条第1号）

許可申請書の「⑧の欄（申請者の事務所の所在地）」に、汚染土壌の処理に関係するすべての事業場（事業所、事務所及び営業所など）の所在地（住所）及び連絡先（電話番号、連絡担当部署など）を記載する（処理業通知記の第1の1(1)⑨）。

なお、事業場が多く、許可申請書に記載できない場合には事業経営計画概要書に事務所所在地一覧表として添付し、ページ番号を記載する。

事務所所在地一覧表の例を表2.1.2-1に示す。

表 2.1.2-1 事務所所在地一覧表の例

事業所名	住 所	TEL
本社	東京都港区▲▲○-○-○	03-0000-0000
北海道支店	北海道札幌市▲▲区■●○-○-○	011-000-0000
東北支店	宮城県仙台市▲▲区■●○-○-○	022-000-0000
中部支店	愛知県名古屋▲▲区■●○-○-○	052-000-0000
大阪支店	大阪府大阪市▲▲区■●○-○-○	06-0000-0000
中国支店	広島県広島市▲▲区■●○-○-○	082-000-0000
九州支店	福岡県福岡市▲▲区■●○-○-○	092-000-0000
横浜営業所	神奈川県横浜市▲▲区■●○-○-○	045-000-0000
神戸営業所	兵庫県神戸市▲▲区■●○-○-○	078-000-0000
四国営業所	徳島県高松市▲▲○-○-○	087-000-0000
川崎事業所	神奈川県川崎市川崎区△△○-○-○	044-000-0000
名古屋事業所	愛知県名古屋▲▲区■●○-○-○	052-111-0000
北九州事業所	福岡県北九州市▲▲区■●○-○-○	093-000-0000

(9)他の汚染土壌処理業の許可番号（処理業省令第3条第2号）

申請者が、他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合には、許可申請書の「⑨の欄（他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事及び許可番号）」に、その許可番号及び都道府県知事等を記載する。

また、他の汚染土壌処理業の許可の申請中の場合には、申請先の都道府県知事等及び申請年月日を記載する。

(10)処理方法（処理業省令第3条第3号、処理業通知記の第1の1(1)⑧）。

処理業省令第1条では、汚染土壌処理施設の種類について図2.1.2-1で太字・網掛けされた部分について規定されているが、許可申請書の「⑩の欄（汚染土壌の処理の方法）」に、斜体で記載された部分まで記載するとともに、「汚染土壌の処理の一連の作業手順及び内容が記載された書類」を添付する（2.1.3(4)参照）。

ここで、複数の施設の種類の採用する汚染土壌処理施設の場合には、施設の種類の採用方法ごとに記載しなければならない。例えば、同一の敷地内に化学脱着を行う設備と、洗浄処理を行う設備があり、さらに埋立処理施設も併設し、申請を1回で行う場合には、下記のように記載する。

- ・浄化等処理施設（浄化（抽出－化学脱着））
- ・浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））
- ・埋立処理施設（内陸埋立処理施設）

「汚染土壌の処理の一連の作業」とは、汚染土壌の受入れから、処理、保管までを意味し、処理された汚染土壌であっても土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない場合の汚染土壌の保管及び搬出過程までを含む必要がある（図2.1.2-2参照）。

また、セメント製造施設にあっては、製造されたセメントが製品として出荷するに足る品質を有することが確認されるまでの過程を記載した書類を添付する。

「一連の作業の内容」の記載例としては、受入れについては受入れを行う場所（受入設備）～処理設備～保管設備に至るまでの汚染土壌の運搬方法、処理方法の原理や処理の詳細（例えば、洗浄処理を行う場合には分級、沈殿、ろ過等濃縮の方法や使用する薬剤の種類や添加方法、熱脱着を行う場合には揮発温度、熱分解を行う場合には分解温度や土壌の冷却方法や汚染土壌の冷却方法、化学処理を行う場合には使用する薬剤の種類や添加方法等が考えられ、これらのことが記載された資料を添付する。

なお、浄化等処理施設にあっては、本欄に記載した処理の方法により2.1.2(6)の欄に記載した状態の汚染土壌を処理することが可能であることを証明する実験の方法及び結果も記載し、添付する。

なお、同一の敷地内に異なる処理方法を採用する設備がある場合には、処理方法を各々、記載するとともに、「汚染土壌の処理の一連の作業手順及び内容が記載された書類」も添付する。

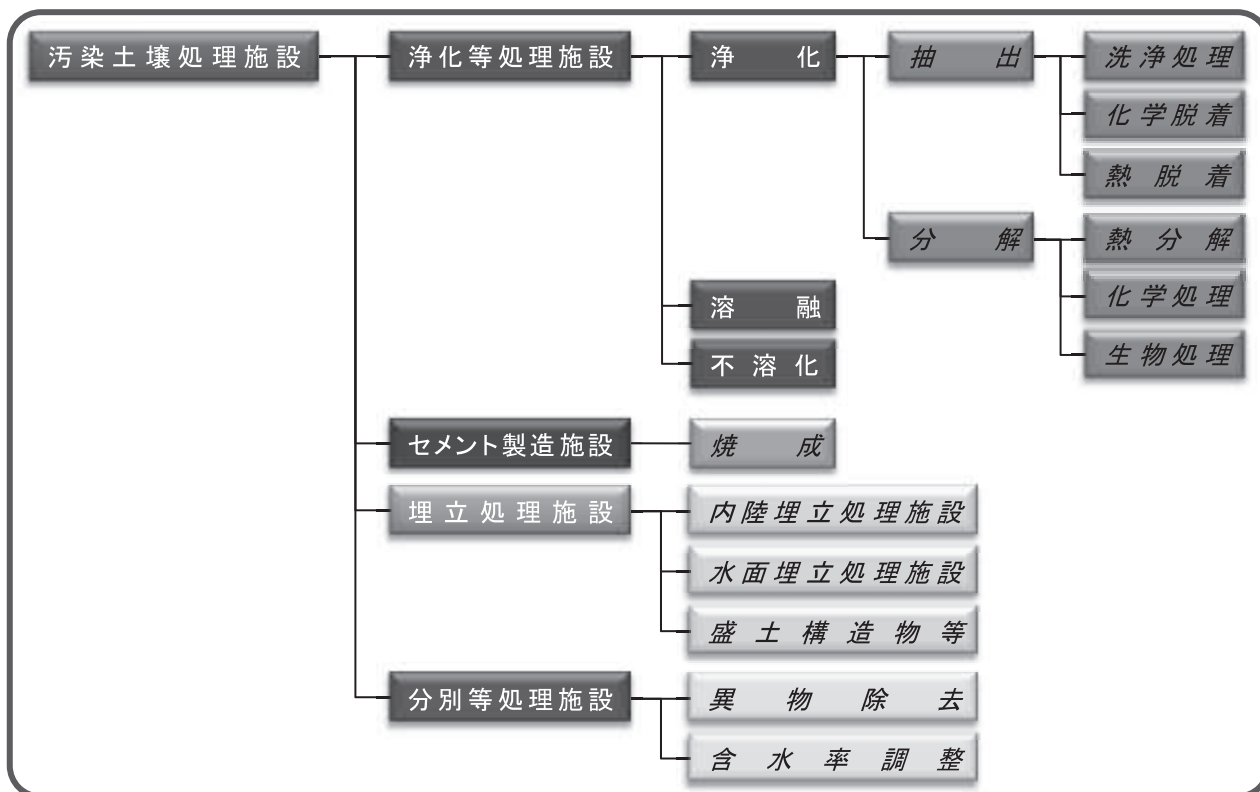


図2.1.2-1 汚染土壌の処理の方法の例

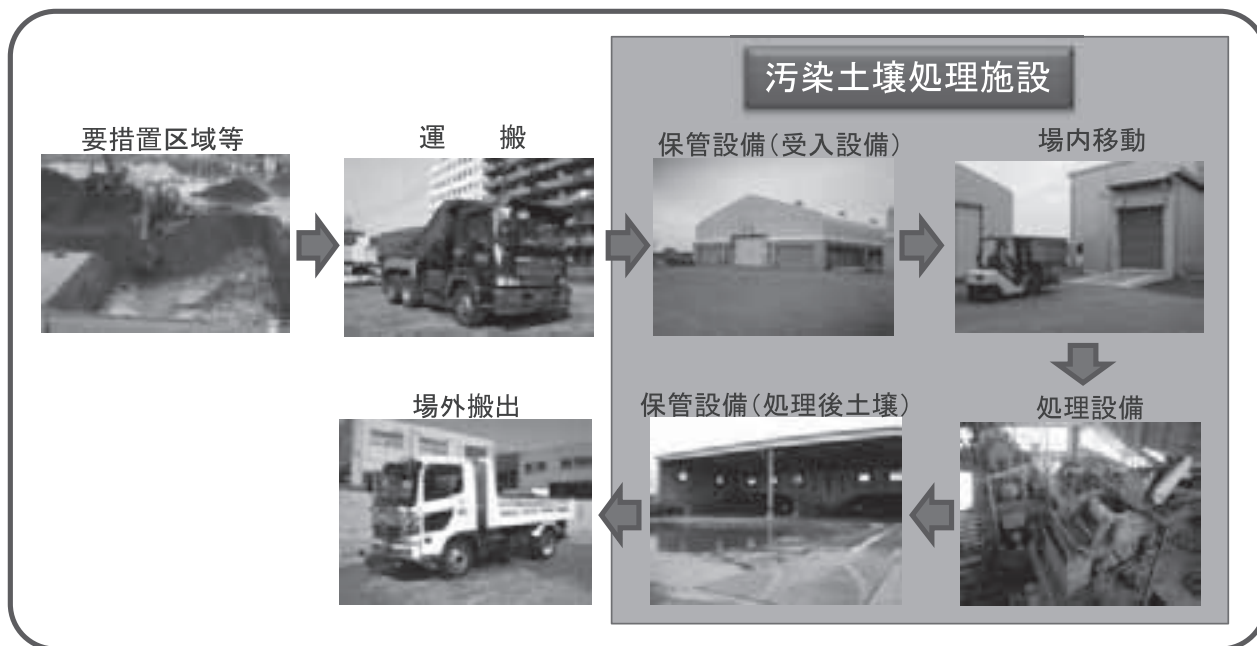


図2.1.2-2 汚染土壌処理施設における一連の作業の例

(11)製造されるセメントの品質管理方法（処理業省令第3条第4号）

セメント製造施設において、汚染土壌を原料として製造されるセメントについて、次に示す内容が記載された書類のページ番号を、許可申請書の「⑪の欄（セメントの品質管理の方法）」に、記載するとともに、書類を添付（2.1.3(1)(2)参照）する。

- ①製造するセメントの製品規格と製造方法
製造するセメントのJIS規格を明らかにするとともに、製造フローを合わせて添付する。
- ②製造するセメントの品質管理の方法
製造するセメントの品質管理方法を示した自主管理計画書を添付する。
- ③製造されたセメントに含まれる特定有害物質の量の測定方法並びに当該量の上限値の目安及びその上限値の目安の根拠
製造されたセメントに含まれる特定有害物質の量の測定方法並びにその上限値の目安及びその根拠を示すとともに、測定のためのサンプリング位置、サンプリング方法を添付する。

(12)保管設備の場所及び容量（処理業省令第3条第5号）

保管設備とは、汚染土壌処理施設の設備の1つとして、処理前の土壌を保管する設備のみならず、処理後の土壌が基準不適合となった場合においてこれを保管する設備等も該当する。具体的には、下記に示すものが保管設備に該当する。

- ①汚染土壌処理施設において、処理前の土壌を保管する設備（受入設備）
- ②浄化等処理施設（不溶化による処理を除く）において、処理後の土壌について浄化確認調査により浄化等済土壌と確認できるまで保管する設備

③セメント製造施設において、セメント製品として出荷するに足りる品質を有していると確認できるまで保管する設備

④分別等処理施設において、処理後の土壌を保管する設備

⑤浄化等処理施設のうち不溶化による処理を行う施設において、処理後の土壌を保管する設備

許可申請書の「⑫の欄（保管設備の場所及び容量）」に、保管設備の容量の合計を記載するとともに、保管設備の配置図、構造図など、処理業省令第2条第2項第3号で必要となる添付書類（2.1.3(3)を参照）に記載された書類のページ番号も記載する（処理業通知記の第1の1(1)⑩）。

また、上述した①から⑤の設備ごとに保管設備の容量を記載することが望ましい。

なお、汚染土壌以外のもの（例えば廃棄物など）の処理を行う施設の場合には、汚染土壌とそれ以外のものの保管設備は区別する必要がある。

(13)役員の氏名及び住所（処理業省令第3条第6号）

申請者が法人である場合には、許可申請書の「⑬の欄（法第22条第3項第2号ハに規定する役員の氏名及び住所）」に、その事業を行う役員の氏名及び住所を記載する。

(14)再処理汚染土壌処理施設に関する事項（処理業省令第3条第7号）

汚染土壌処理施設で処理した土壌が、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない場合、他の汚染土壌処理施設へ搬出しなければならない。この場合の他の汚染土壌処理施設のことを再処理汚染土壌処理施設という。

この再処理汚染土壌処理施設への搬出があるのは、下記に示す土壌である。

- ①分別等処理施設において処理された土壌
- ②浄化等処理施設において、処理された土壌のうち処理方法が不溶化であるもの（浄化等処理施設のうち、処理方法が不溶化によるものは、処理した土壌が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準を満足しても浄化済土壌とはならないため）
- ③浄化等処理施設において、浄化及び溶融により処理された土壌であって、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を満足していない土壌

再処理汚染土壌処理施設を申請する場合には、許可申請書の「⑭の欄（再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設について汚染土壌処理業の許可をした都道府県知事及び許可番号、再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力）」に、再処理汚染土壌処理施設の事業場の名称、所在地、業の許可をした都道府県知事、許可番号及び施設の種類、処理能力を記載する（処理業通知記の第1の1(1)⑩）。また、複数の再処理汚染土壌処理施設に委託する場合には、各々記載する。

なお、再処理汚染土壌処理施設によっては、下記に示す行為を行うことにより、再処理汚染土壌処理施設での処理条件が変化することで適正な処理が困難となる場合も考えられる。

よって許可申請を行う汚染土壌処理施設は、この事項の記載に際し、再処理汚染土壌処理施設と下記に示す行為を行っても問題がないかについて確認し、同意を得ることが適当である。

- ・混載（規則第65条第5号参照）された土壌を処理後、再処理汚染土壌処理施設へ搬出する。
- ・異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌同士を混合し、処理を行った後、再処理汚染土壌処理施設へ搬出する。
- ・処理後の土壌を混載して再処理汚染土壌処理施設へ搬出する。

2.1.3 許可申請書添付資料(処理業省令第2条第2項)

許可申請書には、次に示す書類及び図面を添付しなければならない。

(1)事業経営計画概要書(処理業省令第2条第2項第1号)

事業経営計画概要書に、下記に示す①から⑥の事項が記載されたものを添付すればよい。

- ①汚染土壌処理施設を稼働させる時間（処理業通知記の第1の1(2)①ア）
- ②汚染土壌処理施設の休止日（処理業通知記の第1の1(2)①イ）
- ③汚染土壌処理の事業を行うための組織（処理業通知記の第1の1(2)①エ）
- ④当該事業に従事する従業員数（処理業通知記の第1の1(2)①カ）
- ⑤汚染土壌処理施設の維持管理の体制（処理業通知記の第1の1(2)①イ）

- ⑥汚染土壌処理施設の維持管理の計画（処理業通知記の第1の1(2)①イ）

1) 汚染土壌処理施設の維持管理の体制（処理業通知記の第1の1(2)①イ）

事業経営計画概要書に汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を含んだ、維持管理体制を「維持管理体制系統図」に示し添付する（処理業通知記の第1の1(2)①イ）。

維持管理体制系統図では、2.2.2で示すように、「汚染土壌の処理の事業を行うに足る技術的能力を有する者」が配置されていることを記載する必要もある。

図2.1.3-1に維持管理体制系統図の例を示す。

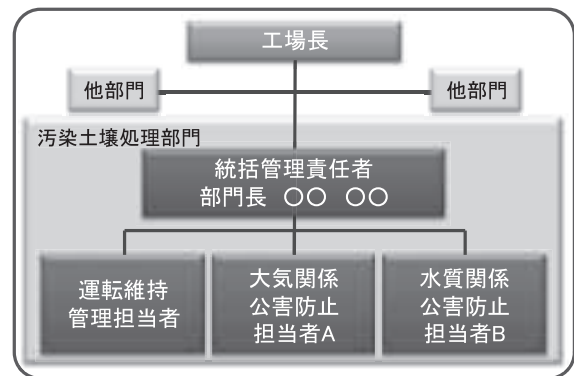


図2.1.3-1 維持管理体制系統図の例

2) 汚染土壌処理施設の維持管理の計画（処理業通知記の第1の1(2)①イ）

汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を含んだ維持管理計画を「維持管理計画書」に示し添付する（処理業通知記の第1の1(2)①イ）。

具体的には、次に示す項目を盛り込んだものである必要がある。

- ①処理に関する基準を遵守するための維持管理計画汚染土壌処理業者は汚染土壌の処理を行うに当たっては、受け入れた汚染土壌の適正処理及び当該許可に係る施設外への汚染の拡散防止のため、汚染土壌の処理に関する基準に常に従わなければならない（処理業省令第5条）。

よって、下記に示す項目などについての計画を維持管理計画書に記載する。

- ・飛散等を防止する措置の機能を維持するための維持管理計画（腐食防止措置、飛散等及び悪臭飛散の防止措置、地下浸透防止措置、騒音及び振動の発生防止措置など）
- ・汚染土壌の受入れに関する計画（2.2.2.6(4)に示す汚染土壌の受入れに関する対応、2.2.6(6)1)に示す混合・混載された汚染土壌への対応（受入の可否、制限など）、受け入れる汚染土壌の荷姿の制限など）
- ・施設の種類及び処理方法に特有の維持管理計画（2.2.6(6)2)に示す汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に特有の注意点に対応する計画。）

- ・浄化等処理施設(不溶化を除く。)における浄化確認調査の計画(処理後土壌のサンプリング方法、縮分方法、分析頻度など)
- ・緊急時の対応についての計画(緊急時対応フロー、緊急時の連絡体制、未然防止策など)
- ・その他必要と思われる計画(条例や都道府県等が独自に判断するものなど)

②汚染土壌処理施設の点検及び機能検査の計画

汚染土壌処理施設の正常な機能の維持(施設の機能状態、施設の耐用の度合等)をするため、1年に1回以上、当該汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を行わなければならない(処理業省令第5条第22号)。また、施設に不具合が生じないよう、日常点検を行うことが望ましい。

よって、下記に示す項目などについての計画を維持管理計画書に記載する。

- ・処理業省令第5条第22号に規定された点検及び機能検査の計画(具体的な点検・検査項目、定期的な部品等の交換計画、記録様式など)

- ・日常点検の計画(具体的な点検項目、点検頻度、記録様式など)
- ・その他必要と思われる計画(条例や都道府県等が独自に判断するものなど)

(2)施設配置図等(処理業省令第2条第2項第2号)

汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面を添付する。

事業場の周囲の状況としては、申請する都道府県等に地下水利用状況などを確認し、記載する。

また、敷地境界が把握できる当該汚染土壌処理施設の各設備の設置位置等が把握できる設備配置図を添付する。施設位置図の例を図2.1.3-2に、施設配置図の例を図2.1.3-3に示す。

(3)構造を明らかにする図面及び設計計算書(処理業省令第2条第2項第3号)

汚染土壌処理施設を構成する設備について、設備ごとに、平面図、立面図、断面図及び構造図を添付する(処理業通知記の第1の1(2)②)。

なお、汚染土壌処理施設が、「自重、積載荷重その他の荷重、地震及び温度応力に対して構造耐力上安全であること(処理業省令第4条第1号ハ)」を証明する設計計算書を当該設備ごとに添付する。

また、埋立処理施設においては、周囲の地形、地質及び地下水の状況が把握できる書類(周辺の現況写真、地質柱状図、地下水位など)を添付する。

(4)汚染土壌の処理工程図(処理業省令第2条第2項第4号)

汚染土壌処理業の許可の基準として、「許可申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に応じた汚染土壌処理施設であること。」(処理業省令第4号第1号ロ)と記載されている。

よって、2.1.1(3)に記載した汚染土壌処理施設の種類の、2.1.1(10)に記載した処理の方法に対応し、汚染土壌の受入れから、保管、処理、搬出までの一連の作業の処理工程図を添付する(処理業通知記の第1の1(2)③)。

さらに、各設備の処理能力及び受け入れる特定有害物質の種類ご



図2.1.3-2 施設位置図の例



図2.1.3-3 施設配置図の例

との性状に応じた処理が可能であることを証明するため、土壌、汚水、大気有害物質のマテリアルバランスを説明できる計算書を添付する。

浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））における処理工程図の例を図2.1.3-4に、浄化等処理施設（浄化（分解－熱分解））におけるマテリアルバランスを示す書類の例を図2.1.3-5に示す。

(5)所有権等を有することを証する書類（処理業省令第2条第2項第5号）

申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有することを証明する書類として、汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地の登記事項証明書及び公図の写しを添付する（処理業通知記の第1の1(2)④）。

また、所有権を有していない場合には、当該敷地について申請者のために賃借権が設定されたことを証する書類（例えば賃貸契約書など）及び公図の写しを添付する。

(6)他の汚染土壌処理業許可証の写し（処理業省令第2条第2項第6号）

申請に係る汚染土壌処理施設以外に、汚染土壌処理業の許可（法第22条第1項）を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付する。

(7)公有水面埋立法の免許等の書類の写し（処理業省令第2条第2項第7号）

埋立処理施設のうち、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う場合は、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写しを添付する。

(8)技術的能力を説明する書類（処理業省令第2条第2項第8号）

汚染土壌の処理の事業を行うに足る技術的能力は、「申請者の能力に関する基準」として処理業省令第4条第2号に示されている（2.2.2参照）。

この基準に基づき、下記に示す書類を添付する。

- 1) 汚染土壌の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者（処理業省令第4条第2号イ。以下、「統括管理責任者」という。）の氏名及び役職並びに当該者が当該業務を統括管理する権限を有することを確認することができる管理体制系統図（処理業通知記の第1の1(2)⑤ア）
- 2) 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足る知識及び

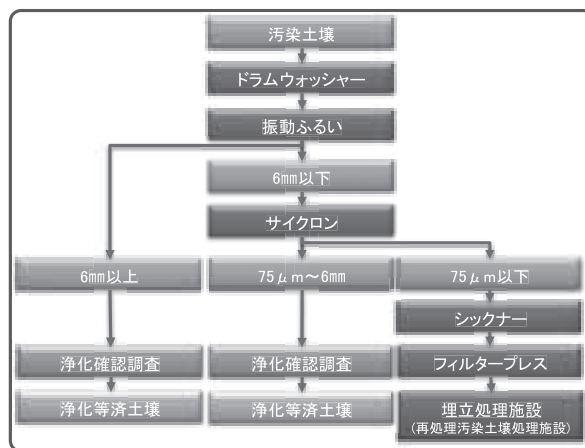


図2.1.3-4 洗浄処理における処理工程図の例

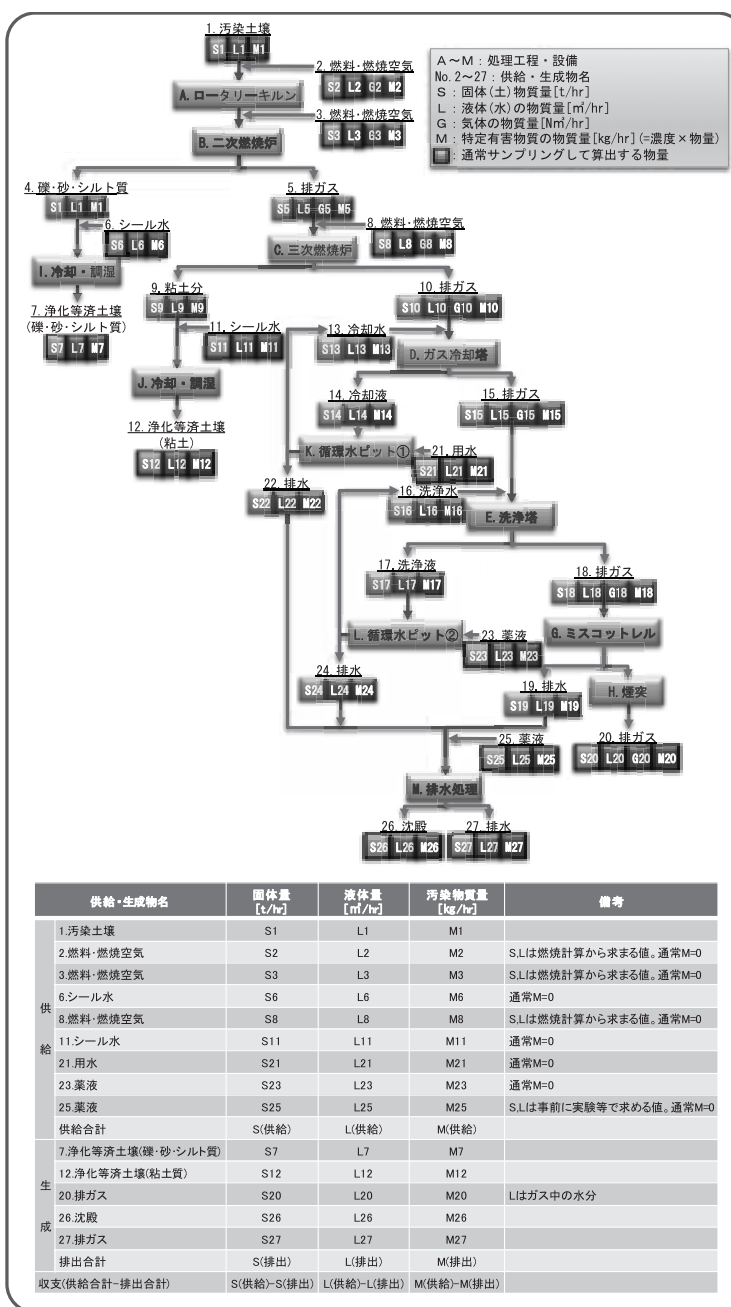


図2.1.3-5 熱分解におけるバランスシートの例

- 技能を有する者（処理業省令第4条第2号ロ）に係る書類（処理業通知記の第1の1(2)⑤イ）
- ①汚染土壌処理施設に配置されていることを確認することのできる書類（処理業通知記の第1の1(2)⑤イ(イ)）
- 下記②、③の者が存在すること確認できる管理体制系統図（図2.1.3-1 参照）を添付する。
- ②汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有する者であること（処理業省令第4条第2号ロ(1)。以下、「運転維持管理担当者」という。）を証明する書類（処理業通知記の第1の1(2)⑤イ(ロ)）
- 汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有することが証明できる就

業証明書等を添付する。

- ③汚染土壌処理施設から生じる公害を防止するための知識を有する者であること（処理業省令第4条第2号ロ(2)。以下、「公害防止担当者」という。）を証明する書類（処理業通知記の第1の1(2)⑤イ(ハ)）

表2.1.3-1に示した公害防止担当者の種類ごとに、知識を有することを証明する書類を添付すればよい。なお、公害防止担当者のうち、大気汚染及び水質汚濁に関する知識を有する者についてはすべての汚染土壌処理施設に必要であり、ダイオキシン類による公害防止に関する知識を有する者については汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある汚染土壌処理施設の場合に必要となる（2.2.2(2)参照）。

表2.1.3-1 公害防止担当者としての知識を有することを証明する書類

公害防止担当者の種類	知識を有することを証明する書類
大気汚染に係る公害の防止に必要な知識を有することの証明 （大気関係公害防止担当者）	次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・技術士試験の第二次試験のうち衛生工学部門（選択科目・大気管理）に合格したことを証する証書（技術士法施行規則（昭和59年総理府令第25号）様式第4）の写し ・大気関係第一種公害防止管理者試験又は大気関係第二種公害防止管理者試験の合格証書（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和46年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第3号）様式第5）の写し ・大気関係第一種公害防止管理者又は大気関係第二種公害防止管理者の資格を得るための講習の修了証書（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則様式第7）の写し ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第8条の2第1項の指定試験機関（平成22年7月14日現在、社団法人産業環境管理協会）が発行する公害防止管理者等国家試験の試験結果通知書の写し（大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物質特論の科目に合格していることが確認できるものであること） ・上記に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者に該当することを証明する書類
水質汚濁に係る公害の防止に必要な知識を有することの証明 （水質関係公害防止担当者）	次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・技術士試験の第二次試験のうち衛生工学部門（選択科目・水質管理）に合格したことを証する証書の写し ・水質関係第一種公害防止管理者試験又は水質関係第二種公害防止管理者試験の合格証書の写し ・水質関係第一種公害防止管理者又は水質関係第二種公害防止管理者の資格を得るための講習の修了証書の写し ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の指定試験機関が発行する公害防止管理者等国家試験の試験結果通知書の写し（水質概論及び水質有害物質特論の科目に合格していることが確認できるものであること） ・上記に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者に該当することを証明する書類
汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項のダイオキシン類をいう。）を生ずる可能性のある汚染土壌処理施設の場合、ダイオキシン類による公害防止に必要な知識を有することの証明 （ダイオキシン類関係公害防止担当者）	次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類関係公害防止管理者試験の合格証書の写し ・ダイオキシン類関係公害防止管理者の資格を得るための講習の修了書の写し ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の指定試験機関が発行する公害防止管理者等国家試験の試験結果通知書の写し（ダイオキシン類概論及びダイオキシン類特論の科目に合格していることが確認できるものであること）

(9)資金調達方法を記載した書類等（処理業省令第2条第2項第9号）

汚染土壌の処理の事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類を添付する。

汚染土壌の処理の事業の開始に要する資金の総額については、当該事業の開始及び継続に必要となる一切の資金の総額を記載する。具体的には、資本金の額のほか、当該事業の用に供する汚染土壌処理施設の整備及び維持管理に要する費用の額、汚染土壌処理施設の廃止措置に要する費用の額、損害賠償保険の保険料の額等が考えられる（処理業通知記の第1の1(2)⑥）。

なお、汚染土壌処理業以外の事業を兼業している場合には、出来る限り汚染土壌の処理に係る部門における経理区分を明確にして書類を提出する必要がある（処理業通知記の第1の2(4)②ア(二)）。

汚染土壌の処理の事業の開始に要する資金の調達方法については、資本金の調達方法、設備投資資金の調達方法、借入先・借入残高・年間返済額・返済期限・利率等、金融機関からの融資の状況を示す書類など、資金の調達に関する一切の事項を記載する。利益をもって資金に充てるものについては、その見込額を記載すること（処理業通知記の第1の1(2)⑥）。

(10)貸借対照表・損益計算書等（処理業省令第2条第2項第10号）

申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類を添付する。

(11)資産に関する調書等（処理業省令第2条第2項第11号）

申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類を添付する。

(12)定款又は寄附行為・登記事項証明書（処理業省令第2条第2項第12号）

申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書を添付する。

(13)住民票の写し（処理業省令第2条第2項第13号）

申請者が個人である場合には、住民票の写しを添付する。

(14)欠格要件に該当しない旨の誓約書（処理業省令第2条第2項第14号）

申請者が下記に示す①から③まで（法第22条第3項第2号イからハまで）に該当しない者であることを誓約するため、その旨の誓約書を作成し、申請者の氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にはその代表者の氏名を記名し、押印したものを添付する。なお、申請者が法人である場合には、法第22条第3項第2号ハのその事業を行う個々の役員についても、同旨の誓約書を

作成し、添付する。これらの誓約書を作成する場合において、自署するときは、押印する必要はない（処理業通知記の第1の1(2)⑦）。

- ①土壌汚染対策法又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者
- ②法第25条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ③法人であって、その事業を行う役員のうち上記①又は②のいずれかに該当する者があるもの

(15)事業を行う役員の住民票の写し（処理業省令第2条第2項第15号）

申請者が法人である場合には、法第22条第3項第2号ハに規定するその事業を行う個々の役員の住民票の写しを添付する。

(16)汚水・排水処理計画書（処理業省令第2条第2項第16号）

汚染土壌処理業の許可の基準（処理業省令第4条第1号ト及びチ）を満足していることを確認するために、汚水・排水処理計画書として、下記の事項が記載された書類を添付する（処理業通知記の第1の1(2)⑧）。

図2.1.3-6に浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））における汚水処理フロー図の例を示す。

- ・汚水の処理方法を示したフロー図
- ・排水基準に適合させるために必要な処理設備の構造図、処理能力、設置場所及び設計計算書
- ・排水に係る用水及び排水の経路図

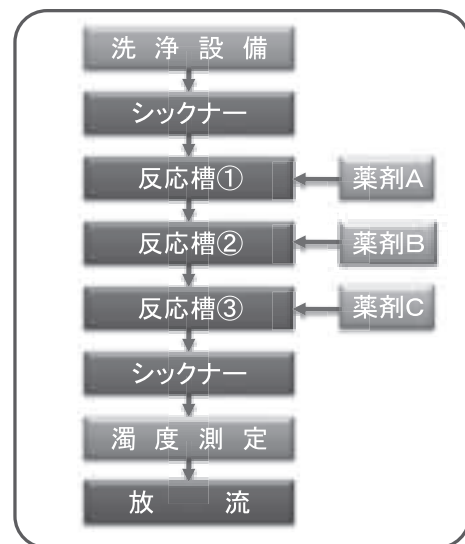


図2.1.3-6 洗浄処理における汚水処理フロー図の例

(17)排水の水質の測定方法（処理業省令第2条第2項第17号）

汚染土壌処理業の許可の基準（処理業省令第4条第1号ト及びチ）を満足していることを確認するために、排水の水質の測定頻度並びに試料の採取場所、時期及び

時間を記載した書類を添付する。当該測定作業を外部委託する場合には、併せて当該委託先を記載する（処理業通知記の第1の1(2)⑩）。

(18)地下水の水質測定方法（処理業省令第2条第2項第18号）

汚染土壌処理業の許可の基準（処理業省令第4条第1号リ）を満足していることを確認するために、下記の事項が記載された書類を添付する。なお、当該測定作業を外部委託する場合には、併せて当該委託先を記載する（処理業通知記の第1の1(2)⑩）。

- 地下水の水質を測定する頻度を記載した書類
- 地下水モニタリング設備の設置場所を記載した書類
- 設備の構造図
- 試料の採取時期及び時間を記載した書類

なお、埋立処理施設のうち公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質の測定の頻度並びに試料採取の場所、時期及び時間を記載した書類を添付する。

(19)飛散等及び地下浸透の防止計画書（処理業省令第2条第2項第19号）

汚染土壌処理業の許可の基準（処理業省令第4条第1号ホ及びリ）を満足していることを確認するために、下記の事項が記載された書類を「飛散等並びに地下浸透の防止計画書」として添付する（処理業通知記の第1の1(2)⑪）。

各設備における飛散等及び地下浸透の防止方法については、2.2.1(5)に記載している。

- 特定有害物質等の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散等及び地下への浸透を防止するための当該汚染土壌処理施設の構造並びにそのために設けられた設備の構造及び能力を記載した書類
- 汚染土壌の搬入及び搬出時以外の閉扉等施設管理により当該防止を図る場合には、当該施設管理の方法を記載した書類
- 埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設において、告示第24号に示されている「地下浸透防止措置」が講じられている汚染土壌処理施設の場合には、当該地下浸透防止措置を証明する書類

(20)大気有害物質排出・処理・測定計画書（処理業省令第2条第2項第20号）

浄化等処理施設又はセメント製造施設において、排出口から大気中に大気有害物質を排出する場合、汚染土壌処理業の許可の基準（処理業省令第4条第1号ヌ）を満足していることを確認するために、下記の事項が記載された「大気有害物質処理計画書」として添付する（処理業通知記の第1の1(2)⑫）。

ここで、「排出口」とは、処理設備における煙突、処

理設備又は保管設備において大気有害物質を恒常的に排出するため、強制換気をするための局所排気設備のことをいい、大気有害物質とは、後述表2.2.1-5に示した物質のことを言う。

図2.1.3-7に浄化等処理施設（浄化（分解－熱分解））における排ガス処理フロー図の例を示す。

なお、当該測定作業を外部委託させる場合には、併せて当該委託先を記載する。

- 発生してから排出口から大気中に排出されるまでの大気有害物質の排出経路図
- 大気有害物質処理設備の構造図、処理能力、設計計算書及び設置場所
- 大気有害物質の処理フロー図
- 大気有害物質の量の測定方法及び頻度を記載した書類
- 試料の採取場所、採取時期及び時間を記載した書類

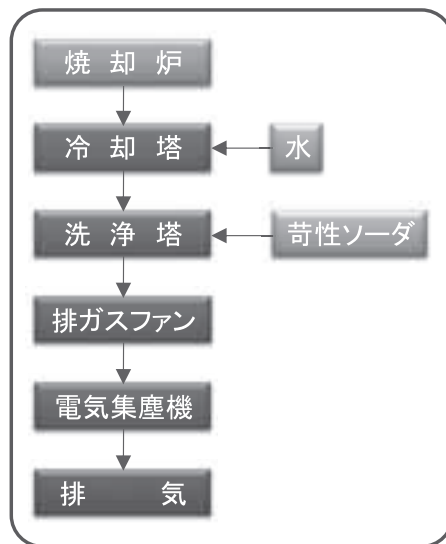


図2.1.3-7 熱分解における大気有害物質処理フロー図の例

(21)廃止措置の見積書等（処理業省令第2条第2項第21号）

廃止措置の内容に応じ、それぞれの廃止措置に要する費用の見積額及びその算定根拠並びに当該見積額の総計の額の調達方法及び当該調達方法が実現可能性のあるものであることを説明する書類を添付する（処理業通知記の第1の1(2)⑬）。

ここで、廃止措置に要する費用とは、次の①から④までに示すものである。なお、これらの費用の調達方法の記載に当たっては、2.1.3(9)に準じてできる限り詳細に記載する。

- ①汚染土壌処理施設における保管設備の容量の上限値の汚染土壌について、他の汚染土壌処理業者にその適正な処理を委託するのに要する費用（処理業通知記の第1の2(4)②イ(イ)）
- ②当該敷地全域について法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査をすることを想定してそれに要する費用（処理業通知記の第1の2(4)②イ(ロ)）
- ③3ヶ月に1回の頻度で2年間継続して汚染土壌処理

施設が設置されていた場所の周縁の地下水の測定を行うと仮定して、計8回の地下水の水質の測定に要する費用（処理業通知記の第1の2(4)②イ(ハ)）

- ④埋立処理施設において、計算覆土の厚さ及び覆土面積により算出される必要覆土量と覆土工事費単価の積により算出された覆土に要する費用や、キャッピングシート等の遮水シートを敷設するのに要する費用（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る埋立処理施設にあっては、当該遮水シートを敷設するのに要する費用を除外してもよい。）（処理業通知記の第1の2(4)②イ(ニ)）

②再処理汚染土壌処理施設の引受同意書（処理業省令第2条第2項第22号）

再処理汚染土壌処理施設に係る汚染土壌処理事業の許可証の写し及び汚染土壌の引渡しを受けることについての当該施設に係る汚染土壌処理業者の同意書を添付する。当該同意書は、当該者の記名及び押印を要する。この場合、自署するときは、押印する必要はない（処理業通知記の第1の1(2)⑭）。

この同意を求めるときは、2.1.2(4)に挙げた確認事項について相手方に開示して確認を求めることが適当である。

2.1.4 許可更新時の添付書類の省略（処理業省令第2条第3項）

法第22条第1項の許可の更新を申請する者は、その内容に変更がないときは、下記に示す書類又は図面の添付を省略することができる。

- ①事業経営計画概要書（処理業省令第2条第2項第1号）
- ②施設配置図等（処理業省令第2条第2項第2号）
- ③構造を明らかにする図面及び設計計算書（処理業省令第2条第2項第3号）
- ④汚染土壌の処理工程図（処理業省令第2条第2項第4号）
- ⑤所有権等を有することを証する書類（処理業省令第2条第2項第5号）
- ⑥他の汚染土壌処理業許可証の写し（処理業省令第2条第2項第6号）
- ⑦公有水面埋立法の免許等の書類の写し（処理業省令第2条第2項第7号）
- ⑧住民票の写し（処理業省令第2条第2項第13号）
- ⑨汚水・排水処理計画書（処理業省令第2条第2項第16号）
- ⑩排水の水質の測定方法（処理業省令第2条第2項第17号）
- ⑪地下水の水質測定方法（処理業省令第2条第2項第18号）
- ⑫飛散等及び地下浸透の防止計画書（処理業省令第2条第2項第19号）

2.2 汚染土壌処理業の許可の基準（法第22条第3項）

都道府県知事は、法第22条第1項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ汚染土壌処理業の許可をしてはならない。

2.2.1 汚染土壌処理施設に関する基準（処理業省令第4条第1号）

汚染土壌処理施設に関する基準は、当該申請に係る施設について、汚染土壌の処理に伴い汚染土壌処理施設に係る事業場の外へ汚染を拡散させることを防止することを含め、その構造が取り扱う汚染土壌の量及び汚染状態に応じた適正な処理ができるものであることを確保することを目的とするものである。汚染土壌処理施設に係る基準の審査に当たっては、書面上の審査のみならず、必ず、基準に適合していることを実地において確認されることになる（処理業通知記の第1の2(3)）。

(1)汚染土壌処理施設の種類の種類（処理業省令第4条第1号イ）

申請に係る汚染土壌処理施設は、許可申請書に記載された汚染土壌処理施設の種類の種類（浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設）のいずれかに該当しなければならない（処理業通知記の第1の2(3)①）。

(2)処理方法に応じた汚染土壌処理施設（処理業省令第4条第1号ロ）

処理の方法とは、図2.1.2-1に斜体で示した方式があり、また、汚染土壌の受入れから、保管、処理までの一連の作業の手順及び内容についても、許可申請書に記載された事項と合致していることを確認されなければならない（処理業通知記の第1の2(3)②）。

例えば、浄化等処理施設のうち浄化を行う汚染土壌処理施設では、許可申請書に記載された処理の方法によって、特定有害物質を除去した後の土壌の汚染状態を土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させることのできる設備を、受入設備や、点検設備など関連する他の設備と併せて設置していることを確認すること。

(3)構造耐力上の安全性（処理業省令第4条第1号ハ）

汚染土壌処理施設は、年間を通じて安定した稼働のできるものでなければならないことから、自重、積載荷重、水圧、土圧、風圧、積雪荷重、地震力、温度応力等に対して構造上安全である必要がある。必要に応じて、耐摩耗性、耐腐食性等を持つものでなければならない。例えば、燃焼により処理を行う場合等には高温によって設備が損傷を受けない材質である必要がある。

審査に当たっては、許可の申請時に添付した設計計算書等（2.1.3(3)参照）により確認される（処理業通知記の第1の2(3)③）。

(4)腐食防止措置（処理業省令第4条第1項ニ）

分解処理による生成物等を含む排ガスや排水、処理に

において使用する薬剤の中には腐食性のもが含まれている場合があり、これらが汚染土壌処理施設に影響を及ぼさないように腐食防止のための措置を講じる必要がある。例えば、煙道の材質には腐食防止材を使用し、又は煙道の内面に腐食防止のための被覆、塗装等の措置が講じられている必要がある（処理業通知記の第1の2(3)④）。

(5)飛散等・地下浸透・悪臭発散を防止する構造（処理業省令第4条第1号ホ）

汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造であり、又は必要な設備が設けられている必要がある（処理業通知記の第1の2(3)⑤）。

1) 飛散等及び悪臭の発散を防止する構造

飛散等及び悪臭の発散を防止する構造は、取り扱う汚染土壌の汚染状態や汚染土壌処理施設を構成する設備によって異なる。例えば、第一種特定有害物質、水銀及びPCBは大気中への拡散が懸念され、大気中に揮散されやすい状態に置くこと自体が環境保全上問題であるため、これらを含む汚染土壌の受入設備は屋内に設けることを基本と

し、その上で屋内空気を処理してから排気するなど、揮散した第一種特定有害物質、水銀及びPCBを外部に拡散させないような配慮がなされていることが必要である。

例えば、分別等処理施設において、第一種特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れる場合、保管設備及び処理設備の構造は、揮散した第一種特定有害物質を捕集するため吸引ブローア及び活性炭吸着等の捕集又は分解装置等を備える必要があり、この構造を有していない場合には第一種特定有害物質を含む汚染土壌の異物除去や含水率調整は行えない。

また、飛散等を防止するために囲いや防塵ネットを使用、汚染土壌が雨水等に触れないための屋根等の雨水排除設備や外部への流出を防止するために防波堤や集水溝等を設けることも必要である。

表2.2.1-1に各設備における飛散等を防止するための構造の種類を、表2.2.1-2に飛散等及び悪臭の発散を防止するための構造の種類と内容を示す。

なお、図2.2.1-1に粉じん等が飛散しにくい構造の例を示す。

表2.2.1-1 各設備における飛散等を防止するための構造の種類

設備名	汚染土壌処理施設の種類の種類	構造の種類
保管設備	水銀及びPCBを除く第二種及び第三種特定有害物質のみによる汚染土壌を受け入れる施設(悪臭を発生するものを受け入れない場合)	A
	水銀及びPCBを除く第二種及び第三種特定有害物質のみによる汚染土壌を受け入れる施設(悪臭を発生するものを受け入れる場合)	C
	第一種特定有害物質、水銀及びPCBによる汚染土壌を受け入れる施設	C
処理設備(埋立地以外)	水銀及びPCBを除く第二種及び第三種特定有害物質のみによる汚染土壌を受け入れる施設(悪臭を発生するものを受け入れない場合)	B
	水銀及びPCBを除く第二種及び第三種特定有害物質のみによる汚染土壌を受け入れる施設(悪臭を発生するものを受け入れる場合)	C
	第一種特定有害物質、水銀及びPCBによる汚染土壌を受け入れる施設	C
処理設備(埋立地)	埋立処理施設	D

表2.2.1-2 飛散等を防止するための構造の種類と内容

構造の種類	構造の内容
A	下記のいずれかの構造。 ① 粉じん等が飛散しにくい構造かつ散水、防じんカバー等により飛散を防止する ② 建屋等で外気と遮断できる構造かつ、集じん機が設置されている ③ 前各号と同等以上の効果を有する構造
B	下記のいずれかの構造。 ① 建屋等で外気と遮断できる構造かつ、集じん機が設置されている ② フード等で外気と遮断できる構造 ③ 前各号と同等以上の効果を有する構造
C	下記の全てを満足する構造。 ①建屋等で外気と遮断できる構造 ②建屋等が負圧管理されている ③集じん機が設置されている ④揮散した物質を確実に除去又は分解により処理する機能を有する設備が設けられている
D	下記のいずれかの構造 ①散水施設によって散水が行われている ②防じんカバーで覆われている ③薬液の散布又は表層の締固めが行われている ④前各号と同等以上の効果を有する構造

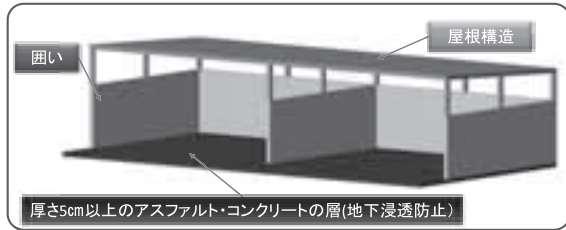


図2.2.1-1 粉じん等が飛散しにくい構造の例

2) 地下浸透を防止する構造

汚染土壌と床面構造との接触時間や、雨水浸入の有無により、汚染が地下へ浸透するおそれは異なる。よって、地下浸透を防止する構造も、汚染土壌処理施設の種類の設備により異なると考えられる。

表2.2.1-3に各設備における地下浸透を防止する構造の種類を、表2.2.1-4に構造の種類と地下浸透を防止す

る構造と内容を示す。

表2.2.1-3 各設備における地下浸透を防止する構造の種類

		設備名	構造の種類
浄化等処理施設	保管設備		A
	処理設備		A
分別等処理施設	保管設備		A
	処理設備		A
セメント製造施設	保管設備		A
	処理設備		A
埋立処理施設	内陸埋立施設	保管設備	A
		処理設備(埋立地)	C
	水面埋立施設	保管設備	A
		処理設備(埋立地)	D
盛土構造物等	保管設備	A	
	処理設備(埋立地)	B	

表2.2.1-4 構造の種類と地下浸透を防止する構造

構造の種類	地下浸透を防止する構造
A	雨水と汚染土壌が直接接しない構造（屋根等）及び、下記のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するもの ①厚さ10以上のセメント・コンクリートの層 ②厚さ5以上のアスファルト・コンクリートの層
B	下記の①から⑦のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有する遮水構造（底面及び側面）かつ、⑧から⑩のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有する遮水構造（上面） ①地下全面に厚さが5m以上、かつ透水係数が100nm/sec（岩盤では、ルジオン値が1）以下である不透水性地層がある ②厚さが50以上、かつ、透水係数が10nm/sec以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが敷設 ③厚さが5以上、かつ、透水係数が1nm/sec以下であるアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設 ④不織布その他の物の表面に二重の遮水シートが敷設 ⑤薬剤等の注入により、当該不透水性地層までの埋立設備の周囲の地盤が、ルジオン値が1以下となるまで固化 ⑥厚さが50以上、かつ、透水係数が10nm/sec以下である壁が埋立設備の周囲に当該不透水性地層まで設置 ⑦一軸圧縮強度が25N/以上、かつ、厚さが35以上の水密性を有する鉄筋コンクリート ⑧厚さ10以上のセメント・コンクリートの層 ⑨厚さ5以上のアスファルト・コンクリートの層 ⑩転圧管理された厚さ50以上の土砂（排水処理設備が設置され、稼働している場合）
C	下記のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するもの（ただし基礎地盤のうちそのこう配が50%以上で、地下水位以上の部分は基礎地盤に吹付モルタルに遮水シート若しくはゴムアスファルト又はこれらと同等以上の遮水の効力、強度及び耐久力を有するものでよい。） ①地下全面に厚さが5m以上、かつ透水係数が100nm/sec（岩盤では、ルジオン値が1）以下である不透水性地層がある ②厚さが50以上、かつ、透水係数が10nm/sec以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが敷設 ③厚さが5以上、かつ、透水係数が1nm/sec以下であるアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設 ④不織布その他の物の表面に二重の遮水シートが敷設
D	下記のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するもの ①薬剤等の注入により、不透水性地層までの埋立設備の周囲の地盤が、ルジオン値が1以下となるまで固化 ②厚さが50以上であり、かつ、透水係数が10nm/sec以下である壁が埋立設備の周囲に不透水性地層まで設置 ③止水型鋼矢板が埋立設備の周囲に不透水性地層まで設置

(6)著しい騒音及び振動の発生防止（処理業省令第4条第1号へ）

汚染土壌処理施設を構成する設備を稼働すること等により著しい騒音や振動が生じ、汚染土壌処理施設周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性がある。そのため、汚染土壌処理施設の周辺環境の状況に応じて、低騒音型の機器の採用や、防音壁を設ける必要がある（処理業通知記の第1の2(3)⑥）。

(7)排水処理設備等（公共用水域）（処理業省令第4条第1号ト）

排水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられている必要がある。

1) 排出口における排水の水質を排水基準に適合させるために必要な処理設備（処理業省令第4条第1号ト(1)）

排水の水質を排水基準に適合させる処理設備とは、汚染土壌処理施設に受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と採用する処理の方法の原理からみて排水に含まれることが予想される有害物質等を排水基準に適合させることのできるものである（処理業通知記の第1の2(3)⑦）。

①排水基準を定める省令第2条の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が同令別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第2の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれの表の下欄に掲げる許容限度を超えないこと（処理業省令第4条第1号ト(1)(イ)）。

②ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第2号に規定する方法により測定した場合における測定値が同令別表第2の下欄に掲げる許容限度（ダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定により排出基準が定められた場合においては、当該排出基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと（処理業省令第4条第1号ト(1)(ロ)）。

2) 排水の水質を測定するための設備（処理業省令第4条第1号ト(2)）

1)の①、②に示した方法により排水の水質を測定するための設備が必要である。

排水の水質を測定するための設備とは、適切な排水を採取するための採取口が設けられていけばよい。また、測定については外部委託しても構わない。

(8)排水処理設備等（下水道）（処理業省令第4条第1号チ）

排水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる設備が設けられている必要がある（処理業通知記の

第1の2(3)⑧）。

1) 排水口における排水の水質を排除基準に適合させるために必要な処理設備（処理業省令第4条第1号チ(1)）

排出口における排水の水質を排除基準に適合させる処理設備とは、施設に受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と採用する処理の方法の原理からみて排水に含まれることが予想される汚染物質等を排除基準に適合させることのできるものである。

2) 排水の水質を測定するための設備（処理業省令第4条第1号チ(2)）

下水道測定方法により排水の水質を測定するための設備が必要である。

排水の水質を測定するための設備とは、2.2.1(7)2)と同様、適切な排水を採取するための採取口が設けられていけばよい。また、測定については外部委託しても構わない。

(9)地下水モニタリング設備（処理業省令第4条第1号リ）

1) 測定設備

汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられている必要がある。

地下水モニタリング設備には、地下水を採取するための採取口が必要であり、施設を設置する場所の、周縁の地下水の流向を把握した上で、当該地下水の下流側や、特定有害物質が漏出した場合において、最も濃度が高くなると考えられる場所に設置する必要がある（処理業通知記の第1の2(3)⑨）。

なお、地下水の流向が不明な場合には、モニタリング設備を四方に配置する必要がある。

また、水面埋立処分を行う最終処分場の場合には、周辺の水域の水又は周縁の地下水を採取するための採取口があればよい。

これらの測定については、2.2.1(7)2)と同様に、外部委託しても構わない。

2) 環境大臣が定める地下浸透防止措置

環境大臣が定める地下浸透防止措置が講じられている場合には、周縁の地下水の汚染状態を測定する設備が必要なく、測定を行う必要もない。

この、環境大臣が定める地下浸透防止措置は、平成22年環境省告示第24号に規定されている。具体的な内容は下記のとおりである。図2.2.1-2に環境大臣が定める地下浸透防止措置の例（揮散及び悪臭のない汚染土壌の保管設備の場合）を示す。

①処理業省令第4条第1号ホの構造のうち特定有害物質等の地下浸透防止のために必要な構造の床及び路面を二重に設けること

②特定有害物質等が地下に浸透していないことを

目視その他の方法により確認するために十分な空間を各設備にに応じて、表2.2.1-3及び表2.2.1-4で示した構造を有した二重の床及び路面で形成すること。

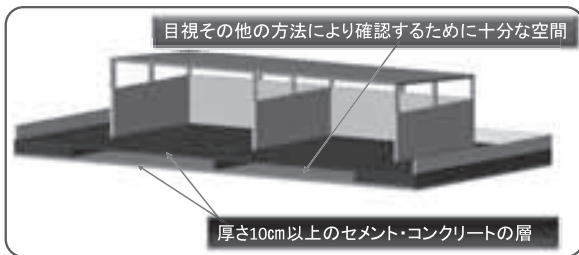


図2.2.1-2 保管設備における環境大臣が定める地下浸透防止措置の例

(10)大気有害物質処理設備等(処理業省令第4条第1号ヌ)

浄化等処理施設又はセメント製造施設において、排出口から大気中に大気有害物質を排出する場合、排出口において、表2.2.1-5に示すように大気有害物質の量が許容限度を超えないようにするために必要な大気有害物質

処理設備を設けるとともに、大気有害物質測定設備も設けられている必要がある。

大気有害物質処理設備は、汚染土壌処理施設に受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と採用する処理の方法の原理からみて排気に含まれる大気有害物質を基準に適合させることのできるものである必要がある。また、大気有害物質測定設備とは、排気を採取するための採取口(処理設備の煙道や、保管設備の排気口など)があれば足り、測定については外部へ委託しても構わない(処理業通知記の第1の2(3)⑩)。

なお、2.2.6(10)にも記載しているが、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和54年総理府令第37号)の附則第3項の経過措置の適用を受けるセメント製造施設では、窒素酸化物の大気への排出の許容限度は、当分の間、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1につき480とされている。

また、分別等処理施設において排出口及び大気有害物質処理設備を設けている場合、大気有害物質処理設備が適切に機能しているか確認するために、大気有害物質の測定を行うことが望ましい。

表2.2.1-5 大気有害物質と許容限度

大気有害物質の種類	許容限度
①カドミウム及びその化合物	1.0mg
②塩素	30mg
③塩化水素	700mg
④ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	10mg
⑤鉛及びその化合物	20mg
⑥窒素酸化物	250cm ³ ※ (排出ガス量が10万m ³ /日未満の浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、350cm ³)
⑦1,2-ジクロロエタン	—
⑧ジクロロメタン	
⑨水銀及びその化合物	
⑩テトラクロロエチレン	
⑪トリクロロエチレン	
⑫ベンゼン	
⑬PCB	
⑭ダイオキシン類	

※大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令附則第三項の経過措置の適用を受けるセメント製造施設は、480cm³。

①、②、④及び⑤に掲げる許容限度は大気汚染防止法施行規則別表第3の備考1に掲げる方法により測定される量として表示されたものとし、③に掲げる許容限度は同表の備考2に掲げる式により算出された量とし、⑥に掲げる許容限度は同令別表第3の2の備考に掲げる式により算出された量である。

2.2.2 申請者の能力に関する基準(処理業省令第4条第2号)

(1)統括管理責任者(処理業省令第4条第2号イ)

汚染土壌の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者として統括管理責任者が存在している必要がある(処理業通知記の第1の2(4)①ア)。

2.1.3(8)1)に示したように、統括管理責任者の氏名及び役職並びに当該者が当該業務を統括管理する権限を有することを確認することができる管理体制系統図があればよい。

なお、統括管理責任者には資格や実務経験等の条件は不要である。

(2)運転維持管理担当者及び公害防止担当者(処理業省令第4条第2号ロ)

汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者として、運転維持管理担当者及び公害防止担当者が配置されている必要がある(処理業通知記の第1の2(4)①イ)。

配置されている旨の確認は、2.2.2(1)と同様に、管理

体制系統図に運転維持管理担当者及び公害防止担当者が記載されていればよい。

運転維持管理担当者及び公害防止担当者は、同一の者でもよいし、兼務をしてもよい。

処理業省令第4条第2号口の規定は、平成22年4月1日時点で、現に認定浄化施設、セメント施設等において実態として土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌の処理を業として行っている者については、3年の間は適用されないこととされている(処理業省令附則第2条)が、経過措置の適用を受けた汚染土壌処理業者は、猶予期間である3年の間に次の1)及び2)に該当する者を許可に係る汚染土壌処理施設に適切に配置する必要がある。

1) 運転維持管理担当者(処理業省令第4条第2号口(1))

汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有する者を運転維持管理担当者として配置しなければならない(処理業通知記の第1の2(4)①イ(イ))。

ここで、運転維持管理担当者の実務経験は、許可を得ようとする汚染土壌処理施設と同一の処理方法を採用した施設での実務経験である必要がある。

よって、浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))の許可を得ようとする場合に、浄化等処理施設(浄化(抽出-化学脱着))など、同一の処理方法ではない施設における3年間の実務経験は認められない。

また、複数の処理方法を採用する汚染土壌処理施設では、処理方法ごとに運転維持管理担当者を配置しなければならない(兼務することは可能である)。

実務経験として認められるものの例を下記に示す。

- ①浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))の許可を得ようとする場合、認定浄化施設(抽出-洗浄処理)における3年間の実務経験(認定前の実務経験を含む)
- ②埋立処理施設(内陸埋立処理施設)の許可を得ようとする場合、管理型最終処分場における3年間の実務経験
- ③埋立処理施設(盛土等構造物)の許可を得ようとする場合、盛土構造物や地下構造物建設における3年間の実務経験
- ④分別等処理施設(含水率調整)の許可を得ようとする場合、産業廃棄物処理施設(汚泥の脱水)における3年間の実務経験なお、3年以上の実務経験の審査に当たっては、2.1.3(8)2)に記載したように、実務経験を証する書類や就業証明書等を提出することで行われる。

2) 公害防止担当者(処理業省令第4条第2号口(2))

汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者を公害防止担当者として、配置しなければならない(処理業通知記の第1の2(4)①イ(ロ))。

公害防止担当者には、下記の3種類がある。

- ①大気汚染に係る公害の防止に必要な知識を有する公害防止担当者(大気関係公害防止担当者)
- ②水質汚濁に係る公害の防止に必要な知識を有する公害防止担当者(水質関係公害防止担当者)
- ③ダイオキシン類による公害の防止に必要な知識を有する公害防止担当者(ダイオキシン類関係公害防止担当者)

全ての汚染土壌処理施設で、①及び②を配置しなければならない。

また、ダイオキシン類を生じる可能性のある汚染土壌処理施設の場合には、③も配置する必要がある。

ここで、「ダイオキシン類を生じる可能性のある施設」は、汚染土壌処理施設ごとに受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と処理方法から判断される。ダイオキシン類を生じる可能性のある施設の例としては、下記に示す①から④が挙げられる。

- ①浄化等処理施設(浄化(抽出-熱脱着))
- ②浄化等処理施設(浄化(分解-熱分解))
- ③浄化等処理施設(溶融)
- ④セメント製造施設

公害防止担当者は、許可申請書に添付された、2.1.3(8)に示した表2.1.3-1の書類を確認することによって行われる。

(3) 経理的基礎(処理業省令第4条第2号ハ)

汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理の事業を的確にかつ継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かに関する審査について留意すべき点は以下のとおりである。

- ①申請者が法人である場合には、事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かが判断される(処理業通知記の第1の2(4)②ア(イ))。
- ②申請者が個人である場合には、事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、資産に関する調書並びに所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かが判断される(処理業通知記の第1の2(4)②ア(ロ))。
- ③事業の開始及び継続に要する資金の総額とは、事業の開始及び継続に必要と判断される一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する汚染土壌処理施設の整備に要する費用、損害賠償保険の保険料等が含まれるものである(処理業通知記の第1の2(4)②ア(ハ))。
- ④汚染土壌処理業以外の事業を兼業している場合には、

できる限り汚染土壌の処理に係る部門における経理区分を明確にして書類を提出する（処理業通知記の第1の2(4)②ア(ニ)）。

⑤事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていることが望ましい（少なくとも債務超過の状態でないことが相当である。）が、さらに、以下に留意して判断される（処理業通知記の第1の2(4)②ア(ホ)）。

- ・事業の用に供する施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること、役員報酬が著しく少なく計上されていないこと。
- ・利益が計上できているか否かについては、過去3年間程度の損益平均値をもって判断することとし、欠損である場合にあっては直前期が黒字に転換しているか否かを勧告する。
- ・高額な設備投資を要する場合にあっては、設備投資の当初に利益を計上できないことが多いことから、減価償却率に応じた損益の減少等を勧告する。
- ・経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出することになる。

⑥金銭債務の支払不能に陥った者、事業の継続に支障を来すことなく弁済期日にある債務を弁済することが困難である者、銀行取引停止処分がなされた者、債務超過に陥っている法人、直前3年間において法人税（個人にあっては、所得税）の滞納・未納がある者等については、経理的基礎を有しないものと判断される。また、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続が開始された法人等の経理的基礎については、事業の実績及び再生計画又は更生計画の内容に照らし慎重に判断される可能性があるが、再生手続又は更生手続が開始された場合には、経理的基礎を有しないものと判断される。その他の場合においても、報告徴収等の積極的な活用を通じて、経理的基礎の状況の把握がなされるとともに、再生手続終結決定又は更生手続終結決定の見込みが立たない段階においては、事業の停止を命ずること等の措置を講じられることも考えられる（処理業通知記の第1の2(4)②ア(ハ)）。

(4)廃止措置を講ずるに足る経理的基礎（処理業省令第4条第2号二）

廃止措置を講ずるに足る経理的基礎を有しているか否かは、見積書（処理業省令第2条第2項第21号）に記載された処理業省令第13条各号に掲げる廃止時の措置に要する費用の総額を、直近の貸借対照表で示されている流動資産の額の合計が上回っているか否かという観点から審査される。なお、廃止時の措置に要する額の見積りに当たっては、①から④までの考え方により算出する必

要がある。

なお、下記①から④までに掲げる費用のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る埋立処理施設であって、同法第15条の2の3において準用する同法第8条の5第1項に規定する維持管理積立金の使途及び目的と重なり合う費用の限度において、当該維持管理積立金によって積み立てられていると認められる費用がある場合については、当該維持管理積立金をもって、下記①から④までに掲げる費用の見積額を満たしていると考えられる。また、保険によって、上記維持管理積立金と同等程度に廃止時の措置義務を講ずるに足る費用を担保することができると認められる場合には、当該保険をもって、当該費用の見積額を満たしていると考えられる（処理業通知記の第1の2(4)②イ）。

①汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌の処理に要する費用の額については、汚染土壌処理施設における保管設備の容量の上限値の汚染土壌について、他の汚染土壌処理業者にその適正な処理を委託するのに要する費用を算出の基礎とする（処理業通知記の第1の2(4)②イ(イ)）。

②汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況についての調査に要する費用の額については、当該敷地全域につき、法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査をすることを想定してそれに要する費用を算出の基礎とする。この場合において、申請者が汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された場合において、当該調査の過程の全部を省略することが確実であると認められるときは、その旨を記載した書面をもって、当該調査に要する費用の見積額を記載した書類に代えてもよい（処理業通知記の第153の2(4)②イ(ロ)）。

③汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水の水質の測定に要する費用の額については、3カ月に1回の頻度で2年間継続して当該測定を行うと仮定して、計8回の地下水の水質の測定に要する費用を算出の基礎とする（処理業通知記の第1の2(4)②イ(ハ)）。

④埋立処理施設における水の浸透防止措置に要する費用の額については、キャッピングシート等の遮水シートを敷設するのに要する費用に加えて、計画覆土の厚さ及び覆土面積により算出される必要覆土量と覆土工事費単価の積により算出すること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る埋立処理施設にあっては、当該遮水シートを敷設するのに要する費用を除外してもよい（処理業通知記の第1の2(4)②イ(ニ)）。

2.2.3 欠格要件（法第22条第3項第2号）

欠格要件は、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除するために申請者の一般的適性についての要件を定めたものであって、これらに該当しな

いことが許可の要件とされていることから、許可に当たっては、これらに該当する事由の有無について確実な調査により、該当する場合は速やかに不許可処分がなされ、また、更新許可の場合には、従前の許可の取消しもなされる。

なお、欠格要件該当の有無について関係行政機関に照会する場合にあっては、法第56条第2項の規定に基づき行うものである（処理業通知記の第1の2(5)①）。

法第22条第3項第2号には、申請者が下記のいずれにも該当しないことと記載されている。

- ①法又は法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者（法第22条第3項第2号イ）
- ②法第25条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者（法第22条第3項第2号ロ）
- ③法人であって、その事業を行う役員のうち①又は②のいずれかに該当する者があるもの（法第22条第3項第2号ハ）

なお、法第22条第3項第2号ハに規定する「その事業を行う役員」とは、汚染土壌の処理の事業を行う役員を指し、申請者である法人が、汚染土壌処理業以外の事業を兼業している場合における当該兼業する他の事業のみを行う部門の担当役員については含まれない（処理業通知記の第1の2(5)②）。

2.2.4 許可の更新（法第22条第4項及び第5項）

汚染土壌処理業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う（法第22条第4項）。

また、法第22条第2項の規定（許可申請書の提出）、及び第3項の規定（許可に関する基準）についても許可更新時には準用される（法第22条第5項）。

更新の申請は、審査の期間を考慮して、余裕をもって行う必要がある。

2.2.5 汚染土壌処理業の許可証の交付等（処理業省令第14条）

(1)許可証の交付（処理業省令第14条第1項）

都道府県知事は、法第22条第1項の規定により許可をしたとき、

又は法第23条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第6による許可証を交付しなければならない。

許可証中「許可の年月日」については、法第22条第1項又は法第23条第1項の許可をした日が記載され、「許可の有効期限」については、法第22条第1項の許可をした日から5年間となる。また「変更の内容」には法第23条第1項の許可をした日又は許可証の書換えをした日を記載することとし、その具体的内容についても記載する（処理業通知記の第1の2(6)①）。

図2.1.1-1に示した許可申請書に基づき許可された汚染土壌処理施設の許可証の例を図2.2.5-1に示す。

なお、「汚染土壌処理施設の種別」、「汚染土壌処理施設の処理能力」及び「汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態」については、許可された汚染土壌処理施設における処理方法ごとに記載されることになる。

様式第六（第十四条第一項関係）

許可番号 第 0861001050 号		
汚染土壌処理業許可証		
東京都港区▲▲○-○-○ 土壌洗浄株式会社 代表取締役社長 環境 次郎		
土壌汚染対策法	第22条第1項 第23条第1項	
の許可を受けた者であることを証する。		
川崎市長 ○○ ○○ 印		
許可の年月日	平成22年6月10日	
許可の有効期限	平成27年6月09日	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	土壌洗浄株式会社 川崎事業所	
汚染土壌処理施設の設置の場所	神奈川県川崎市川崎区△△0-0-0	
汚染土壌処理施設の種別	① 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) ② 分別等処理施設(異物除去) ③ 分別等処理施設(含水率調整)	
汚染土壌処理施設の処理能力	① 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) 20t/h 160t/d(8時間) ② 分別等処理施設(異物除去) 10t/h 80t/d(8時間) ③ 分別等処理施設(含水率調整) 10t/h 80t/d(8時間)	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	① 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))	
	受け入れられる特定有害物質	水銀及びその化合物を除く第二種特定有害物質
	受け入れられる特定有害物質の汚染状態	第二溶出量基準以下とする。
	② 分別等処理施設(異物除去)	
	受け入れられる特定有害物質	水銀及びその化合物並びに PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質
	受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限値はなしとする。
③ 分別等処理施設(含水率調整)	受け入れられる特定有害物質	水銀及びその化合物並びに PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質
	受け入れられる特定有害物質の汚染状態	濃度の上限値はなしとする。
	変更の内容	
備考	この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。	

図2.2.5-1 汚染土壌処理業許可証の記載例

(2)許可証の書換え・再交付（処理業省令第14条第2項）

処理業省令第14条第1項の許可証の交付を受けた者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき、又は許可証を亡失し、若しくはき損したときは、様式第7による許可申請書を都道府県知事に提出し、許可証の書換え又は再交付を受けることができる。

(3)許可証の提示（処理業省令第14条第3項）

処理業省令第14条第1項の許可証の交付を受けた者は、当該者に汚染土壌の処理を委託しようとする者から許可証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(4)許可証の返納（処理業省令第14条第4項）

処理業省令第14条第1項の許可証の交付を受けた者は、次の①から⑥のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに許可証を都道府県知事に返納しなければならない（処理業通知記の第1の2(6)③）。

- ①許可の更新を行う場合
- ②施設の変更許可を行う場合
- ③許可証を亡失し、若しくはき損した場合において新たな許可証を交付するとき
- ④許可証を紛失した者が新たな許可証の交付を受けた場合において紛失した従前の許可証を発見したとき
- ⑤汚染土壌処理業者が事業の全部を休止し、若しくは廃止する場合（事業の休止の場合は、休止期間中の一時返納）
- ⑥許可の取消し若しくは停止の場合（許可の停止の場合は、停止期間中の一次返納）

2.2.6 処理に関する基準（法第22条第6項、処理業省令第5条）

法第22条第1項の許可を受けた汚染土壌処理業者が汚染土壌の処理を行うに当たっては、受け入れた汚染土壌の適正処理及び当該許可に係る施設外への汚染の拡散防止のために法第22条第6項の汚染土壌の処理に関する基準に常に従わなければならない。

また、都道府県知事は、汚染土壌処理業者により、処理に関する基準に適合しない処理が行われた場合には、その適正な処理の実施を確保するため、処理の方法の変更、その他必要な措置を講ずべき措置を命ずることや（法第24条）、その事業の許可を取り消し又はその事業の停止を命ずること（法第25条第3号）等の措置をとることにより、汚染土壌の処理に伴う当該汚染土壌処理施設外への汚染の拡散を防止することとなる（処理業通知記の第2の1）。

なお、浄化等処理施設において、汚染の除去等の処理を行った後の土壌であって、含水率が高く泥状のもの（脱水ケーキ等を含む）は、汚染土壌として取り扱わなければならない（施行通知記の第5の2(3)）。

(1)飛散等、地下浸透及び悪臭発散を防止する措置（処理業省令第5条第1号）

特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずる必要がある（処理業通知記の第2の2(1)）

1) 飛散等及び悪臭の発散を防止する構造

汚染土壌処理施設の各設備における措置については、汚染土壌処理業の許可の基準（2.2.1(5)1）の表2.2.1-1及び表2.2.1-2参照）に示した構造を有している必要がある。

さらに、汚染土壌処理施設からの飛散等及び悪臭の発散を防止するための構造及び設備が確実に機能するように維持管理を行う必要がある。

なお、処理に伴う悪臭については、処理業省令第5条第1号は、汚染土壌の処理に伴う生活環境の保全上の支障を生じさせないための規定であり、処理に伴い当然に生じる臭気を全く許さないような、対応不可能な措置を講ずることまで求めている訳ではないが、施設周辺からの苦情等がないような措置を講ずることが望ましい。

2) 地下浸透を防止する構造

汚染土壌処理施設の各設備における措置については、汚染土壌処理業の許可の基準（2.2.1(5)2）の表2.2.1-3及び表2.2.1-4参照）に示した構造を有していればよい。

さらに、汚染土壌処理施設からの地下浸透を防止するための構造及び設備が確実に機能するように維持管理を行う必要がある。

(2)著しい騒音及び振動の発生防止措置（処理業省令第5条第2号）

汚染土壌処理施設を構成する設備を稼働すること等により騒音や振動が生じ、汚染土壌処理施設周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性がある。そのため、汚染土壌処理施設の周辺環境の状況に応じて、低騒音型の機器を採用し、防音壁を設けるなどの措置を講ずるとともに、設備が確実に機能するように維持管理を行う必要がある（処理業通知記の第2の2(2)）。

(3)緊急時の対応（処理業省令第5条第3号）

汚染土壌処理施設において事故等により特定有害物質等が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散した場合には、直ちに当該汚染土壌処理施設の運転を停止した後、まず当該汚染土壌処理施設の点検を行い、飛散した汚染土壌や流出した液体の回収を図る等、当該汚染土壌処理施設内部及び周辺地域の環境汚染の修復を図るための必要な措置を講ずる必要がある（処理業通知記の第2の2(3)）。

この場合、都道府県知事への届出を行う必要があることに注意が必要である（法第22条第9項）。

1) 緊急連絡体制等の整備

施設内での汚染土壌の運搬、処理施設中の事故

などにより緊急対応を迫られることが考えられる。そこで、予め緊急時連絡体制系統図を作成し、災害等の緊急時には、この緊急時連絡体制系統図に沿って、関係機関等へも連絡する必要がある。

緊急時連絡体制系統図の例を図2.2.6-1に示す。

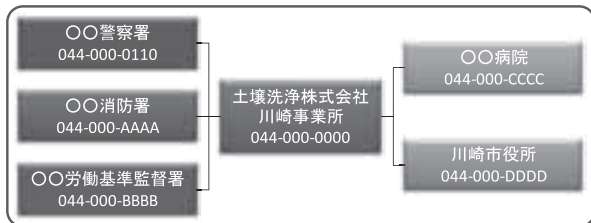


図2.2.6-1 緊急時連絡体制系統図

2) 緊急対応マニュアル及び教育

事故等による被害及び影響を最小限とするためには、事故等の緊急時における連絡先、被害を防止するために必要な措置を記載した緊急時対応マニュアルを策定することが重要である。

また、作業員等には、当該マニュアルを周知させるとともに、定期的に訓練などを行うことが望ましい。

作業員への教育では、下記に示す項目について周知させることが望ましい。

- ①緊急連絡体制系統図について
- ②緊急時対応マニュアルについて
- ③特定有害物質による人の健康への影響について
- ④保護具等の使用方法について
- ⑤施設内移動時の揺れや振動が、飛散、こぼれ、漏洩につながる事
- ⑥自動車等のタイヤ・車体、作業員の長靴等に付着した汚染土壌を施設外に持ち出さないこと

3) 緊急時の措置

事故等による緊急時には、緊急連絡体制系統図及び緊急時対応マニュアルに従って、適切な措置を講じる必要がある。具体的な措置として、下記のようなものが考えられる。

- ①作業を中止し、応急措置を講じ、付近の者に警告を行うとともに、緊急連絡先に連絡し、その指示に従う。
- ②適切な保護具を着用し、飛散・流出した汚染土壌の回収を行う。
- ③特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が公共用水域又は地下に飛散・浸透し、又は大気に揮散された場合には、都道府県等と協議し、環境モニタリング調査等、必要な措置を講ずる。

(4)汚染土壌の受入れ（処理業省令第5条第4号）

汚染土壌処理施設への汚染土壌の受入れの基準は、下記のとおりである。

- 1) 当該汚染土壌処理施設の処理能力を超える汚染土壌又は許可申請書に記載した当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌を受け入れてはならないこと（処理業省令第5条第4号イ）

受け入れる汚染土壌の量は、許可申請書に記載した汚染土壌処理施設における処理能力に見合ったものでなければならない。具体的には、1日当たりの処理量に60を乗じて得た量、又は保管設備の容量のどちらか少ない量を超えて汚染土壌を受け入れてはならない（処理業通知記の第2の2(4)①）。

また、汚染土壌処理施設において処理することが可能である汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌は、当該汚染土壌処理施設に受け入れてはならない。

例えば、第一種特定有害物質のみを処理することのできる汚染土壌処理施設の場合、第一種特定有害物質以外の特定有害物質によって汚染されている汚染土壌を受け入れてはならない。また、第二溶出量基準に適合する汚染土壌のみを処理することができる汚染土壌処理施設では、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならない。

汚染土壌処理施設に受け入れる汚染状態にある汚染土壌が複数の特定有害物質によって汚染され、本来、当該汚染土壌処理施設においてすべての特定有害物質を処理することができない場合、当該汚染土壌処理施設において当該汚染土壌に係る一部の特定有害物質の処理を行い、その後の処理を許可申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設において行うことにより、当該汚染土壌を土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させるなどして当該汚染土壌による健康被害が生ずることのないようにする場合においては受入れが可能となる。

なお、受け入れた汚染土壌の計量及び性状の分析を行い、その結果を記録し保管する必要がある。

- 2) 浄化等処理施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質以外の土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れてはならないこと（処理業省令第5条第4号ロ）

不溶化処理は、第二種特定有害物質による汚染土壌に対する効果しか持たないことから、不溶化処理を行う汚染土壌処理施設においては、土壌溶出量基準に適合しない汚染土壌のうち第二種特定

有害物質のみにより汚染されているもの以外は受け入れてはならない（処理業通知記の第2の2(4)②）。

なお、1.5.1(1)3に記載したように、不溶化を行った汚染土壌は、浄化確認調査の結果、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合したものであっても、浄化等済土壌にはならないことに注意が必要である（再処理汚染土壌処理施設への搬出をしなければならない）。

3) 埋立処理施設にあっては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならないこと（処理業省令第5条第4号ハ）

埋立処理施設においては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならない。

ただし、第二種特定有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物並びにセレン及びその化合物については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）第5条第2項及び第3項に規定する基準（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号、以下「判定基準省令」という。）第1条第2項及び第3項に規定する基準が第二溶出量基準よりも厳しい値となっていることから、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号に規定する場所で汚染土壌の埋立てを行うための埋立処理施設にあっては、第二溶出量基準に適合している汚染土壌（第二種特定有害物質により汚染されたものに限る。）であっても海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第2項及び第3項に規定する基準（判定基準省令第1条第2項及び第3項に規定する基準）に適合しない汚染土壌については、受け入れてはならない（処理業通知記の第2の2(4)③）。

(5) 関連法令及び条例の遵守（処理業省令第5条第5号）

汚染土壌の処理に関し、下水道法、大気汚染防止法、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、ダイオキシン類対策特別措置法その他の国民の健康の保護又は生活環境の保全を目的とする法令及び条例を遵守する必要がある。

汚染土壌処理施設の稼働に当たっては、汚染土壌の処理に関し、土壌汚染対策法及びこれに基づく法令を遵守することはもちろんであるが、汚染土壌処理施設が上記に掲げる法令や健康の保護又は生活環境の保全を目的と

する条例の規定によって規制を受ける場合には、かかる規制を遵守しなければならないこと。例えば、汚染土壌の処理に伴って汚染土壌処理施設から排出される廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律により適正に処理されるべきことや、騒音規制法上の特定施設を設置している汚染土壌処理施設にあっては、騒音規制法上の規制基準を遵守しなければならない（処理業通知記の第2の2(5)）。

(6) 処理方法の遵守（処理業省令第5条第6号）

許可申請書に記載した処理方法に従わない処理（当該方法以外の方法による処理）や処理の過程を経ず搬出を行ってはならない。なお、処理方法を変更する場合には、変更届出の対象となるので注意が必要である（法第23条第3項）。

また、下記に示すように、汚染土壌の取扱い方法、汚染土壌処理施設の種類及び処理方法、取り扱う特定有害物質など、処理において注意すべき点があり、これらの内容を遵守する必要がある。

1) 混合・混載された汚染土壌への対応

旧法においては異なる指定区域から発生した汚染土壌を混合せず処理を行うこととされていたが（「汚染土壌浄化施設の構造及び維持管理の指針」及び「PCB汚染土壌浄化施設の構造及び維持管理の指針」（以下、「旧指針」という。）、法改正により、業として行われる汚染土壌の処理に許可制が新設されたことにより、適正処理が行われるという前提の下で、汚染土壌処理施設において、異なる要措置区域等から発生した汚染土壌が混合・混載されたものを処理することが可能となった（汚染土壌を混合・希釈することのみにより土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させるような行為を行うことは、処理に関する基準の違反になる（処理業通知記の第2の2(6)）。

下記に示す汚染土壌処理施設において、混合・混載された汚染土壌の処理を行う場合、下記の内容を考慮し、処理を行う必要がある。

① 浄化等処理施設

混合・混載された土壌を処理するに当たっては、下記に示すような問題が発生するおそれがある。このような影響を考慮しても当該浄化等処理施設において、混合・混載された汚染土壌の処理を行う場合には、混合・混載する前の汚染土壌の特定有害物質の種類ごとに汚染状態を確認し、処理が可能なが確認できる場合のみ、受入れ・処理を行うべきである。

- ・ 混合・混載される前は、特定有害物質の汚染状態が溶出量基準を満足しているが、混合・混載されることにより汚染土壌のpHが変化し、基

準不適合となり（例えば混合されることにより土壌のpHや酸化還元状態などが上昇し、溶出量基準を満足していた砒素が溶出することや、酸化分解処理を行う際に、三価クロムが酸化され、溶出量基準を超過する六価クロムが生成するなど）、汚染土壌処理施設では処理ができなくなる場合がある（汚染土壌処理施設における処理に関する基準違反に該当する。）。

- ・混合・混載されることにより汚染土壌処理施設での処理条件が変化し（例えば洗浄処理において粒径分布が変化し、分級点が変わる。）、浄化等の工程に影響を及ぼす可能性がある。
- ・水銀と第一種特定有害物質のように沸点の異なる特定有害物質による汚染土壌を混合・混載したものを加熱処理する場合、設定温度によっては脱着が不十分であったり、非意図的な物質が生成する可能性がある。

なお、他の汚染土壌処理施設から当該浄化等処理施設が再処理汚染土壌処理施設として引き受けを同意した場合、下記に示す経路などから混合・混載された汚染土壌が搬入される可能性もあるので注意が必要である。よって、混合・混載された汚染土壌を処理しない場合には、混合・混載された汚染土壌を処理する汚染土壌処理施設から再処理汚染土壌処理施設として引受けを依頼された場合には断ることが望ましい。

- ・要措置区域等から混載された汚染土壌が、一の当該浄化等処理施設へ搬入される。
- ・要措置区域等から混載された汚染土壌が分別等処理施設などを經由して、当該浄化等処理施設へ搬入される。
- ・分別等処理施設などで混合後、処理された汚染土壌が、当該浄化等処理施設へ搬入される。
- ・分別等処理施設などで処理後、混載された汚染土壌が、当該浄化等処理施設へ搬入される。

②セメント製造施設

セメント製造施設では、汚染土壌をセメント原料の一部として利用することになり、処理後はセメントとして品質管理がされることになる。

2.1.2(1)に記載したとおり、セメントの品質管理方法を記載した書類を添付するが、この書類は、混合・混載された汚染土壌であってもセメントの品質管理上、問題がないことを証明する資料を添付するものである必要がある。

③分別等処理施設

分別等処理施設は、汚染土壌の運搬を容易にする又は再処理汚染土壌処理施設での受入れを可能とするために異物の除去や含水率の調整を行う施設であり、特定有害物質の汚染状態に変化を及ぼす処理ではないことから、汚染土壌を混合する必要のない施設である。

また、分別等処理施設で処理した汚染土壌は、必ず再処理汚染土壌処理施設へ搬出しなければならないため、①及び②で示したように混合・混載したことにより汚染土壌の性状が変化し、再処理汚染土壌処理施設での処理に影響を及ぼす可能性もある。

このようなことから、混合した又は混合・混載された汚染土壌を処理すると申請した分別等処理施設の場合には、再処理汚染土壌処理施設でどのような処理を行うのかを把握し、その処理に影響を及ぼすことがないことを確認する必要がある（例えば、「混合して処理する場合には、処理前の汚染土壌それぞれについて、汚染土壌の特定有害物質全項目の汚染状態を確認する。」「再処理汚染土壌処理施設をセメント製造施設に限定する。」など）。

なお、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならない（処理業省令第5条第8号）。

2) 汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に特有の注意点

汚染土壌処理施設の種類や処理方法により、処理を行う上で注意すべき点が異なる。表2.2.6-1、2に示すように、汚染土壌処理施設の種類や処理方法に応じて処理を行う上で対応するとともに、施設の維持管理を行う必要がある。

なお、2.1.3(1)2)に示した事業経営計画概要書に、これらの項目についての対応を記載する。

図2.2.6-1 汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に応じた対応内容・維持管理項目（1/2）

項目	浄化等処理施設								セメント製造施設	埋立処理施設	分別等処理施設
	浄化										
	抽出				分解						
	洗浄処理	化学脱着	熱脱着	熱分解	化学処理	生物処理	溶融	不溶化			
汚染土壌とその他の土壌を混合しないこと	○	○	○	○	○	○	○	○			○
汚染土壌を処理する際には廃棄物と混合し処理を行わないこと(なお、廃棄物処理施設であって、熱源等として廃棄物を利用する場合や、セメント製造施設において廃棄物を原料として利用し適切な管理がされている場合を除くが、その処理物は関連法規にも従って適正に取り扱うこと)	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
処理を行うに当たって使用した電力量、水量などを定期的に測定し、かつ、記録するとともに、これを一定期間保存すること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚染土壌は、設備の処理能力の範囲内で定量ずつ設備へ供給すること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
薬剤を用いる場合、薬剤と汚染土壌を混合攪拌するための設備が設けられ、汚染土壌に含まれる特定有害物質の種類に応じて薬剤を適切に用いること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
薬剤を用いる場合、汚染土壌量に対し所定の薬剤添加率が確保されるよう、薬剤添加量の管理を行うこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れる場合は、処理対象とする特定有害物質の測定機器を自ら有していること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚染土壌は、外気と遮断された状態で定量ずつ供給すること			○	○			○	○			
処理により発生する排ガスが 200℃を越える場合には、速やかに概ね 200℃以下に冷却すること			○	○			○	○			
冷却設備から排出される燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するとともに、これを一定期間保存すること			○	○			○	○			
冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること			○	○			○	○			
分解を行う炉内を浄化の対象とする特定有害物質の種類に応じた分解温度以上に保持し、十分な分解に必要な暴露時間を確保すること				○							
分解炉内の分解温度を連続的に測定し、かつ、記録するとともに、これを一定期間保存すること				○							
炉内が異常な高温又は高圧にならないようにすること			○	○			○	○			
抽出を行う炉内等を浄化の対象とする特定有害物質の種類に応じた揮発温度以上に保持し、十分な揮発に必要な暴露時間を確保すること		○	○								
抽出を行う炉内等の温度を連続的に測定し、かつ記録するとともに、これを一定期間保存すること		○	○								

図2.2.6-2 汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に応じた対応内容・維持管理項目（2/2）

項目	浄化等処理施設								セメント製造施設	埋立処理施設	分別等処理施設
	浄化										
	抽出				分解						
	洗浄処理	化学脱着	熱脱着	熱分解	化学処理	生物処理	溶融	不溶化			
抽出を行う炉内等の温度を連続的に測定し、かつ記録するとともに、これを一定期間保存すること		○	○								
揮発させた特定有害物質は、確実に除去又は分解により処理すること		○	○	○			○		○		○
揮発させた特定有害物質を熱分解する場合は、分解を行う炉内を分解に必要な温度以上に保持し、十分な分解に必要な暴露時間を確保すること。また、分解炉内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するとともに、これを一定期間保存すること			○	○							
揮発させた特定有害物質を化学分解する場合は、分離した特定有害物質に対し、所定の薬剤添加率が確保されるよう、薬剤添加量の管理を行うこと		○	○								
セメント焼成炉内の炉内温度等を連続的に測定し、かつ記録するとともに、これを一定期間保存すること								○			
汚染土壌に必要な時間、十分に高温な状態に維持して溶融すること。また、必要な場合は、特定有害物質及び処理により生成した副生成物を確実に除去あるいは分解等により処理すること							○				
溶融温度を所定の範囲内に制御できる設備を設け、溶融の対象とする特定有害物質の種類及び土質に応じて、最適な溶融温度を設定すること							○				
溶融炉内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するとともに、これを一定期間保存すること							○				
処理により発生するスラグについては、関連法規にも従い取り扱うこと							○				
溶融補助剤を用いる場合には、溶融補助剤が溶融面に接するように供給すること。また、汚染土壌が溶融した状態を保つために溶融補助剤の添加量を調整すること							○				
特定有害物質の効果的な濃縮と除去を確実に行うものとし、構成設備それぞれ(分級、沈殿、ろ過等)を円滑確実に作動させ、その洗浄機能を確保すること	○										
凝集沈殿等により懸濁水から特定有害物質等を分離するために薬剤を使用する場合は、適切に使用すること	○				○			○			○
火災や爆発を防止するために必要な維持管理を行うこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
排水溝、開渠等に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地盤の滑りを防止し、又は埋立地の沈下を防止する場合には、適当地滑り防止工又は沈下防止工を設けること											○
残余の埋立容量を定期的に測定し、かつ記録するとともに、これを一定期間保存すること											○

(7)セメントの品質管理（処理業省令第5条第7号）

セメント製造施設では、汚染土壌を原材料の一部として製造されたセメント製品を通常に使用したにもかかわらず、当該セメント製品に含まれる特定有害物質が原因となって人への健康被害が生ずることのないように、セメント製造工程において許可申請書に記載したセメントの品質管理方法（2.1.2(11)参照）に従って適正に管理するとともに、製造しなければならない（処理業通知記の第2の2(7)）。

(8)第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の混合の禁止（処理業省令第5条第8号）

分別等処理施設では、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならない。

埋立処理施設では第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある汚染土壌を受け入れることができないが（処理業省令第5条第4号ハ）、分別等処理施設において、かかる汚染土壌について第二溶出量基準に適合する汚染状態にある他の土壌と混合あるいは混載されたものが分別又は含水率調整され、第二溶出量基準に適合しない部分が、誤って埋立処理施設に搬出することができるようになることを防止するものである（処理業通知記の第2の2(8)）。

(9)処理の期限（処理業省令第5条第9号）

汚染土壌は、汚染の拡散の防止の観点から、長期間にわたり汚染土壌処理施設内に保管することなく、受け入れた後、速やかに処理する必要がある。このことから、汚染土壌の処理は、当該汚染土壌処理施設へ搬入された日から60日以内に終了しなければならない（処理業通知記の第2の2(9)）。

処理の終了とは下記に示すことをいう。

- ①浄化等処理施設（処理方法が不溶化であるものを除く。）では、処理後の土壌を浄化確認調査した結果、特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しているもの（浄化等済土壌）であることが確認されること。
- ②浄化等処理施設において再処理汚染土壌処理施設への搬出がある場合では、再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出すること
- ③セメント製造施設では、セメント製品としての完成検査をすること
- ④埋立処理施設では、埋立処理が終了すること
- ⑤分別等処理施設では、汚染土壌とそれ以外の物の分別又は含水率の調整後、再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出すること

(10)汚染土壌の保管（処理業省令第5条第10号）

汚染土壌の保管は、許可申請書に記載した保管設備において行わなければならない（処理業通知記の第2の2(10)）。

ここで、保管設備とは、2.1.2(12)に示したものである。

なお、汚染土壌処理施設に受け入れる汚染土壌の量が許可申請書に記載された保管設備の容量を越える場合には、当該保管設備以外の場所において汚染土壌が不適正に保管されていることになる。

(11)施設内移動（処理業省令第5条第11号）

汚染土壌処理施設内において汚染土壌の移動を行う場合には、当該汚染土壌が飛散することのないよう、下記に示す措置のいずれかを講じなければならない（処理業通知記の第2の2(11)）。

飛散防止措置が講じられた施設内移動の例（ドラム缶による運搬：下記⑤に該当）を図2.2.6-2に示す。

- ①粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと（処理業省令第5条第11号イ）。
- ②当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと（処理業省令第5条第11号ロ）。
- ③当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと（処理業省令第5条第11号ハ）。
- ④当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締め固めを行うことによってその表層を固化すること（処理業省令第5条第11号ニ）。
- ⑤①から④の措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること（処理業省令第5条第11号ホ）。



図2.2.6-2 飛散防止措置が講じられた施設内移動の例

(12)地下浸透の禁止（処理業省令第5条第12号）

汚染土壌の処理に伴って生じた汚水は、地下に浸透させてはならない。汚水には、汚染土壌と接した雨水や、汚染土壌の洗浄に用いた水を排水基準又は排除基準に適合する状態まで処理した後の水も含まれる（処理業通知記の第2の2(12)）。

(13)公共用水域への排出（処理業省令第5条第13号）

排水水を公共用水域に排出する場合には、次の①及び②を遵守しなければならない。

なお、測定の頻度については、当該水域における水質の汚濁の状況、当該排水水の汚染状態を勘案して都道府県等が判断する（処理業通知記の第2の2(13)）。

- ①水質が排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない（処理業省令第5条第13号イ）。

②処理業省令第4条第1号ト(1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排出水の水質を測定する(処理業省令第5条第13号ロ)。

(14)下水道の使用(処理業省令第5条第14号)

排出水を排除して下水道を使用する場合には、次の①及び②を遵守しなければならない。

なお、測定の頻度については、当該水域における水質の汚濁の状況、当該排出水の汚染状態を勘案して都道府県等が判断する(処理業通知記の第2の2(14))。

- ①水質が排水口において排除基準に適合しない排出水を排除してはならない(処理業省令第5条第14号イ)。
- ②下水道測定方法により排出水の水質を測定する(処理業省令第5条第14号ロ)。

(15)地下水の水質測定(処理業省令第5条第15号)

汚染土壌処理施設の稼働に伴い、地下水汚染が生じていないことを確認するため、汚染土壌処理施設の周縁の地下水を3月に1回以上採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第6条第2項第2号の環境大臣が定める方法により測定しなければならない(水面埋立処分を行う汚染土壌処理施設の場合には、周辺の水域の水又は周縁の地下水を採取すればよい。)(処理業通知記の第2の2(15))。

汚染土壌処理施設は、本来、特定有害物質等が地下へ浸透することを防止するために必要な構造のものであり、又は措置が講じられたものであると考えられる。よって、測定した地下水の水質が地下水基準に適合し、地下水汚染が生じていない状態が測定を始めてから1年間継続されていることの確認を都道府県知事から受けた場合には、その後は1年に1回以上の測定をすればよいことになる。

なお、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設であって環境大臣が定める地下浸透防止措置が講じられていると認められた場合には、周縁地下水の水質測定を行う必要はない。

(16)大気有害物質の排出(処理業省令第5条第16号)

浄化等処理施設又はセメント製造施設から、大気中への大気有害物質の排出する場合には、次の①及び②を遵守しなければならない。

- ①処理業省令第4条第1号ヌ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量について、排出口において、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス1につき、当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えて排出してはならない(処理業省令第5条第16号イ)。
- ②排出口における処理業省令第4条第1号ヌ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量を3月に1回以上(1年間継続してイの規定に従って大気有害物質を排出している旨の都道府県知事の確認を受けたときは、1年に1回以上)、大気有害物質(前条第1号ヌ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質を除く。)の量を1年に1回以上、同号ヌの環境大臣が定める方法

によりそれぞれ測定すること(処理業省令第5条第16号ロ)。

上記、①及び②をまとめ、大気汚染物質の種類、許容限度及び測定頻度を表2.2.6-3に示す。

処理業省令第2条第2項第20号に定める大気有害物質のうち第4条第1号ヌ(1)から(6)までに掲げる物質については、当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えて排出してはならない。

また、当該物質は、環境大臣が定める方法により、3月に1回以上測定しなければならない。

ただし、汚染土壌処理業者からの任意の申請により、許容限度を超えない排出を続けていることが都道府県知事により確認されれば、1年に1回以上測定をすればよいことになる。

また、当該物質以外の大気有害物質(1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、PCB、ダイオキシン類)については、数値的評価を行う必要はなく、施設の運転管理及び排出実態の把握の観点から汚染土壌の処理に伴って排出される量を測定すればよい(処理業通知記の第2の2(16))。

なお、処理業省令附則第3条には、「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令附則第3項の経過措置の適用を受けるセメント製造施設にあっては、窒素酸化物の大気への排出の許容限度は、同号イの規定にかかわらず、当分の間、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス1につき480とする。」と規定されている。

大気有害物質の量の測定方法は、平成22年環境省告示第25号に定められているが、当該告示に量の測定方法の定めがない大気有害物質については、日本工業規格や環境省水・大気環境局大気環境課が策定した各種の有害大気汚染物質測定マニュアルに掲げられる方法等を参考に測定すればよい。

表2.2.6-3 大気有害物質の種類、許容限度及び測定頻度

大気有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	1.0mg	1回/3ヶ月以上
塩素	30mg	
塩化水素	700mg	
ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	10mg	
鉛及びその化合物	20mg	1年間継続して許容限度を超えずに排出している旨、都道府県知事から確認を受けた場合には1回/1年以上
窒素酸化物	250cm ³ ** (排出ガス量が10万/日未満の浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、350cm ³)	
1,2-ジクロロエタン	—	1回/年以上
ジクロロメタン		
水銀及びその化合物		
テトラクロロエチレン		
トリクロロエチレン		
ベンゼン		
PCB		
ダイオキシン類		

**大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令附則第三項の経過措置の適用を受けるセメント製造施設は、480cm³。

(17)施設外への搬出の禁止（処理業省令第5条第17号）

汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌を当該汚染土壌処理施設外へ搬出しないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、汚染土壌処理施設外へ搬出してもよい。

- ①浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌であって、浄化確認調査の結果、浄化等済土壌と判断されたものを搬出する場合（処理業省令第5条第17号イ）。
- ②当該汚染土壌を許可申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合（処理業省令第5条第17号ロ）。

再処理汚染土壌処理施設は、汚染土壌処理施設において処理することができない特定有害物質を処理するための施設として位置付けられるものであり、受け入れた汚染土壌について、許可申請書に記載した処理の方法による処理を行うことなく、当該汚染土壌を搬出できるものではない（処理業通知記の第2の2(17)）。

また、再処理汚染土壌処理施設については、許可申請書への記載事項となっており、許可後に追加する場合には、変更届出の対象となるため注意が必要である（法第23条第3項）。

(18) 2次管理票の交付（処理業省令第5条第18号）

再処理汚染土壌処理施設に汚染土壌を搬出するに当たって、その運搬を他人に委託する場合には、汚染土壌が適切に運搬されたか否かを事後的に確認する必要があることから、新たに管理票（以下、「2次管理票」という。）を交付しなければならない。

この2次管理票の交付に当たっては、2次管理票の交付者及び運搬受託者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名、当該汚染土壌に係る要措置区域等の所在地のほか、搬出する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、汚染土壌の量及び汚染土壌の荷姿を汚染土壌処理業者が把握して記載しなければならない。なお、汚染状態の把握の方法は、分析によるもののほか、特定有害物質の濃度が増加していないことが明らかであれば、受け入れた際の汚染土壌の汚染状態を記載すればよい（処理業通知記の第2の2(18)）。

(19) 2次管理票の写しの送付（処理業省令第5条第19号）

再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（以下、再処理汚染土壌処理業者という。）は、当該処理に係る汚染土壌の引渡しを受けたときは、前号の運搬を受託した者から同号の規定により交付された管理票を受領し、当該管理票に記載されている事項に誤りがないことを確認し、法第20条第4項の規定の例により、当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者に管理票の写しを送付しなければならない。

2次管理票の送付は、法第20条第4項に規定する管理票の送付とは異なり、処理の終了時に送付するものでは

ないことに注意する必要がある（処理業通知記の第2の2(19)）。

(20)搬出届出者への通知（処理業省令第5条第20号）

再処理汚染土壌処理施設に搬出した汚染土壌処理業者は、当該搬出した汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したときは、当該汚染土壌を当該汚染土壌に係る要措置区域等外へ搬出した者（搬出届出者）に対し、次に掲げる事項を記載した書面により、当該搬出した汚染土壌の当該再処理汚染土壌処理業者への引渡しが行われた旨を通知しなければならない（処理業通知記の第2の2(20)）。

この場合、次に掲げる事項を記載した書類を新たに作成、送付してもよいが、再処理汚染土壌処理施設からの搬出の際に使用した次に掲げる事項が記載された2次管理票の写しを更に複写したものを送付することで対応することも可能である。

- ①当該汚染土壌を引き渡した年月日（処理業省令第5条第20号イ）
- ②当該再処理汚染土壌処理業者の氏名又は名称（処理業省令第5条第20号ロ）
- ③当該再処理汚染土壌処理業者が当該汚染土壌の引渡しを受けた旨（処理業省令第5条第20号ハ）

(21)汚染土壌処理施設の表示（処理業省令第5条第21号）

汚染土壌処理施設には、汚染土壌処理施設であることを明らかにするために、その見やすい場所に立札その他の設備により次に掲げる事項を表示しなければならない。立札その他の設備の前に物を置くなどして表示が見えないようにしないととも、立札その他の設備が汚損し、又は破損した場合は補修、復旧しなければならない（処理業通知記の第2の2(21)）。

また、表示しておくべき事項に変更が生じた場合には、速やかに表示を変更しなければならない。

図2.2.6-3に汚染土壌処理施設の表示例を示す。

- ①汚染土壌処理施設についての法第22条第1項の許可に係る許可番号（処理業省令第5条第21号イ）
- ②汚染土壌処理施設について法第22条第1項の許可を受けた者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名（処理業省令第5条第21号ロ）
- ③汚染土壌処理施設の所在地（処理業省令第5条第21号ハ）
- ④汚染土壌処理施設の種類及び処理能力（処理業省令第5条第21号ニ）
- ⑤汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（処理業省令第5条第21号ホ）

60cm以上		60cm以上	
汚染土壌処理施設		汚染土壌処理施設	
許可番号	0861001050	許可番号	0861001050
名称	土壌洗浄神川町事業所 代表取締役社長 環廣 次郎	名称	土壌洗浄神川町事業所 代表取締役社長 環廣 次郎
連絡先	神奈川県川崎市川崎区 ▲▲0-0-0 管理責任者: ■■■ ■■■ 電: 044-000-0000	連絡先	神奈川県川崎市川崎区 ▲▲0-0-0 管理責任者: ■■■ ■■■ 電: 044-000-0000
施設の種別	浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄))	施設の種別	分別等処理施設(異物除去)
処理能力	20t/h 160t/d(8h)	処理能力	10t/h 80t/d(8h)
処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	①特定有害物質 第二種特定有害物質(水銀を除く) ②汚染状態 第二排出基準以下のもの	処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	①特定有害物質 第二種及び第三種特定有害物質 (水銀、PCBを除く) ②汚染状態 受入基準未満なし

図2.2.6-3 汚染土壌処理施設の表示例

②)点検及び機能検査(処理業省令第5条第22号)

汚染土壌処理施設の正常な機能の維持(施設の機能状況、施設の耐用の都合等)をするため、1年に1回以上、当該汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を行い、稼働の状況を常に適切に保持しなければならない(処理業通知記の第2の2(22))。

この検査においては、例えば各機器の作動状況、摩耗状況、劣化・破損の有無などを検査することが適当である。

③)点検及び機能検査の記録の保管(処理業省令第5条第23号)

施設に不具合が生じた場合に、どこが問題の箇所であるかを迅速に判断するために、施設の点検及び機能検査の結果の記録を作成し、3年間保存しなければならない(処理業通知記の第2の2(23))。

具体的には、施設の各機器の点検及び機能検査の日時、点検項目等が記載できる記録様式を作成し、その様式に従って点検及び機能検査を行うとともに、機器の修理、交換等を行った場合は、その報告書を保存することが望ましい。

2.2.7 汚染土壌の処理の委託の禁止(法第22条第7項)

汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理の事業を適確に、かつ、継続して行うに足る能力や施設を備えている者として許可を受けた者であることから、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない。ここにおいて処理の再委託の禁止とは、汚染土壌処理業者と当該汚染土壌処理業者に汚染土壌の処理を委託した当該汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者との委託契約に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託することをいう(施行通知記の第5の2(4))。

なお、汚染土壌処理業者が許可に係る汚染土壌処理施設において当該委託に係る処理を終えた後の汚染土壌(基準不適合土壌)を、許可申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に引き渡すことは、再委託の禁止に当たらない。

2.2.8 処理に関する記録の保管及び閲覧(法第

22条第8項)

汚染土壌処理業者が汚染土壌を適正に処理しているかどうかを都道府県知事が把握するためには、報告徴収や立入検査により当該施設の稼働状況を効率的に確認することが必要であることから、汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理に関する事項の記録を作成し、保存しなければならない(法第22条第8項)。

記録は、表2.2.8-1に示す①から③に掲げる事項の区分に応じ、当該①から③までに定める日以後遅滞なく備え置く必要がある(処理業省令第6条第1号)。

このうち、当該測定に関する事項については、計量証明書(計量法第110条の2第1項の証明書をいう。)の保存をもって当該記録に代えてもよい(施行通知記の第5の2(5))。

また、記録は備え置いた日から起算して5年を経過する日までの間備え置き(処理業省令第6条第2号)、汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

ここで、「当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者」とは、要措置区域等外へ当該汚染土壌を搬出した者や運搬した者及び汚染土壌処理施設が設置されている場所の周辺に居住する者等が含まれる(施行通知記の第5の2(5))。

図2.2.8-1 記録する事項及び記録の備置きを始める時期

区分	記録する事項	記録の備置きを始める時期
①	受け入れた汚染土壌の処理を委託した者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名(処理業省令第7条第1号)	当該受け入れた汚染土壌の処理が終了した日以後遅滞なく備え置く(処理業省令第6条第1号イ)
	当該汚染土壌に係る要措置区域等の所在地(処理業省令第7条第2号)	
	当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(処理業省令第7条第3号)	
	当該汚染土壌の量(処理業省令第7条第4号)	
	当該汚染土壌を受け入れた年月日(処理業省令第7条第5号)	
②	当該汚染土壌の処理が終了した年月日(処理業省令第7条第6号)	当該測定の結果を得た日以降遅滞なく備え置く(処理業省令第6条第1号ロ)
	排水水を公共用水域に排出した場合に、第5条第13号口の規定による測定に関する次に掲げる事項(処理業省令第7条第7号)	
	当該測定に係る試料を採取した年月日(処理業省令第7条第7号イ)	
	当該測定を委託した場合にあっては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称(処理業省令第7条第7号ロ)	
	当該測定の結果を得た年月日(処理業省令第7条第7号ハ)	
	当該測定の結果(処理業省令第7条第7号ニ)	
	排水水を排除して下水道を使用した場合には、第5条第14号口の規定による測定に関する次に掲げる事項(処理業省令第7条第8号)	
	当該測定に係る試料を採取した年月日(処理業省令第7条第8号イ)	
	当該測定を委託した場合にあっては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称(処理業省令第7条第8号ロ)	
	当該測定の結果を得た年月日(処理業省令第7条第8号ハ)	
③	第5条第15号の規定による測定に関する次に掲げる事項(処理業省令第7条第9号)	当該搬出をした日以降遅滞なく備え置く(処理業省令第6条第1号ハ)
	当該測定に係る地下水を採取した年月日(処理業省令第7条第9号イ)	
	当該測定を委託した場合にあっては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称(処理業省令第7条第9号ロ)	
	当該測定の結果を得た年月日(処理業省令第7条第9号ハ)	
	当該測定の結果(処理業省令第7条第9号ニ)	
	浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、第5条第16号口の規定による測定に関する次に掲げる事項(処理業省令第7条第10号)	
	当該測定に係る大気有害物質を採取した年月日(処理業省令第7条第10号イ)	
	当該測定を委託した場合にあっては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称(処理業省令第7条第10号ロ)	
	当該測定の結果を得た年月日(処理業省令第7条第10号ハ)	
	当該測定の結果(処理業省令第7条第10号ニ)	
④	第5条第17号イに規定する場合には、次に掲げる事項(処理業省令第7条第11号)	当該搬出をした日以降遅滞なく備え置く(処理業省令第6条第1号ハ)
	第五十七条イに規定する調査を実施した年月日(処理業省令第7条第11号イ)	
	当該調査を実施した者の氏名又は名称(処理業省令第7条第11号ロ)	
	当該調査の結果(処理業省令第7条第11号ハ)	
	浄化等汚染土壌の搬出した年月日(処理業省令第7条第11号ニ)	
⑤	第5条第17号ロに規定する場合には、次に掲げる事項(処理業省令第7条第12号)	当該搬出をした日以降遅滞なく備え置く(処理業省令第6条第1号ハ)
	当該汚染土壌を搬出した年月日(処理業省令第7条第12号イ)	
	当該汚染土壌の搬出先(処理業省令第7条第12号ロ)	
⑥	当該汚染土壌の搬出先(処理業省令第7条第12号イ)	当該搬出をした日以降遅滞なく備え置く(処理業省令第6条第1号ハ)
	当該汚染土壌の搬出量(処理業省令第7条第12号ハ)	

2.2.9 事故時の届出（法第22条第9項）

汚染土壌処理施設は、熱分解、溶融、洗浄等の汚染土壌の処理方法に応じて様々な機能を有しており、当該施設において破損その他の事故が発生した場合、汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散等することにより、当該施設の周辺住民の健康に係る被害

が生ずるおそれがある。このため、汚染土壌処理業者は、許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない（施行通知記の第5の2(6)）。

第3章 変更の許可等（法第23条）

3.1 汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請（法第23条第1項）

汚染土壌処理業者は、当該許可に係る下記の項目を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない（法第23条第1項）。

- ①汚染土壌処理施設の種類（法第22条第2項第3号）
- ②汚染土壌処理施設の構造（法第22条第2項第3号）
- ③汚染土壌処理施設の処理能力（法第22条第2項第3号）
- ④汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（法第22条第2項第4号）

「汚染土壌処理施設の種類の変更」とは、許可に係る汚染土壌処理施設の事業場内において、許可申請書に記載した施設の種類を追加したり、削減したりする場合が該当する。例えば、浄化等処理施設の許可を受けた事業場内において新たに汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別するプラントを併設する場合や、反対に、汚染土壌の浄化プラント、かつ、汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別するプラントを同一の事業場内に併設している汚染土壌処理施設において、一方のプラントを撤去する場合等が該当する（施行通知記の第5の2(7)①）。

「汚染土壌処理施設の構造の変更」とは、総体としての汚染土壌処理施設を構成する設備の構造を変更することをいう。例えば、処理プラントや大気有害物質の処理設備の材質を他のものに変更することや、受入設備に新たに屋根を設ける場合等が該当する（施行通知記の第5の2(7)①）。

「汚染土壌処理施設の処理能力の変更」とは、処理することができる汚染土壌の量を増加させたり、減少させたりすることをいい、設備の能力の変更のみならず、稼働時間の変更に伴う処理量の変更を含む。ただし、軽微な変更（3.2.1参照）の場合は対象外である（施行通知記の第5の2(7)①）。

「汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更」とは、処理する汚染土壌の特定有害物質の種類及び濃度を変更することをいう。例えば、第一種特定有害物質の処理のみ行っていた汚染土壌処理において第二種特定有害物質の処理を新たに行おうとする場合や、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の処理を行っていた汚染土壌処理施設において第二溶

出量基準に適合しない汚染土壌の処理をやめ、土壌溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染土壌のみの処理を行おうとする場合等が該当する（施行通知記の第5の2(7)①）。

また、変更の許可の申請が、汚染土壌処理業の許可の基準（法第22条第3項）に適合していると認められるときでなければ変更の許可はされない（法第23条第2項）。

なお、汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請の規定に違反して、汚染土壌の処理の事業を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（法第65条第4号）。

また、不正な手段により汚染土壌処理業に係る変更の許可を受けた者も、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（法第65条第5号）。

3.1.1 変更許可申請書（処理業省令第8条第1項）

法第23条第1項の汚染土壌処理業の変更の許可を受けようとする者は、次に示した①から⑦の事項（処理業省令第8条各号）を記載した変更許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。変更許可申請書の様式は、処理業省令の様式第2に示されている。

図3.1.1-1に変更許可申請書の記載例を示す。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ②汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
- ③汚染土壌処理施設の設置の場所
- ④許可の年月日及び許可番号
- ⑤変更の内容
- ⑥変更の理由
- ⑦変更のための工事を行う場合にあっては、当該工事の着工予定年月日及び当該工事後の汚染土壌処理施設の使用開始予定年月日

様式第二（第八条第一項関係）

汚染土壌処理業に係る変更許可申請書		
平成 22 年 10 月 1 日		
川崎市長 〇〇 〇〇	殿	
申請者	東京都港区▲▲〇-〇-〇 土壤洗浄株式会社 代表取締役社長 環境 次郎 印	
<p>土壤汚染対策法第 23 条第 1 項の規定により、汚染土壌処理業に係る変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>		
汚染土壌処理施設に係る 事業場の名称	土壤洗浄株式会社 川崎事業所	
汚染土壌処理施設の設置の場所	〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△〇-〇-〇 TEL : 044-000-0000	
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	平成 22 年 4 月 28 日
	許可番号	0861001001
変更の内容	<input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の種類 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の構造 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の処理能力 <input checked="" type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
	変更前	
	分別等処理施設（異物除去） <ul style="list-style-type: none"> ・ 水銀並びに PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質（受け入れ基準濃度の設定無し） 分別等処理施設（含水率調整） <ul style="list-style-type: none"> ・ 水銀並びに PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質（受け入れ基準濃度の設定無し） 	
	変更後	
変更の理由	分別等処理施設（異物除去） <ul style="list-style-type: none"> ・ PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質（受け入れ基準濃度の設定無し） 分別等処理施設（含水率調整） <ul style="list-style-type: none"> ・ PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質（受け入れ基準濃度の設定無し） 	
	これまで、分別等処理施設では、保管設備（受入設備及び処理後土壌の保管設備）は囲い及び屋根のみで、外気と遮断されない構造であったため、揮発性のある水銀を受け入れることができなかった。保管設備及び受入設備をテント構造（外気と遮断できる構造）に変更し（容量の変更は無し）、処理の方法に照らしても処理が可能な水銀による汚染土壌を受け入れたいため。	
変更のための工事の 着工予定年月日	平成 22 年 11 月 1 日	
変更後の使用開始予定年月日	平成 22 年 12 月 20 日	
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。 2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。		

図3.1.1-1 変更許可申請書の記載例

3.1.2 変更許可申請書添付資料（処理業省令第8条第2項）

変更許可申請書には、汚染土壌処理施設の種類、構造、処理能力又は汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（法第22条第2項第3号及び第4号）の変更により、処理業省令第2条第2項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合には、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付しなければならない。

3.2 汚染土壌処理業に係る変更の届出（法第23条第3項及び処理業省令第10条）

汚染土壌処理業者は3.2.1に示す変更の場合、延滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない（施行通知記の第5の2(7)②）。

なお、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられる（法第66条第1号）。

3.2.1 届出を要する汚染土壌処理業に係る変更（処理業省令第9条及び第10条）

①軽微な変更があったとき（法第23条第1項のただし書）

- 許可申請書に記載した処理能力の減少であって、その減少の割合が10%未満であるもの（処理業省令第9条）

②処理業省令第3条各号に規定する事項に変更があったとき

- 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び申請者の事務所の所在地（処理業省令第3条第1号）
- 他に汚染土壌処理業（法第22条第1項）の許可を受けている場合にあつては、当該許可をした都道府県知事（令第8条に規定する市にあつては、市長。以下同じ。）及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあつては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）（処理業省令第3条第2号）
- 汚染土壌の処理の方法（処理業省令第3条第3号）

- セメント製造施設にあつては、製造されるセメントの品質管理の方法（処理業省令第3条第4号）
- 汚染土壌の保管設備を設ける場合には、当該保管設備の場所及び容量（処理業省令第3条第5号）
- 申請者が法人である場合には、法第22条第3項第2号ハに規定するその事業を行う役員の氏名及び住所（処理業省令第3条第6号）
- 再処理汚染土壌処理施設に係る次に掲げる事項（再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設についての法第22条第1項の許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号、再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力）（処理業省令第3条第7号）

③廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類（処理業省令第2条第2項第21号）に記載した事項に変更があったとき

3.2.2 汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出（処理業省令第11条）

(1)変更届出書（処理業省令第11条第1項）

法第23条第3項の汚染土壌処理業の変更があつた者は、次に示した①から⑦の事項（処理業省令第11条第1項各号）を記載した変更届出書を都道府県知事に提出しなければならない。変更届出書の様式は、処理業省令の様式第3に示されている。

図3.2.2-1に変更届出書の記載例を示す。

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ②汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
- ③汚染土壌処理施設の設置の場所
- ④許可の年月日及び許可番号
- ⑤変更の内容
- ⑥変更の理由
- ⑦処理業省令第9条に規定する軽微な変更（当該変更のために工事を伴うものに限る。）をした場合には、変更のための工事の着工年月日

様式第三（第十一条関係）

汚染土壌処理業に係る変更届出書		
平成 23 年 02 月 03 日		
川崎市長 〇〇 〇〇	殿	
申請者	東京都港区▲▲〇-〇-〇 土壤洗浄株式会社 代表取締役社長 環境 次郎	
印		
汚染土壌処理業に係る以下の事項について変更したので、土壌汚染対策法第 23 条第 3 項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	土壤洗浄株式会社 川崎事業所	
汚染土壌処理施設の設置の場所	〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△〇-〇-〇 TEL : 044-000-0000	
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	平成 22 年 4 月 28 日
	許可番号	0861001001
変更の内容	<input type="checkbox"/> 処理能力の減少（10%未満の減少に限る。） <input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 汚染土壌処理業に関する省令第 3 条各号に規定する事項 （再処理汚染土壌処理施設に係る事項（省令第 3 条第 7 号の規定）） <input type="checkbox"/> 同令第 2 条第 2 項第 21 号に掲げる書類に記載した事項 （ ）	
	変更前	
	名称	所在地
	DD 処分場	福島県 DD 市 DD1-1-1
	都道府県知事（市長）	許可番号
	福島県知事 □□ □□	0070010001
	種類	処理能力
	埋立処理施設(内陸埋立処理施設)	10 万m ³ (埋立容量)
	変更後	
	名称	所在地
EE 処分場	神奈川県 E 市 E1-1-1	
都道府県知事（市長）	許可番号	
神奈川県知事 ■■ ■■	0140010014	
種類	処理能力	
埋立処理施設(内陸埋立処理施設)	30 万m ³ (埋立容量)	
変更の理由	これまで、洗浄処理により発生した脱水ケーキ（細粒分）を再処理汚染土壌処理施設（埋立処理施設）である DD 処分場へ搬出していたが、施設から運搬距離の短い埋立処理施設である E 処分場へ搬出を変更するため。	
変更のための工事の着工予定年月日	該当無し	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

図3.2.2-1 変更届出書の記載例

(2)変更届出書添付資料（処理業省令第11条第2項）

変更届出書には、処理業省令第9条に規定する軽微な変更、法第22条第2項第1号に掲げる事項の変更又は処理業省令第10条各号に掲げる事項の変更が第2条第2項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付しなければならない。

3.3 汚染土壌処理業の休止等の届出（法第23条第4項、処理業省令第12条）

汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した当該汚染土壌の処理の事業を再開しようとする日までに、次に示した①から⑨の事項(処理業省令第12条各号)を記載した休止等届出書を都道府県知事に提出しなければならない。また、いずれの届出についても、事前に届け出る必要があるため、注意が必要である（施行通知記の第5の2(7)③）。

ここで、「休止」とは、汚染土壌の処理の事業を一時やめてある期間休むことをいい、一時休んで将来再開することを予想していることから、「廃止」とは異なる。廃止した後は、許可の取消し等の場合の措置義務を速やかに講じなければならない。

なお、複数の汚染土壌処理施設の種類の種類又は複数の処理方法を採用し、同一の汚染土壌処理業の許可を取得している場合、その汚染土壌処理施設の一部を「休止」又は「廃止」する場合も考えられる。この場合にも、休止等届出書を提出しなければならない。

施設の廃止、休止を行う場合で必要となる休止等届出書の例を図3.2.2-1に示す。

休止等届出書の様式は、処理業省令の様式第4に示されている。

図3.2.2-2に休止等届出書の記載例（事業の一部を廃止）を示す。

①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、

その代表者の氏名

- ②汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
- ③汚染土壌処理施設の設置の場所
- ④汚染土壌処理施設の種類の
- ⑤許可の年月日及び許可番号
- ⑥休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする処理の事業の内容
- ⑦休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする理由
- ⑧休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日
- ⑨休止し、又は廃止しようとする場合において、休止し、又は廃止した後に汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存するときは、当該汚染土壌の処理方法

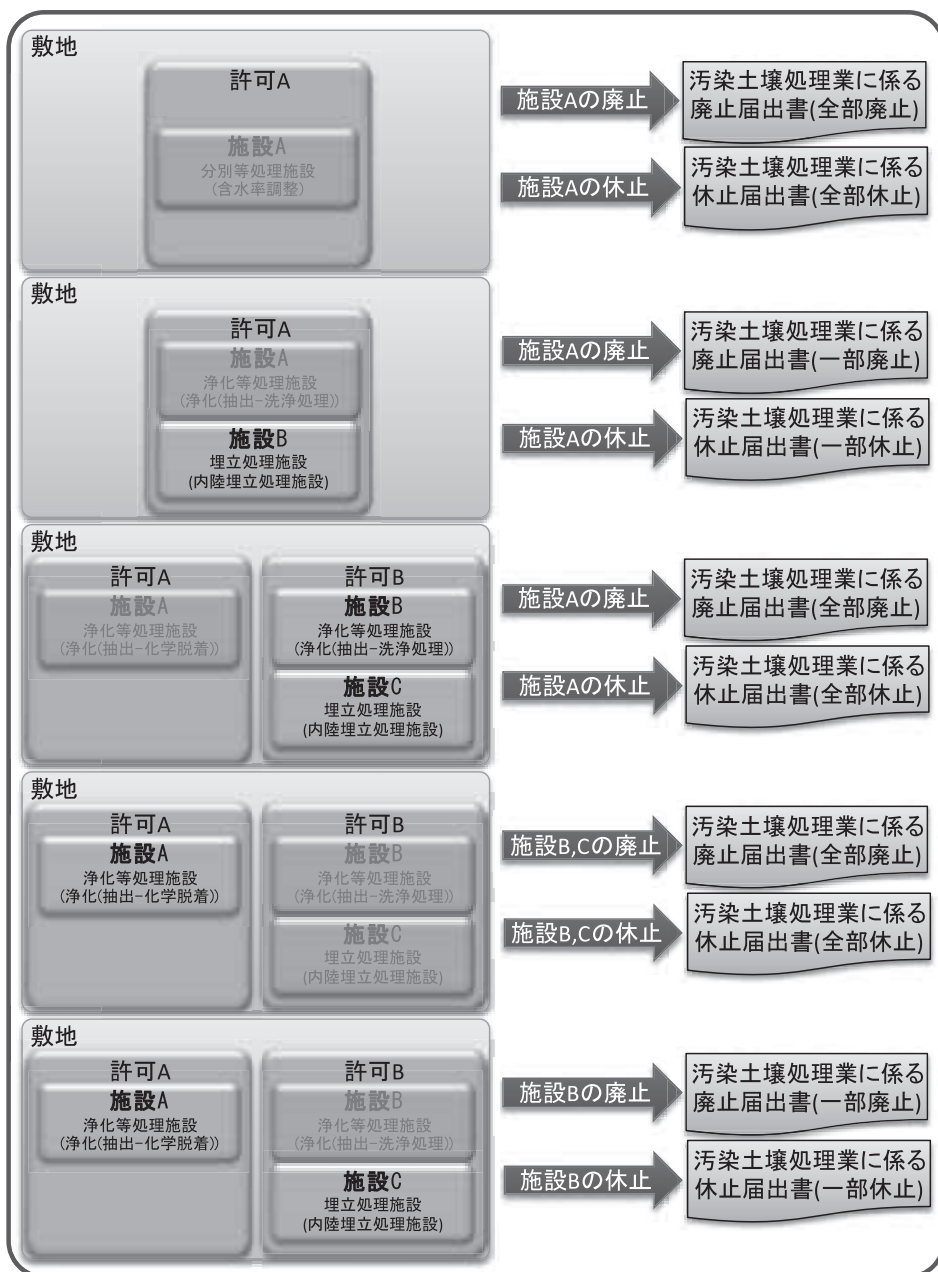


図3.2.2-1 施設の休止・廃止で必要となる休止等届出書の例

様式第四（第十二条関係）

汚染土壌処理業に係る 休止 届出書
廃止 再開

平成 23 年 05 月 10 日

川崎市長 殿
 ○○ ○○

届出者 東京都港区▲▲○-○-○ 土壌洗浄株式会社 代表取締役社長 環境 次郎 印

汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部について休止し、若しくは廃止し、又は再開するので、土壌汚染対策法第 23 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	土壌洗浄株式会社 川崎事業所		
汚染土壌処理施設の設置の場所	〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△0-0-0 TEL : 044-000-0000		
汚染土壌処理施設の種類	浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))、 分別等処理施設(異物除去) 分別等処理施設(含水率調整)		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	平成 22 年 4 月 28 日	
	許可番号	0861001001	
休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする処理の事業の内容	【廃止しようとする処理の事業内容】 許可を受けている汚染土壌処理施設のうち、分別等処理施設の事業		
休止若しくは廃止又は再開の理由	【廃止の理由】 事業縮小のため		
休止若しくは廃止又は再開の予定年月日	【廃止の予定年月日】 平成 23 年 6 月 30 日		
休止又は廃止の場合において、汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌の処理方法	【廃止の場合における汚染土壌の処理方法】 施設内に残存する汚染土壌は全て施設内にある浄化等処理施設（浄化）で処理可能な汚染状態のものであることから、当該施設において処理を行う。		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)

図3.2.2-2 休止等届出書の記載例

第4章 改善命令（法第24条）

汚染土壌処理業の許可制度は、汚染土壌の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、汚染土壌の適正な処理を確保するものである（施行通知記の第5の2(8)①）。

したがって、その基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと判断されるに至った場合には、都道府県知事は、汚染土壌処理業者に対し、処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

なお、命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（法第65条第1号）。

第5章 許可の取消し等（法第25条）

都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の①から④のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

①法第22条第3項第2号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき（法第25条第1号）。

②汚染土壌処理施設又はその者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして定める基準に適合しなくなったとき（法第25条第2号）。

③法第4章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき（法第25条第3号）。

④不正の手段により法第22条第1項の許可（法第22条第4項の許可の更新を含む。）又は法第23条第1項の変更の許可を受けたとき（法第25条第4号）。

なお、命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（法第65条第1号）。

第6章 名義貸しの禁止（法第26条）

汚染土壌処理業者は、自己の名義をもって、他人に汚染土壌の処理を業として行わせてはならない。

「名義貸し」とは、無許可業者等に対し許可業者が許可証を貸与すること等により外見上許可業者としての体裁を整えさせ、許可業者の名義をもって業を行わせることをいうが、このような行為は、無許可営業を助長し、

法の根幹をなす汚染土壌処理業の許可制度の信頼を失墜させる行為であることから、禁止されている（施行通知記の第5の2(9)）。

これに違反した許可業者に対しては、無許可営業の場合と同様に、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（法第65条第6号）。

第7章 許可の取消し等の場合の措置義務（法第27条）

汚染土壌処理施設や当該汚染土壌処理施設が設置されていた土地は、汚染土壌の埋立てや浄化に伴い、特定有害物質によって汚染されているおそれが大いことから、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は当該事業に係る許可が取り消された汚染土壌処理業者は、当該廃止等した汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置（廃止措置）を講じなければならない（法第27条第1項）。

また、都道府県知事は法第27条第1項の汚染土壌処理施設内の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該施設を事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、汚染の除去、汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命じられる（法第27条第2項）。

「人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」とは、例えば、地下水の飲用等に伴う

人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときや、汚染土壌処理業者が法第27条第1項の汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じていないと認めるときなどが該当する（施行通知記の第5の2(10)）。

3.3に示した汚染土壌の処理の事業を一部廃止する場合には、廃止措置を猶予し、当該事業の全部を廃止する際に廃止措置を講じればよい。

なお、命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（法第65条第1号）。

7.1 汚染の拡散の防止その他必要な措置（処理業省令第13条第1項）

以下に、特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を示す。

(1)汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存する場合には、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託するこ

と。この場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときは、法第20条第1項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し処理業省令第5条第18号の管理票を交付しなければならない（処理業省令第13条第1項第1号）。

(2)汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、公正に、かつ、法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査を行う（処理業省令第13条第1項第2号）。

(3)汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水を汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された日から3ヶ月以内に1回、及びその後3ヶ月以内ごとに1回採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第6条第2項第2号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、次の①から③のいずれかに該当することとなったときは、その該当することとなった日以後においては、この限りでない（処理業省令第13条第1項第3号）。

- ①汚染土壌処理施設が設置されていた場所の土地が要措置区域等に指定された場合
- ②当該周縁の地下水の水質が地下水基準に適合しており、かつ、前号の調査の結果当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合している場合
- ③当該周縁の地下水の水質が当該汚染土壌の処理の事

業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された日以後2年間継続して地下水基準に適合している場合

(4)埋立処理施設にあっては、汚染土壌の埋立地への水の浸透を防止するための措置として次に掲げるもののいずれかを講ずるとともに、当該措置により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を併せて講ずること（処理業省令第13条第1項第4号）。

- ①埋立地の表面を遮水シートで覆い、更にその表面を土砂で50cm以上覆う。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る埋立処理施設にあっては、埋立地の表面を土砂で50cm以上覆えばよい。
- ②埋立地の表面をセメント・コンクリートで10cm以上又はアスファルト・コンクリートで3cm以上覆う。
- ③上記①又は②と同等以上の効果を有する方法により埋立地の表面を覆う。

7.2 廃止措置実施報告書(処理業省令第13条第3項)

汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、表3.2.2-1に示した措置を講じたときは、それぞれに定められた日までに、その結果を廃止措置実施報告書をもって都道府県知事に報告しなければならない。

廃止措置実施報告書の様式は、処理業省令の様式第5に示されている。

図3.2.2-2に廃止措置実施報告書の記載例を示す。

表3.2.2-1 許可の取消し等の場合の措置及び報告の期限

許可の取消し等の場合の措置	報告の期限
汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存する場合には、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。この場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときは、法第20条第1項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し処理業省令第5条第18号の管理票を交付しなければならない（処理業省令第13条第1項第1号）。	汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された日から30日
汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、公正に、かつ、法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査を行う（処理業省令第13条第1項第2号）。	汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された日から120日
汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水を汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された日から3ヶ月以内に1回、及びその後3ヶ月以内ごとに1回採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第6条第2項第2号の環境大臣が定める方法により測定すること。	測定の結果を得た日の属する月の翌月の末日
埋立処理施設にあっては、汚染土壌の埋立地への水の浸透を防止するための措置として次に掲げるもののいずれかを講ずるとともに、当該措置により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を併せて講ずること（処理業省令第13条第1項第4号）。 ①埋立地の表面を遮水シートで覆い、更にその表面を土砂で50以上覆う。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る埋立処理施設にあっては、埋立地の表面を土砂で50cm以上覆えばよい。 ②埋立地の表面をセメント・コンクリートで10cm以上又はアスファルト・コンクリートで3cm以上覆う。 ③上記①又は②と同等以上の効果を有する方法により埋立地の表面を覆う。	汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第25条の規定により許可を取り消された日から30日

様式第五（第十三条第三項関係）

廃止措置実施報告書	
平成 25 年 03 月 31 日	
川崎市長 ○○ ○○ 殿	
申請者 東京都港区▲▲○-○-○ 土壤洗浄株式会社 代表取締役社長 環境 次郎	
印	
土壤汚染対策法第 27 条第 1 項の規定による措置を講じたので、次のとおり報告します。	
廃止した事業の用に供した汚染 土壤処理施設又は取り消された 許可に係る汚染土壤処理施設に 係る事業場の名称	土壤洗浄株式会社 川崎事業所
廃止した事業の用に供した汚染 土壤処理施設又は取り消された 許可に係る汚染土壤処理施設の 設置の場所	〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△0-0-0 TEL : 044-000-0000
廃止した事業の用に供した汚染 土壤処理施設又は取り消された 許可に係る汚染土壤処理施設の 種類	浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))
講じた措置の内容	【処理業省令第 13 条第 3 項第 2 号の措置】 汚染土壤処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壤の特定有害物質 による汚染の状況について、公正に、かつ、法第 3 条第 1 項の環境省令で定 める方法により調査を実施した。 ※調査結果は、別添参照。
措置実施年月日	平成 25 年 1 月 24 日
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者) が署名することができる。	

図3.2.2-1 廃止措置実施報告書の記載例

企業の排出事業者責任が問われています。
 リスク管理は万全ですか？



平成22年度 廃棄物管理士講習会 (産業廃棄物排出事業者講習会)

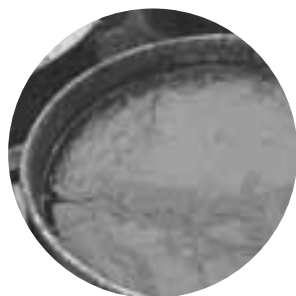
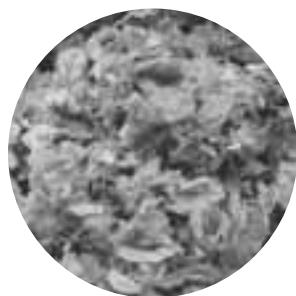
環境行政の経験豊富な大阪府等行政OBを講師に迎え、
 廃棄物処理法の解説をします！

開催期日		受講日数	定員
平成22年	12月17日(金曜日)	1日	150名
平成23年	3月4日(金曜日)	1日	150名

開催場所／大阪府私学教育文化会館 5階(講堂)
 大阪市都島区網島町6-20



本講習会修了者には、(社)大阪府産業廃棄物協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。
 また本講習会は、「堺市が施行した循環型社会形成推進条例に基づく産業廃棄物管理責任者」として従事する要件を満たすためのものとしても、ご利用いただけます。



実施機関



社団法人大阪府産業廃棄物協会
 大阪市中央区谷町3丁目4番5号 中央谷町ビル5階
 TEL: 06-6943-4016

受付機関



関西環境保全事業協同組合
 大阪市中央区谷町3丁目4番5号 中央谷町ビル4階
 TEL: 06-6920-9292

行政だより

固体ばら積み貨物の海上輸送について

固体ばら積み貨物（ペーラー及びフレコンは該当しない）の海上輸送について、2011年1月1日からIMSBCコード(International Maritime Solid Bulk Cargoes (IMSBC Code))が国際的に強制化されます。

日本ではこれを受け、IMSBCコードをそのまま取り入れ、船舶における貨物運送の基準を規定している「特殊貨物船舶運送規則」等を2011年1月1日より施行する予定で改正を進めています。これにより次の通り規制が強化されます。

なお、この規制強化は外航、内航全ての場合に適用されます。

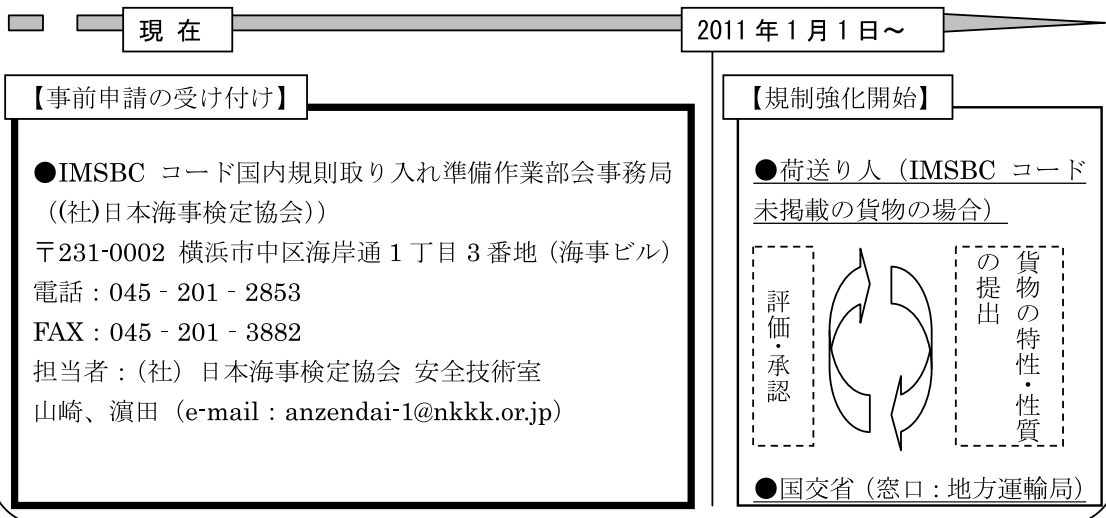
- ①IMSBCコード記載の固体ばら積み物質の場合
⇒IMSBCコード記載の貨物であると荷積国の主管庁（日本の場合は国交省：窓口は地方運輸局）の承認後に海上輸送が可能。
- ②IMSBCコード未記載の固体ばら積み貨物の場合
⇒荷送人が荷積国の主管庁（国交省：地方運輸局）に貨物の性状等を提出し、主管庁の評価・承認を受けた後に海上輸送が可能。

～事前申請の案内～

IMSBCコード未掲載の貨物の評価・承認は、貨物の性状等の資料に基づき運送要件などを定める必要があるため、相当の時間がかかることが予想されます。そのため、国は2011年1月1日以降にIMSBCコードに記載されていない固体ばら積み海上輸送を予定している荷送人から、事前申請を受け付けており、運送要件等の検討を開始しています。つきましては、2011年1月1日以降に固体ばら積み貨物の海上輸送を予定している荷送人においては、「IMSBCコード国内規則取り入れ準備作業部会」まで所定の書類を速やかに提出する等の手続きをお進め下さいますようお願いいたします。

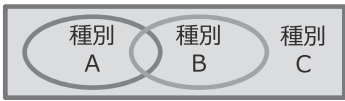
●この件のお問い合わせ先

(社)日本海事検定協会 (Tel 045-201-2853)
日本内航海運組合総連合会 (Tel 03-3263-4741)



ADMINISTRATION INFORMATION

IMSBCコードの概要

概要	対象物質
<p>船舶におけるばら積み貨物の運送は適切に行われなければ事故を誘引する可能性があることから、運送方法についてSOLAS条約及び附属コードであるBCコードで規定されてきた。しかし、事故が減少しないこと等を踏まえ、より効果的な安全策とするため、勧告であったBCコードを強制化したものである。</p>	<p>全ての固体ばら積み貨物(穀類を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種別A：液化貨物(液化するおそれのある物質) ・種別B：固体化学貨物(化学的危険性を有する貨物) ・種別C：種別A、種別Bの両方の危険性を有しない貨物
内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ BCコードの強制化 ・ 貨物の詳細な運送要件(特性・性質等)を船長に提出することを荷送人へ義務付け ・ IMSBCコードに未掲載貨物の取扱を規定 <ul style="list-style-type: none"> - コード未掲載貨物運送の承認及び当該承認にかかる荷揚国・船舶の旗国間の協議 - 荷揚国が承認した運送要件に従った運送の義務付け 	スケジュール
	<p>2008年 IMO MSC85で採択 2011年1月1日より強制化</p>

IMSBCコードの国内取入方針

国内取入の基本方針	運送要件遵守義務の対象船舶												
<p>基本的に、IMSBCコードをそのまま取り入れ(ただし、一部の船舶の運送要件遵守義務は軽減)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種別A</th> <th>種別B</th> <th>種別C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際航海船舶</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非国際航海船舶</td> <td>△¹</td> <td>○</td> <td>△²</td> </tr> </tbody> </table>		種別A	種別B	種別C	国際航海船舶	○	○	○	非国際航海船舶	△ ¹	○	△ ²
	種別A	種別B	種別C										
国際航海船舶	○	○	○										
非国際航海船舶	△ ¹	○	△ ²										
改正方法	<p>○:すべての船舶に適用 △¹:平水区域又は瀬戸内において航行する船舶を除くすべての船舶 △²:沿海区域を超えて航行する船舶</p>												
<p>船舶における貨物運送の基準を規定している特殊貨物船舶運送規則(昭和三十九年運輸省令第六十二号)及び危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)において、既にBCコードを強制要件として一部取り入れていたので、IMSBCコードとなって変更された点(詳細な運送要件の提出、コード未掲載物質の取扱等)を中心に改正する。</p>	スケジュール(予定)												
	<p>2010年9月公布、2011年1月1日施行</p>												

固体ばら積み貨物輸送のイメージ

従前	改正後
<p>荷送人</p> <p>↓ 貨物情報の提供 (詳細な運送要件等なし)</p> <p>?? 船長</p> <p>「貨物の特性・性質は? 適切な積載方法は?」</p> <p>正確な貨物の特性・性質が分からない</p> <p>船舶の転覆のリスクを高め、さらに海洋環境への被害</p>	<p>荷送人 (IMSBCコード未掲載貨物の場合) (荷積国の) 特性・性質を提出 主管庁</p> <p>⇄ 承認</p> <p>↓ 詳細な貨物情報の提供</p> <p>船長</p> <p>「IMSBCコードで規定された運送要件もしくは主管庁が承認した運送要件に従って安全な運送が可能」</p> <p>この船は○○な特性・性質の××を積んでいます</p> <p>船長が貨物の特性・性質を理解することで、リスク低減</p>

行政だより

基安発 0909 第 1 号
国総建第 112 号
環境産発第 100909001 号
平成 22 年 9 月 9 日

社団法人日本建設業団体連合会会長 殿
社団法人日本土木工業協会会長 殿
社団法人建築業協会会長 殿
社団法人全国建設業協会会長 殿
社団法人日本建設業経営協会会長 殿
社団法人全国中小建設業協会会長 殿
社団法人全国解体工事業団体連合会会長 殿
社団法人全国中小建築工事業団体連合会会長 殿
社団法人建設産業専門団体連合会会長 殿
社団法人住宅生産団体連合会会長 殿
社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿
建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

国土交通省建設流通政策審議官

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底について

再生砕石の材料となるコンクリート塊等の取扱いについては、建築物等の解体工事、産業廃棄物の運搬及び処分等のそれらを取り扱う各段階において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）等の関係法令により規定されている。

しかしながら、昨今、石綿を含む建設資材廃棄物が混入した再生砕石が使用されている事案が明

ADMINISTRATION INFORMATION

らかになったとの一部新聞報道等があったところである。

このような事態に鑑み、厚生労働省、国土交通省及び環境省の三省において、再生砕石への石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの）の混入防止の徹底について改めて周知することとしたので、貴団体におかれては、引き続き、再生砕石へ石綿含有産業廃棄物が混入することを防止するため、関係法令等の遵守について下記の事項に留意されるとともに、各種マニュアル等も参考とされ、廃棄物等の適正な取扱いに万全を期すこと、並びに、解体等の作業における労働者のばく露防止対策の徹底について、傘下会員に対して周知徹底方御協力お願い申し上げます。

記

- 1 解体工事業を営む者は、建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）に、特定建設資材廃棄物の再資源化に支障を来す石綿含有産業廃棄物等の有害物質が付着・混入することがないように、分別解体を徹底すること。
- 2 建設工事の元請業者等事業者は、廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に基づく委託基準を遵守すること。また、石綿含有産業廃棄物が再生砕石等リサイクル製品に混入することがないように、廃棄物処理法に基づく保管基準及び処理基準を遵守するとともに、下請負人に対してもその遵守を徹底させること。
- 3 産業廃棄物処理業者は、廃棄物の処理を行う場合には、石綿含有産業廃棄物が再生砕石等リサイクル製品に混入することがないように、廃棄物処理法に基づく処理基準を遵守すること。

行政だより

国 総 建 第 113 号
環 廃 産 発 第 100909002 号
平 成 22 年 9 月 9 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

国土交通省建設流通政策審議員

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底について

再生砕石の材料となるコンクリート塊等の取扱いについては、建築物等の解体工事、産業廃棄物の運搬及び処分等のそれらを取り扱う各段階において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等の関係法令により規定されている。

しかしながら、昨今、石綿を含む建設資材廃棄物が混入した再生砕石が使用されている事案があったとの一部新聞報道等があったところである。

このような事態に鑑み、厚生労働省、国土交通省及び環境省の三省において、別添写しのとおり、再生砕石への石綿含有産業廃棄物（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの）の混入防止の徹底等について、改めて、各関係団体あて通知したところである。

貴職におかれては、当該通知の内容について関係事業者に対して周知するとともに、解体工事現場等のパトロール及び必要に応じた立入検査の実施により、関係法令の遵守状況について確認を行うなど、適正に措置されるようお願い申し上げます。

なお、別途、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を所管する厚生労働省から都道府県労働局に対しても、この事案に対して対応するよう指示されたところであり、必要に応じて都道府県労働局及び労働基準監督署と連携を図っていただくよう御協力をお願い申し上げます。

また、この旨を貴管内関係市区町村に対して、周知徹底方御協力をお願い申し上げます。

ADMINISTRATION INFORMATION

基安発 0909 第 2 号
平成 22 年 9 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公印省略)

再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止等の徹底について

今般、再生砕石に石綿含有産業廃棄物（石綿含有スレート板の破片等）の混入がみられたほか、解体現場における石綿ばく露防止対策が徹底されていないおそれのある事案に係る新聞報道等がなされたところである。

このため、厚生労働省、国土交通省及び環境省の三省において、労働者の石綿等によるばく露防止対策の徹底及び再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止の徹底について、関係事業者団体に對して別添 1 のとおり要請したところである。

については、関係事業者等に対して、引き続きばく露防止対策についての措置を徹底するとともに、本要請事項についても積極的に周知されたい。

また、国土交通省及び環境省において、別添 2 のとおり、都道府県及び政令市に対して標記に係る協力を依頼しているのので、必要に応じて都道府県等と連携を図り、適切に対応されたい。

行政だより



環廃産発第 100909003 号
平成 22 年 9 月 9 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

石綿含有産業廃棄物等の適正処理について（通知）

再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止の徹底については、本日付け、厚生労働省、国土交通省、環境省の連名通知により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）等関係法令の遵守について指導等をお願いしたところである。

建築物等の解体作業において十分な分別解体が行われていない等が原因で、石綿含有建材が付着・混入したままリサイクル可能な特定建設資材廃棄物として排出され、破砕施設において受入れ、破砕等が行われた場合にあっては、事業者の委託基準違反や処理業者の処理基準違反等、廃棄物処理法違反が懸念されることから、貴職におかれては、解体現場において石綿含有産業廃棄物が適正に保管され、他の廃棄物が混入しないよう必要な措置が講じられていること、又、破砕施設において、受託できない石綿含有産業廃棄物等が混入した廃棄物の受入れを行っていないこと等について、立入検査により確認を行う等、廃棄物処理法に則り、石綿含有産業廃棄物の適正な処理を確保するよう努められたい。

また、解体現場や破砕施設に係る立入検査等に当たっては、建設リサイクル法を所管する部局等の関係部局との情報交換を密にするとともに、「産業廃棄物に係わる立入検査及び指導の強化について（通知）」（平成 20 年 5 月 16 日付け環廃産発第 080516001 号本職通知）に留意の上、事前連絡を行うことなく立ち入りを行う等、より効果的かつ確実に実施されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

ADMINISTRATION INFORMATION



事務連絡
平成 22 年 9 月 9 日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管課 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

石綿含有産業廃棄物の適正処理に係る立入検査結果等について

石綿含有産業廃棄物等の適正処理については、平成 22 年 9 月 9 日付け環廃産発第 100909003 号本課長通知によりお願いしたところですが、本件に関して立入検査を実施した結果等については、下記によりご報告していただくようご協力をお願いします。

記

1 調査内容

平成 22 年 4 月以降、10 月末日までに実施した立入検査のうち、解体工事現場及び破砕施設等に対して実施した立入検査の件数及び結果について、別紙様式により報告をお願いします。

2 回答期限

平成 22 年 11 月 12 日（金）

3 回答先及び担当

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課（担当：谷口、和田(博)、峯）

Tel : 03-3581-3351（内 6873、6876）

4 その他

(1) 調査は、年間計画に基づく立入検査のみならず、緊急に実施される等、出来る限り多くの破砕処理業者等（可能であれば全数）に対して実施されるようお願いいたします。

(2) 今回の報告については、全国一斉パトロール等建設リサイクル法に係る立入検査の結果も含めて報告してください。

なお、当該パトロールの実施に当たっては、建設リサイクル法所管部局や労働基準監督署等と合同で実施し、併せてパンフレットによる啓発を行う等、効果的な立入が行えるようご配慮をお願いします。

(3) 今回の調査期間の終了後においても、引き続き、立入検査等による監督及び指導に努めていただくようお願いいたします。

行政だより

解体業者等立入検査結果集計表(記載例)

記載日: _____

解体業者・会社名: _____

解体業種名: _____

担当者及び連絡先: _____

解体業者への立入検査			解体業者への立入検査		
立入件数 ※1	指摘内容(概要) ※2	件数 ※4	立入件数 ※1	指摘内容(概要) ※2	件数 ※4
※3	危険なまでの作業が十分(改善基準、〇〇未満)なこと。	5	※3	危険なまでの作業が十分(改善基準、〇〇未満)なこと。	5
	がれと腐った廃棄物等が混入し保管されている(改善基準、 ※4)として指摘すること。 ※5に示すものは、右側を改善基準として適正に改善すること。	4		右側を改善基準等が混入し、がれと腐った廃棄物が混入している(改善基準、 ※4)として指摘すること。	1
	右側を改善基準として適正に改善している(改善基準、 ※4)として指摘すること。	4		右側を改善基準等が混入し、危険が行っている(改善基準、 ※4)として指摘すること。	1
	右側を改善基準等が混入し、他のものと区別するおそれのない ように区別、いない(改善基準、※4)として指摘すること。	4		右側を改善基準、右側を改善基準等として適正に改善すること。 該当基準数	1
	右側を改善基準等が混入している(改善基準、 ※4)として指摘すること。	4		基準数 〇〇	
	右側を改善基準等が混入し、がれと腐った廃棄物を右側を改善基準 等と区別することができていない(改善基準等)として指摘している(改善基準 ※4)として指摘すること。	1		違反数 〇〇	
	右側を改善基準等が混入し、がれと腐った廃棄物を右側を改善基準等として区別す べきとしている(改善基準、 ※4)として指摘すること。	1			

(注) ① 立入検査を行った現場又は電話又は視察の結果を記入して下さい。
 ② ①のうち、違反等が認められた現場又は視察の結果を記入して下さい。
 ③ 違反等に基づき行なった処置の内容について記入して下さい。(尚、記載して頂かない場合は、適正に改善されているとみなす)
 ④ ①の指摘内容ごとの件数を記入して下さい。(※1と※4合計)
 ⑤ ①の指摘内容、その改善基準について記入して下さい。
 その他 記載が不明な点に関するお問い合わせは、当該内容に基づきお問い合わせ下さい。
 ⑥ ①の違反等があった場合については、当該内容に基づきお問い合わせ下さい。

ADMINISTRATION INFORMATION

事 務 連 絡
平成22年10月 7日

都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）長 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

産業廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき、ありがとうございます。

平成22年5月19日に公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号。以下「改正法」という。）につきましては、平成23年4月1日の施行を目指し、現在、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）を始めとする関係政省令の整備を鋭意進めているところでございます。

今般、改正法の施行に伴う関係政省令の整備に合わせ、平成22年1月25日に中央環境審議会において取りまとめられました「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」中、「3.（2）②（ウ）産業廃棄物収集運搬業許可制度の簡素化」への対応として、一の政令市の区域を越えて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の許可に関する事務については、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事の事務とすることを内容とする政令の改正を行う予定としており、本日より意見募集（パブリックコメント）を実施しております（資料1。環境省HP：<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13007>参照）。

改正令の施行日前に行った許可につきましては、現在内閣法制局において審査中であり、今後変更があり得ますが、現時点では資料2のとおり経過措置を設けることを予定しております。

また、産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に係る都道府県及び指定都市等の事務の分担について、各方面から照会が多く寄せられることが予想されることから、その考え方について資料3のとおり示します。

施行に当たっては改めて施行通知を発出いたしますが、貴部（局）におかれましては、円滑な施行を行えるよう、よろしく取り計らい願います。

行政だより

資料 1

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 廃棄物処理制度専門委員会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案等について（抄）

7. 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化（法第 24 条の 2 及び現行令第 27 条関係）

この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる（法第 24 条の 2 第 1 項）。

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、廃棄物再生事業者の登録に関する事務以外の事務は、地方自治法上の指定都市の長、中核市並びに呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下「指定都市の長等」という。）が行うこととする（現行令第 27 条）。

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、法第 14 条第 1 項及び第 14 条の 4 第 1 項の規定による産業廃棄物収集運搬業許可に関する事務は、産業廃棄物を一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合には、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、産業廃棄物の収集又は運搬に伴い積替え又は保管を行う場合にあっては、従前通り、当該積替え又は保管を行おうとする区域を管轄する政令市の長が行うこととする。

この改正に伴い、所要の経過措置を設けることとする。

ADMINISTRATION INFORMATION

資料 2

産業廃棄物収集運搬業許可の合理化に関する経過措置について（案）

(1) この政令の施行の際現に収集運搬業の許可を受けている者に関し経過措置を置く必要があるが、受けている許可の状況に応じ、以下の3つのパターンに分けて考える必要がある。

- ① 指定都市の長等の許可と、当該指定都市を管轄する都道府県知事の許可を両方受けていた場合（a市、b市、A県の許可を受けていた場合）
- ② 一の指定都市のみで許可を受けている場合（a市の許可のみを受けていた場合）
- ③ 複数の指定都市の長等の許可を受けているが都道府県知事の許可を受けていない場合（a市、b市の許可を受けているが、A県の許可を受けていない場合）

※a市・b市は、A県内の指定都市

(2) 都道府県知事の収集運搬業の許可を受けている者については、施行日後は政令市の区域を含め県内全域で収集運搬業を行うことができる。そこで、①の場合には、都道府県知事の許可と指定都市の長等の許可が重なることから、施行日において当該指定都市の長等の許可を失効させることとする。

(3) ②の場合には、一の政令市を越えない場合であり、許可はそのまま有効であるが、新たに当該指定都市を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合には、当該指定都市の長等の許可と都道府県知事の許可が重なることとなるため、当該指定都市の長等の許可を失効させることとする。

(4) 最後に③の場合には、何ら経過措置を置かないと、これらの者がこの政令の施行後にa市、b市で業を行った場合、その活動は無許可営業になってしまう。そのため、これらの者を救済する経過措置として、当該許可の有効期間内においては、その許可の範囲内において業を行うことができることとする。

その場合には、その者を都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者とみなして、この法律を適用することとする。都道府県知事の許可を受けたものとみなされるため、これらの者については、施行日後は都道府県の指導監督を受けることとなる。

なお、これらの者がA県に許可申請をした場合については、A県の許可又は不許可の処分の日までに限り、a市、b市の許可の範囲内において業を行うことができることとする。

行政だより

◆経過措置についてのイメージ図

※ a市・b市は、A県内の指定都市

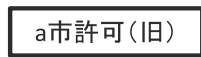
<①の場合>



施行日

施行日以降は県許可のみで
a市、b市でも業ができる

<②の場合>

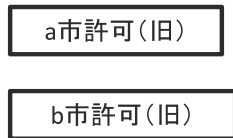


※ A県許可(旧)を有する場合には、
①が適用される。

※ A県許可(新)を受けると自動的に
失効

<③の場合>

— A県に許可申請をしない場合—



A県が監督(注)

— 有効期間満了前にA県に許可申請をした場合—



県許可以降はそれのみで
a市、b市でも業ができる

(注)経過措置の規定により業を行うときは、a市・b市の許可の範囲
内で、A県許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者とみなし、
廃棄物処理法の規定
(第14条第1項及び第14条の4第1項を除く。)を適用

ADMINISTRATION INFORMATION

資料3

都道府県知事と政令で定める市の長の権限の整理について

1. 法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。以下同じ。）における産業廃棄物収集運搬業者に対する行政処分は、許可処分を行う主体に属する権限と、地域の生活環境に責任を有する主体に属する権限とに大別される。
2. 今般、産業廃棄物収集運搬業許可の合理化により、一の指定都市等の区域を越えて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の許可に関する事務については、当該指定都市等において積替え保管を行う場合を除き、当該指定都市等の区域を管轄する都道府県知事の事務となる。これに伴い、指定都市等は許可処分を行う主体に属する権限を行使することはできなくなるが、地域の生活環境に責任を有する主体に属する権限については引き続き行使することとなるため、地域の生活環境保全上支障が生じるおそれがある場合には、今後ともこれらの権限を適切に行使されたい。
3. なお、許可処分を行う主体に属する権限と、地域の生活環境に責任を有する主体に属する権限の整理は、次のとおりである。
 - (1) 事業停止命令（法第14条の3）

産業廃棄物収集運搬業者に対する事業の全部又は一部の停止命令については、その発動要件の一つとして、許可基準に適合しなかったとき（法第14条の3第2号）や、許可に付した条件に違反したとき（法第14条の3第3号）があることから、許可処分を行った主体しか行い得ない性質の行政処分である。また、規定の位置からしても許可に付随する一連の許可権者の権限として規定されていることが明らかである。
 - (2) 許可取消処分（法第14条の3の2）

産業廃棄物収集運搬業者に対する許可の取消処分については、その発動要件の一つとして、許可基準に適合しなかったとき（法第14条の3の2第1項第1号から第4号まで及び第2項）や、不正手段により許可を取得したとき（法第14条の3の2第1項第6号）があることから、許可処分を行った主体しか行い得ない性質の行政処分である。また、規定の位置からしても許可に付随する一連の許可権者の権限として規定されていることが明らかである。
 - (3) 報告徴収（法第18条）及び立入検査（法第19条）

産業廃棄物の収集運搬を業とする者に対する報告徴収及び立入検査については、この法律の施行に必要な限度において実施することが可能とされており、当該業者に事業停止命令、許可取消処分、改善命令、措置命令又は行政代執行等の行政処分を行う主体は、当該行政処分を実施するために必要な範囲で報告徴収及び立入検査

行政だより

を行うことができると考えられる。従って、産業廃棄物収集運搬業者の許可主体、産業廃棄物収集運搬業者による不適正処理が生じた区域を管轄する主体の何れもが行い得るものと考えられる。

(4) 改善命令（法第19条の3）

産業廃棄物収集運搬業者に対する改善命令については、産業廃棄物処理基準に適合しない収集運搬が行われた場合に発することができることとされており、そのような場合か否かを判断することが可能なのは不適合な収集運搬が行われた区域を管轄する主体である。また、規定の位置からしても、許可に付随する権限とは切り離されていると考えられる。

(5) 措置命令（法第19条の5及び第19条の6）及び行政代執行（法第19条の8）

措置命令及び行政代執行については、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障等が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときに、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者に対して命ずる行政処分であり、そのような場合か否かを判断することが可能なのは、産業廃棄物処理基準に適合しない保管、収集、運搬又は処分が行われた区域を管轄する主体である。また、そもそも許可業者か否かを問わず違反行為者等に対する行政処分であることや規定の位置からも、許可に付随する権限とは切り離されていると考えられる。

行政処分の種類	権限の主体
①事業停止命令（法第14条の3）	許可処分を行った都道府県知事又は政令市長
②許可取消処分（法第14条の3の2）	許可処分を行った都道府県知事又は政令市長
③報告徴収（第18条）	許可処分を行った都道府県知事若しくは指定都市の長等又は 不適正処理が行われた区域を管轄する都道府県知事若しくは指定都市の長等
④立入検査（第19条）	許可処分を行った都道府県知事若しくは指定都市の長等又は 不適正処理が行われた区域を管轄する都道府県知事若しくは指定都市の長等
⑤改善命令（第19条の3）	不適正処理が行われた区域を管轄する都道府県知事若しくは指定都市の長等
⑥措置命令（第19条の5及び第19条の6）	不適正処理が行われた区域を管轄する都道府県知事若しくは指定都市の長等
⑦行政代執行（第19条の8）	不適正処理が行われた区域を管轄する都道府県知事若しくは指定都市の長等

ADMINISTRATION INFORMATION



環境対発第 101021001 号
 環境産発第 101021001 号
 平成 22 年 10 月 21 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長



産業廃棄物課長



使用済物品の適正な処理の確保について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力、御協力いただいているところである。

さて、近年、一般家庭等から排出される家電製品等の使用済物品を収集、運搬等する者が増加しており、その営業行為に対する苦情や問い合わせ等が都道府県や市町村に寄せられる事例が見られるが、それらの中には、排出者に費用負担を求める等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）等に抵触する疑いのあるものも散見される。

本年 8 月には、使用済みの冷蔵庫を無許可で料金を徴収して収集運搬を行った事業者が、廃棄物処理業の無許可営業の疑いで逮捕され、さらに、収集した冷蔵庫を不法に投棄した疑いで 9 月に再逮捕されるといった事案も発生している。

については、下記事項に留意の上、必要な措置を講ずるとともに、貴管内市町村に対する周知及び指導方よろしく願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

都道府県知事又は市町村長は、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処理業者又は産業廃棄物処理業者等だけでなく、廃棄物であることの疑いのある物の収集、運搬又は処分

行政だより

を業とする者に対しても、廃棄物処理法に基づく報告の徴収（同法第 18 条第 1 項）及び立入検査（同法第 19 条第 1 項）ができることから、料金を徴収して使用済物品を引き取る場合はもとより、無料で引き取る場合や著しく低廉な価格で買い取る場合であっても、廃棄物であることの疑いがあると判断できる場合には、報告の徴収又は立入検査を実施すること。

実際の判断に当たっては、料金を徴収して使用済物品を引き取る旨がチラシ等において明示的に又は暗示的に記載されている場合や、受け入れた使用済物品の適切な保管や品質管理がなされていない場合には、報告の徴収又は立入検査を積極的に活用して、実際に料金を徴収して使用済物品を収集、運搬した事実の有無や、収集した使用済物品が自ら利用又は有償譲渡できるものであるか否か等を確認すること。報告の徴収又は立入検査により無許可営業や不法投棄等の違反行為に該当する事実が確認された場合は、捜査機関に告発を行う等、必要な措置を講ずること。

なお、報告の徴収、立入検査及び刑事告発については、「行政処分の指針」（平成 17 年 8 月 12 日環廃産発第 050812003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）第 5、第 6 及び第 12 を参考とされたい。

ADMINISTRATION INFORMATION

(参考)

「行政処分の指針について」(平成17年8月12日環廃産発第050812003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)(抄)

第5 報告徴収(法第18条第1項)

1 趣旨

産業廃棄物の適正な処理を確保するため、都道府県知事は、事業者、産業廃棄物処理業者又は産業廃棄物処理施設の設置者等に対して、廃棄物の処理又は施設の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができるとしたものであり、これに対する報告拒否及び虚偽報告については罰則が適用されるなど法的効果を伴う処分であることから、これを積極的に活用されたいこと。そのため、報告を求める際には、相手方に対し、報告拒否あるいは虚偽報告に対しては刑罰が科され得ることを明示すること。

2 要件

- (1) 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限りは、事業者、産業廃棄物処理業者又は産業廃棄物処理施設の設置者のいずれに対しても必要な報告を求めることができること。また、廃棄物であることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者に対しても、この報告を求めることができること。占有者において廃棄物でないことを主張している物であっても、通常その物がどのように取り扱われているか(廃棄物として処理されているのが通例であるのか、有価物として取引されているのが通例であるのか)等により、社会通念に照らして廃棄物である可能性があるとは判断できる場合には、その物を「廃棄物であることの疑いのある物」と解し、報告徴収を実施して差し支えないこと。なお、「産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者」には、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に限らず、環境大臣から認定を受けた再生利用認定業者や広域認定業者、規則第9条又は第10条の3に基づき業許可が不要とされている者はもとより、無許可業者も含まれること。
- (2) 報告徴収は、刑罰による間接強制によってその実効性を担保する制度であるから、報告を拒否された場合あるいは虚偽報告がなされた場合は、捜査機関と協議の上で告発を行うなど、厳正に対処すること。
- (3) 明示的あるいは黙示的に報告を拒否する場合のみならず、報告内容に著しい報告漏れがあるなど、意図的かつ実質的な報告の拒否と判断される場合には、報告拒否と扱って差し支えないこと。
- (4) 報告徴収は、都道府県知事が産業廃棄物の適正な処理を確認する上で必要不可欠な制度であるから、許可を受けた処理業者による報告拒否・虚偽報告については、たとえ初めての違反であっても、その悪質性は高く、直ちに事業停止処分を課するのが相当であり、さらに度重なる報告拒否・虚偽報告については、「情状が特に重いとき」に該当するものとして、業の許可を取り消す

行政だより

平成22年10月7日
産指 第1466号

社団法人 大阪府産業廃棄物協会 御中

大阪府 (産業廃棄物指導課)
大阪市 (産業廃棄物規制担当)
堺市 (産業廃棄物対策課)
高槻市 (産業廃棄物指導課)
東大阪市 (産業廃棄物対策課)

「建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」及び 「がれき類の自ら利用に関する指導指針」の改定について

平素は、本府の廃棄物行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび建設工事から発生する汚泥及びがれき類の適正な再生利用の促進を図るため、「大阪府建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」及び「大阪府がれき類の自ら利用に関する指導指針」を平成22年10月1日に改定しました。

改定の概要については、「大阪府建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」は別紙1、「大阪府がれき類の自ら利用に関する指導指針」は別紙2のとおりです。

また、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市についても、同時に同様の指針改定をしております。

つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮ではございますが、貴団体会員に対し周知していただきますようお願いいたします。

※指針本文及び解説については、下記ホームページアドレスからダウンロードしてください。
(ホームページアドレス)

「大阪府建設汚泥の自ら利用に関する指導指針及び解説」

<http://www.pref.osaka.jp/sangyohaiki/sanpai/odei.html>

「大阪府がれき類の自ら利用に関する指導指針及び解説」

<http://www.pref.osaka.jp/sangyohaiki/sanpai/gareki.html>

大阪市、堺市、高槻市、東大阪市のホームページ掲載については、下記の間合せ先にご確認ください。

問合せ先	大阪府 産業廃棄物指導課	電話番号 06-6944-9230	(ダイヤルイン)
	大阪市 産業廃棄物規制担当	電話番号 06-6630-3287	(ダイヤルイン)
	堺市 産業廃棄物対策課	電話番号 072-228-7476	(ダイヤルイン)
	高槻市 産業廃棄物指導課	電話番号 072-674-7587	(ダイヤルイン)
	東大阪市 産業廃棄物対策課	電話番号 06-4309-3207~8	(ダイヤルイン)

ADMINISTRATION INFORMATION

別紙1

「大阪府建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」の改定について

1 改定を行う理由

建設汚泥の現場内利用に関しては、工事発注者と大阪府との協議や、工事元請業者による利用計画書・完了報告書の作成及び大阪府への提出等の手続きを定めた「建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」を平成19年7月1日に策定し、運用を行ってきました。

しかしながら、本指針に基づいて現場内利用が可能な工事は、国、地方自治体又は建設工事に係る施工に関し管理能力等があると認められる者が発注する工事に限定していることから、現指針による利用促進には限界があります。

このような背景の下、公共工事の現場内利用に限定した現指針の適用範囲を次のとおり拡大し、より一層の再生利用の促進を図るため指針を改定しました（再生利用した建設汚泥を適切に管理できるケースに限定）。

- (1) 公共工事に限り、同一発注者の現場間での利用を可能とする。
- (2) 民間工事において、一定規模以上の建設工事について現場内利用を可能とする。

※建設汚泥の再生処理方法や処理後物の基準については変更なし。

なお、大阪府以外の4行政（大阪市、堺市、高槻市、東大阪市）についても同時に指針を10月1日に改定するとともに、運用について5行政同じとするため、指針の解説を5行政連名で作成しました。

表 建設汚泥の再生材としての利用分類

	元請業者①	元請業者①以外	
発注者① (公共)	(元請業者の自ら利用) ・現場内利用	(発注者の自ら利用) ●発生工事現場外利用	有償売却
発注者② (民間)	(元請業者の自ら利用) ●現場内利用(一定規模以上)	(発注者の自ら利用) ・発生工事現場外利用	
発注者①以外 (公共)	(元請業者の自ら利用) ・発生工事現場外利用	有償売却	
発注者②以外 (民間)	(元請業者の自ら利用) ・発生工事現場外利用		

※色つき部分 は現在の指針の対象、 は今回の改定で指針の対象とする部分。

行政だより

2 追加対象となる工事

(1) 同一発注者（公共工事）の現場間での利用

現場内に加え、新たに現場間での利用を追加する。ただし、同一の公共事業発注者が行う事業間に限定する。

（適用例：知事が発注する工事間利用（大阪府下水道部局→大阪府建築部局））



(2) 民間工事において、一定規模以上の建設工事について現場内利用

民間工事において一定規模以上（次のいずれか1つを満たすもの）の建設工事の現場内利用について認める。ただし、分譲マンションのように工事完成後に建築物の所有権の移転が予定されている場合は対象としない。

- ・建設汚泥の発生量が概ね 1,000 トン以上のもの
- ・建設物の延床面積が概ね 10,000 平方メートル以上のもの
- ・建設計画の区域が概ね 10,000 平方メートル以上のもの

ADMINISTRATION INFORMATION

別紙2

「大阪府がれき類の自ら利用に関する指導指針」の改定について

○ 改定を行う理由

がれき類の現場内利用に関しては、「建設廃棄物の自ら利用に関する取扱い指針」を平成10年4月1日に策定し、運用を行ってきました。

本指針では、解体現場において発生するがれき類を、外部へ持ち出すことなく破砕、粒度調整等を行い規格品と同等以上になったものを現場内の建設工事における建設資材として利用することを「元請の自ら利用」として位置づけし、一定条件を満たすことを条件として認めてきました。

しかしながら、発注者が元請業者にがれき類の再生処理を指示し、発注者の資材として別の現場で利用する場合や、元請業者が再生処理したものを資材として別の現場で利用する場合もあることから、これらの現場外（下表の太線囲み）での利用についても適正な再生処理と利用が行われるよう、指針の対象範囲に含めることとしました。

(1) 同一発注者の現場外での利用を可能とする。



(2) 元請業者の現場外での利用を可能とする。

※がれき類の再生処理方法や処理後物の基準については変更なし。

なお、大阪府以外の4行政（大阪市、堺市、高槻市、東大阪市）についても同時に指針を10月1日に改定するとともに、運用について5行政同じとするため、指針の解説を5行政連名で作成しました。

表 がれき類の再生材としての利用分類

	元請業者①	元請業者①以外	
発注者①	(元請業者の自ら利用) ・現場内利用	(発注者の自ら利用) ・隣接現場で利用 ・解体工事と建設工事を分割発注して利用	(発注者の自ら利用) ●発生工事現場外利用 有償売却
発注者① 以外	(元請業者の自ら利用) ●発生工事現場外利用	有償売却	

※色つき部分  は現在の指針対象、 は今回の改定で指針の対象とする部分。

行政だより



概要版

みどりの風を感じる大阪を目指して—

みどりの大阪 推進計画

平成21年12月

大阪府

この計画は、「みどりの風を感じる大都市・大阪」を実現するため、大阪府の「みどり」に関する総合的な計画として、施策の推進方向や実現戦略を示すものです。

「みどりの風を感じる大都市」とは・・・「美しく季節感のあるみどりの中で、人と人、人と自然のつながりが生まれ、さわやかな風を感じる快適なまち」として、みどりの持つ多様な効果が活かされるまちを指します。

計画の全文は一ホームページをご覧ください。

みどりの大阪推進計画

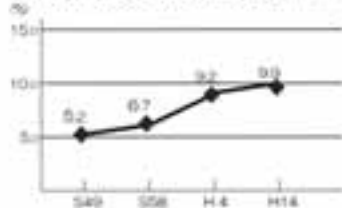
みどりの現況

◆周辺山系や農空間においては、担い手不足等により荒廃や減少が進み、みどりの機能の低下が危惧されています。

◇府域全体の緑地面積は、約4割を維持(H8~H17)
地域緑地は森林や農地の減少等により約400ha減少、
 施設緑地は公園整備などにより約800ha増加

◆市街地では、都市化の進展により新たな緑化スペースの確保が困難となっています。

◇市街化区域における緑被率(樹木・緑地) 9.9%(H14)



分類	率 (%)
樹木・樹林地	9.9
草地	4.1
農地	3.2
裸地	5.7
水面	2.5

◆大阪の都市にはみどりが「少ない」と感じる府民が約8割となっています。(府域全体については約5割)

みどりを取り巻く課題と対応

- 広域的なみどりのネットワークが必要**
⇒海と山の近接性を活かした「みどりの風の軸」の創出
- 府民が実感できるみどりづくりが必要**
⇒みどりの機能を発揮させる「周辺山系等の保全・再生」
府民実感を高める「みどりの量的充足・質の向上」
- 連携・協働の機運を活かし、高める必要**
⇒民間の力を活かした「みどりのマネジメント」の仕組みづくり
市町村との連携による「みどりの連続性」の創出

計画期間と目標・指標

■計画期間 : 21世紀の第1四半期(2025年(H37))まで

■緑地の確保目標 : 府域面積に対する割合を約4割以上確保

■緑化の目標(市街化区域) : 緑被率20%(現況の1.5倍)

従来からの「樹林・樹木のみを対象とする緑被率」15%を目指しつつ、「樹木の植栽困難地でのみどりの確保」や「ヒートアイランド現象の緩和」等を早急に進める観点から、「樹林・樹木に芝生等を含む草地等を加えた緑被率」を新たな指標として設定しました。

■指標(3年毎検定) :

- ◆大阪府域にみどりとあると感じる府民の割合を増やします <約5割→約8割>
- ◆最近みどりに触れた府民の割合を増やします <約4割→約8割>

■計画の点検と見直し : ◆施策に応じた実行計画の策定

- ◆取組状況や実績数値の整理・公表(毎年)
- ◆緑被率調査の手法・サイクルの検討
- ◆目標・実績数値・指標の検証、必要に応じ計画の見直し

みどりの配置方針と4つの基本戦略



基本戦略1

みどり豊かな自然環境の保全

周辺山系や農空間、大坂湾の豊かな自然環境の保全・再生
 「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「府民

周辺山系の保全・再生



- 小規模開発協議制度の創設
- 新たな府立自然公園の指定
- 里山保全地域指定制度の創設
- 放置森林対策の推進
- 「生駒山系花屏風」構想の実現

農空間の保全

- 農空間保全
- 遊休農地の活用
- ため池、水

臨海部の保全

- 「共生の森」創設
- 河口干潟の保全
- 人工干潟の創設
- 「夢の島」緑化

将来ビジョン・大阪

「みどりの風を感じる大都市 大阪」の実現

となるみどりをつなげる

山系、臨海部、主要道路、主要河川、大規模公園等の骨格となるみどりの拠点や軸を保全・創出します。多様な保全の視点も活かします。

骨格を厚く広げる

骨格周辺の多様な主体によるみどりづくりと連携し、厚みと広がりのあるみどりを形成します。

公共空間や民有地の多様なみどりをつなぐ

林地・農空間の保全、道路、公園、学校等の公共空間や壁面・屋上など民有地のみどりの充実を図り、つながりのあるみどりを形成します。

保全・再生

再生により、「市民の憩いの場づくり」を実現

の保全・活用

保全地域の指定
地の利用促進
、水路のオアシス整備

の保全・再生

の森」づくり
場の再生
場の整備
の緑地の拡大

基本戦略-2 みどりの風を感じるネットワークの形成

主要道路・主要河川・大規模公園緑地を軸や拠点として、山や海の豊かな自然を都市へと導く、みどりの連続性や厚み・広がりを確保します

道路・河川を主軸としたネットワーク

- 中環の森づくり
- 高木並木による緑道づくり
- 「水の都大阪」の再生
- 持続的かつ多様な河川環境の創出

みどりの連続性や厚みと広がり確保

- 「(仮称)みどりの風促進区域」の検討
主要道路や主要河川、大規模公園などを軸や拠点とした区域を指定し、緑豊かなセミパブリック空間を創出



ネットワークの拠点となる大規模公園緑地

- 府営公園整備によるみどりの拡充
- 企業連携による「泉佐野丘陵緑地」整備
- 下水処理場上部緑化

基本戦略-3 街の中に多様なみどりを創出

屋上・壁面など様々な空間にみどりを増やし、つなぎ、広げ、「都市の中でもみどりの風を感じる街づくり」を進めます

府有施設の緑化推進等



- 府有施設等緑化推進計画の推進
- 市町村管理施設等との連携

民有地のみどりの保全・創出



- 建築物緑化促進制度の推進・強化
・推進制度の緑化を重点化など制度改革の検討
- 屋上・壁面・駐車場等新たなみどりの創出

基本戦略-4 みどりの行動の促進

府民や企業、NPOとの協働による保全の体制や仕組みづくりにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指します

みどりづくりを通じた地域力再生



- 校庭の芝生化
- みんなで育てる花いっぱいプロジェクト
- 緑化券交付

府民、NPO、企業等との連携推進



- CSR活動との連携
- アドプトプログラム
- 新たな公（協議会等）によるみどりづくり
- みどり基金など補助制度の拡充

みどりの人づくり・組織づくり

- 子どもたちによる「身近な生き物調査」「冒険の森づくり」
- ボランティアリーダーの育成

行政だより



大阪を みどり豊かな街に!!

大阪厚生信用金庫

eco eco
「こうせいエコエコキャンペーン」実施中!!

- ◎エコ定期預金「わかば」
年度末（3月末）の預金残高の0.02%を「大阪府みどりの基金」に寄付させていただきます。
- ◎地球温暖化対策支援ローン「エコ計画」
環境への取組みを応援します。
 - ・太陽光発電システム
 - ・ガスコージェネレーションシステム
 - ・高効率給湯器等の設置工事費用

出そう元気!
出さないCO2!
みんなで変えよう
グリーンで
クリーンな大阪




「地球に優しい」を形に・・・





きらめきファミリー ときめきフレンズ
大阪厚生信用金庫



大阪厚生信用金庫ホームページ「環境への取組み」ページURL <http://www.co-sei.co.jp/topics/coseieco.html#001>



推進計画事務局：環境農林水産部みどり・都市環境室
 都市整備部総合計画課、公園課
 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 TEL 06(6941)0351
 ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/>

ADMINISTRATION INFORMATION

産業廃棄物処理業者・再生事業者の省CO₂設備導入を支援します！

—平成22年度 補助金の募集（3次募集）のご案内—
産業廃棄物処理業者、再生事業者が実施する電動式等フォークリフト等導入事業

大阪府では、地球温暖化対策を推進するため、大阪府グリーンニューディール基金を活用して、「大阪府民間事業者省CO₂設備導入支援事業補助金」を創設し、民間事業者による二酸化炭素削減効果の高い設備（電動式等フォークリフト等運搬施設及びLED照明など）の導入を支援します。

募集期間 平成22年11月8日（月）～平成23年2月28日（月）

【一次締切り 平成22年12月28日 二次締切り 平成23年1月31日 最終締切り 平成23年2月28日】

各締切り時点で今年度予定数に達した場合は以降の締切りを待たずに募集を終了します。

※大阪府循環型社会推進室 HP

(<http://www.pref.osaka.jp/shigenjuncan/shokai.html>) でもお知らせしています。

1 補助の対象となる事業

すでに大阪府内に設置され、事業を行っている産業廃棄物処理業場（積替え保管を含まない収集運搬業を除く）、又は、再生事業場における施設設備をCO₂等排出抑制設備（運搬施設、照明設備、空調設備）への代替的導入するもので以下の条件を全て満たすものが対象となります。

- (1) 施設・設備の導入にあたっては、フォークリフトなど運搬施設*及びLEDなどの高効率照明設備、又は高効率空調設備を複合的に代替的に導入（例：電動式等フォークリフトとLED照明機器）するもの
- (2) 運搬施設を導入する場合には、既存のエンジン式のものから最大荷重が同格以下の電動式あるいはハイブリッド（以下、「電動式等」という。）によるものへの代替導入であること
- (3) 代替の対象となる既存の施設設備のエネルギー使用量及び時間を把握していること
- (4) 事業終了後、CO₂削減効果を報告できるよう、設備の稼動状況、エネルギー使用量等を把握しておくこと
- (5) 施設設備の導入は、この補助金の交付の決定以降に行うこと

※：運搬施設

フォークリフトなど、事業場内で廃棄物を運搬するための施設（事業場の外で廃棄物を運搬するトラック等及びそれに付随するものは含まれません）

合い見積もりは、不要です。

2 補助の対象となる方

補助の申請をすることのできる方は、以下のとおりです。

- (1) 以下の条件を満たす、産業廃棄物処理業者（積替え保管を含まない収集運搬業者を除く）
 - ① ISO14000、EA21その他これに類する資格の取得状況、財務諸表、組織体制、処理実績に関する情報を公開するものあるいはこれから公開しようとするもの
 - ② 当該補助金を活用した取組みに関する情報を公開しようとするもの ※
 - ③ 過去5年間にわたって、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づく事業停止命令等の行政処分を受けていないもの

行政だより

ADMINISTRATION INFORMATION

(2) 以下の条件を満たす、再生事業者（再生事業を行う者）

- ① 当該補助金を活用した取組みに関する情報を公開しようとするもの ※
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき再生事業者登録を行っているもの

※当該補助金を活用した取組みについては、大阪府環境農林水産部循環型社会推進室のホームページに事業者名、取組概要（導入した設備の概要）、削減効果などを掲載させていただきます。

3 補助金の額

補助対象となる経費から寄付金やその他の収入額を差し引いた額の1/3。

100万円が上限となります。

（例：①導入費用総額 330万円→補助額 100万円 ②導入費用総額 270万円→補助額 90万円）

4 補助対象事業の実施期間

事業の実施（＝設備の導入）は、必ず次の期間内に行ってください。

知事からの補助金の交付決定の日 から、平成23年3月31日 まで。

5 補助金の交付決定

- 一次締切り分 1月中旬ごろ ○二次締切り分 2月中旬ごろ
- 最終締切り分 3月中旬ごろ

各締切り時点で今年度予定数に達した場合は以降の締切りを待たずに募集を終了します

補助金の交付の決定にあたっては、予算の範囲内で、次のことに留意して行います。

- ① 事業内容が交付要綱、実施要領の要件を満たしていること
- ② 事業の確実性、継続性が十分見込まれること
- ③ CO₂削減量が優れていること

6 補助金実績報告

補助金の交付を受けた方は、事業終了後、所定の様式で事業実績報告を行っていただきます。

7 補助金の申請

補助金申請をされる方は、申請書を募集期間内に環境農林水産部循環型社会推進室へ提出ください。

(1) 持参又は郵送で提出してください（各締切期限内必着）。ただし、郵送の場合は、簡易書留など記録が残る方法でお送りください。

(2) 申請書類は下記のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

<http://www.pref.osaka.jp/shigenjunkan/shokai.html>

提出書類一覧

- (1)大阪府民間事業者省CO₂設備導入支援事業交付申請書（要綱様式第1号）
- (2)交付申請書添付書類（別紙1～別紙4、参考シート、導入前設備の写真・図面等）

8 問合せ・申込み先

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 フォークリフト等導入補助金担当

〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-7（大阪赤十字会館7F）

電話：06-6944-9223 または 06-6944-6948

※ 相談、提出に来室される際は、できるだけ電話で事前予約をお願いします。

※ 対応時間：9時15分～12時15分、13時～17時45分（土、日、祝日を除く）。

新規入会会員紹介

正 会 員

関西興産株式会社

代 表 者	代表取締役 井 上 俊 朗
住 所	〒563-0355 大阪府豊能郡能勢町下田115
電 話 番 号	072-734-2133
FAX 番 号	072-734-1269
業 務 内 容	収集運搬業・中間処理業

鈴鹿海運株式会社

代 表 者	代表取締役 神 原 裕 彰
住 所	〒552-0021 大阪府大阪市港区築港4-1-1
電 話 番 号	06-6576-1831
FAX 番 号	06-6576-1847
業 務 内 容	収集運搬業（積保）



O S K 通 信

O S K / t s u s h i n

ここでは、社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成22年9月～平成22年11月）の概要を紹介します。

■N-EXPO KANSAI '10

日 時：平成22年9月1日(水曜日)
～同3日(金曜日)
場 所：インテックス大阪



■大阪ATCグリーンエコプラザ 「循環型社会形成セミナー」

日 時：平成22年9月30日(木曜日) 13時30分
場 所：大阪ATCグリーンエコプラザ
講 師：田尾利光（事務局長）

■新公益法人移行のための個別相談会

日 時：平成22年10月5日(火曜日) 13時30分
場 所：大阪府庁本館1階（総務部法務課）
参画者：大仲 清（監事）
田尾利光（事務局長）
龍野浩一（事務局長次長）

■社団法人全国産業廃棄物連合会 近畿地域協議会

日 時：平成22年10月15日(金曜日) 15時00分
場 所：リーガロイヤルホテル京都
内 容：石綿含有産業廃棄物の適正処理について
改正廃棄物処理法説明会開催について
不当廉売に関する独占禁止法の考え方について
廃家電無料回収業者について
社団法人全国産業廃棄物連合会活動報告、等
参画者：國中 賢吉（会 長）
近道 光平（副会長）
白坂 悦夫（副会長）
三ッ川卓生（副会長）

■エコフェスタ in Expo Park （リサイクルフェア）

日 時：平成22年11月6日(土曜日)
～同7日(日曜日)
場 所：万博記念公園（お祭り広場）





■優良産業廃棄物業者育成研修会

日 時：平成22年11月9日(火)
場 所：J A 愛媛（リジェール松山）
講 師：田尾利光（事務局長）

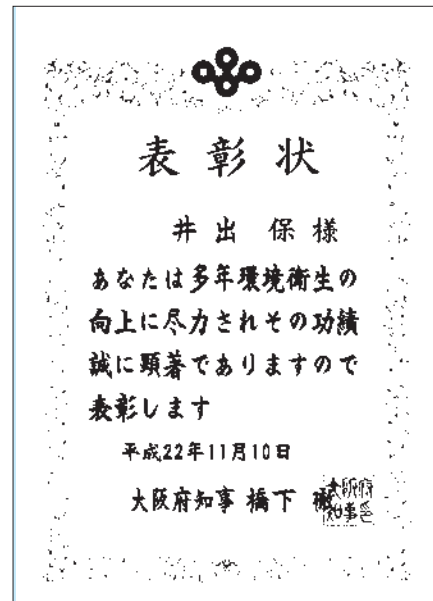
■循環型社会形成推進功労者等 環境大臣表彰

受賞者：鷹野賢次郎（理事／木材開発株式会社取締役）



■環境衛星功労者・優良施設知事表彰

受賞者：井出 保（理事／株式会社アイデックス
代表取締役）



その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、社団法人全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会に参画しました。



Member

会員紹介

Information

会社名	木材開発株式会社		
住所	大阪市住之江区新北島1-6-33		
代表者名	谷 正 剛	代表者役職	代表取締役社長
従業員数	147名	会社設立日	昭和42年1月
URL	http://www.mokkai.com/		

I N T E R V I E W



代表取締役

谷

正

剛

インタビュー

Q1

本日はお忙しい中、有難うございます。
まずは、御社の沿革についてお聞かせ下さい

当社は、昭和42年1月に創立いたしました。パーティクルボード用原料開発を創業事業とし、現在では原木加工業務・オガダスト販売・多目的原料用チップ製造販売と、お客様のニーズに従う形で事業を拡張して参りました。お陰さまで、チップ工場は11工場（当社直営が8箇所、関連会社経営が3箇所）、建材・ラミネート加工部門の工場は4工場を擁し、北は北海道、南は石垣島にまでお客様を持つまでに成長しました。



全国に広がる木材開発のネットワーク



京都工場



藤枝工場



来し方の記録・谷嘉昭

Q2

全国ネットとなると、木くずの取扱量や売上げはどのくらいあるのですか？

木くずの取扱量は年間80万トンほど扱っており、売上げは120億円ほどです。

Q3

御社の業務内容や方針など、もう少し具体的に教えていただけませんか？

木くずの処理、リサイクルをメインにしております。営業方針にしても、どこもそうだと思いますが、いかにお客様のニーズにお答えしていくかを常に考えています。大切なことは、お客様の事業に支障を来さないようにすることで、木くずの引き取りやチップ等の注文の対応には即座に対応できる体制を整えています。そのためにも、全国規模の需給の流れを考えられるバランス感覚を持った営業マンになるよう従業員には指導しています。

業務内容は木くずを製紙メーカーやボードメーカー向けの原料用・燃料用チップや畜産農家向けなどのオガ・ダストにリサイクルしたり、ボードメーカーからボードを仕入れてラミネート加工をしたりしています。当社はリサイクル会社であるとともに、建材加工メーカーでもあるのです。

設備に関しても少しでも能力の高いものを導入することが、業務の効率化につながり、結果としてはお客様の利益につながるとの認識の下、利益が出ると設備投資に回すことは惜しまないようにしています。でも、見ていただいても分かるかと思いますが、本社建物には必要以上にお金を掛けないのですよ。本社建物にお金を掛けたところで利益につながりませんしね。それよりも、社屋を立派にして従業員が居心地良したら、仕事に出て行かなくなって困りますしね（笑）

これまでは得意として来なかった宣伝にも力を入れていこうと考えています。そのためには、社員が一致団結して環境に良いことをして優良事業者となることが大切と考え、エコアクション21の取得も致しました。これからは排出事業者の社会的責任や法令順守が益々重視される時代になりますので、私どものこうした取り組みが少しでもお役に立てればいいと思います。



スクリーン



金属探知機



磁選機



本社営業部



パルプ



ボード



畜産



この3点は木くずをチップにしたものです

INTERVIEW

INTERVIEW

Q4

それにしても売上げが
120億円とはすごいですね！

いえいえ、当社の資本金は4,800万円ですし、売上げが120億円といっても企業としては、まだまだ中小企業ですよ。



Q5

十分、大きな会社だと思いますが…



本社営業部のようす

私どもは“まだまだ中小企業である”という自覚のもと事業をしています。しかし、中小企業には“小回り良く動ける”というメリットがあるのです。これは大事にしないとイケませんね。

例えば当社では社員の役職は無いのですよ。会社なので社長はおりますが、その他の役員は全員“取締役”という役職名で統一しています。役員以外は肩書きを持っていません。これは、仕事の前では肩書きは必要なく、社員の評価はお客様と仕事と与えるものだと考えているからです。よく“この社員の決裁権限は〇〇円まで”というような取り決めがされることが多いですが、当社は“自分が責任を持てる”と思えば、どんどん仕事をさせるようにしています。

Q6

そこまで社員の方に任せて、
何か問題が起こったりしませんか？

従業員独自の決定を尊重しているとはいえ、会社への報告は必要です。確かに、会社への報告が遅れて問題になり、担当者が大目玉を食うことは確かにあります。しかし、大切なことはその失敗を勉強にして成長していくことであり、失敗して怒られることも大切な従業員教育の一環であると考えています。



Q7

それはそうと、取締役の鷹野さんは、この度、環境大臣表彰を受賞されたそうですね！おめでとうございます！大臣表彰を受賞されて何か一言お願いします。

有難うございます。今回、受賞させていただくことができたのも、私一人の力ではなく我が社の従業員をはじめ様々な方のお力があったからこそ受賞だと思います。よって、今回の表彰も鷹野賢次郎としてではなく木材開発として受賞したと思っています。私は協会理事として様々な活動に参加させていただいておりますが、表彰をきっかけに、協会活動に更に積極的に関わり、木くずのリサイクル業界のレベルアップにつなげていきたいと考えています。



取締役 鷹野賢次郎氏

INTERVIEW

Q8


最後に、木くずのリサイクルをされていて、業界や取り巻く現状について思っていることをお聞かせ下さい。

木くずの業界だけに限ったことではありませんが、私どもの業界の事業は1社だけで行うことはできません。同業他社が手を取り合い協力しあわなければ成立しない業界です。しかしながら、昨今の厳しい経済情勢が影響しているのかもしれませんが、不毛なコスト競争が横行しているのが事実です。談合するのはダメですが、何か業界のルール作りを進めて、業界が適正な利益を得ることで新たな設備投資や技術開発を進められるような業界になってほしいです。

また、一廃・産廃の垣根が木のリサイクルを阻害することが多いので、ここを何とかしたいと考えています。例えば流木や山林の枝打ちしたものや間伐材といった未利用材は一廃関係の問題があるので我々産廃業者が持っている技術を活かすことができません。木というのは日本が自給できる数少ない資源の一つなので、将来は未利用材の有効活用が求められる時代が来ると思います。そのためにも木くずの一廃・産廃の垣根が取り払われ、木材リサイクル法のようなものができて、木くずのリサイクルが進んでいって欲しいと思います。

わが社のホープ！

(頑張っている従業員の紹介)

氏名	三砂和浩
自己紹介 ※主な業務内容を中心に 	<p>2007年に入社して丸3年になりました。</p> <p>当初は林地残材などの未利用材の研究・集荷を最大のミッションとしていましたが、現在はそれを少し脇におきつつ、PKS(やしがら)の販売から廃材の集荷と日々勉強の毎日です。</p> <p>これからも、木くずの適正な活用を通じて環境保全に貢献したいと考えています。もし、木くずのことでお困りの事があれば、何でもお問合せ下さい！</p> <p>休日はゆっくりと体を休めて仕事に備えていますが、レースにオーディオ、カメラなどなど、いろいろなものに興味を持ち勉強中です。</p>



編集後記

最近「強迫性障害（神経症）」という疾患があることを知り、非常に興味をもちています。通常は起こりえない問題について、「否、その可能性もゼロではない」という不安が強くなり、それを改善しようとして、他人から見ると不可解な行動をとってしまう、というある種の心の病のことです。

例えば、皆さんにも、こんな経験はないでしょうか？

……玄関や窓の鍵をかけて自宅を出たが、途中で「施錠できていたでしょうか？」と心配になり、帰宅して確認してしまう。そして鍵がかかっていることを再確認し、改めて自宅を出たが、途中で「本当に施錠されていたでしょうか？」と再び心配になってしまい、また帰宅して確認してしまう（ひどい人は、このような行為を何度も繰り返す）。

ほかにも「ガスの元栓を閉めたでしょうか？」とか、「何か携帯していた物を落とした（又は盗まれた）のではないか？」など、不安になる内容や深刻さは人によって様々なのですが、傾向として真面目で完璧主義の人に起こりやすらしく、そのようになってしまう原因の一つにストレスが挙げられています。脳内で「セロトニン」という物質の分泌量が減少し、不安になりやすくなるのだそうです。ところで、業務上、廃掃法の条文解釈を求められることが多いのですが、同法は「破綻」寸前で、論理的に整合がとれなくなってきました。そういった法令と真正面から向き合って真摯に理解していくことに限界を感じつつある昨今です。法律をかじったことのある人ならば、共感していただけたと思いますが……。おっと、あまり厳格に考えすぎると「強迫性障害」になってしまうな……。

（事務局 T 3）



協会への入会のおすすめ

～協会組織の拡充強化を図るために～

当協会は、環境保全を理念とし、産業廃棄物に関する研修、普及啓発、調査研究、情報の収集、提供、指導等を行うことにより、会員の資質の向上を図り、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、調和のとれた産業の発展に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な業界として発展していくためには、業界の方々が結束することにより、組織をより強固なものにして、共存発展することが肝要であります。

協会会員の増強については、協会及び関係機関において日頃、勧誘を行っているところでありますが、社団法人としての組織率は未だ十分とはいえないのが現状であります。少数よりも多数の方の組織の拡充強化が、社会的にも発言力が強力なものとなり、説得力も増大し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましては、未加入処理業者へは、正会員として、また取引先の排出業者には賛助会員として、是非ご入会の勧誘をお願いします。

一社でも多くの方々が協会に入会されることが、更なる発展を期するための、必要条件であります。

入会申込み方法

下記協会事務所へ電話でご連絡いただければ、
入会申込書をお送りいたします。

社団法人大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5階
TEL : 06-6943-4016 FAX : 06-6942-5314
<http://www.o-sanpai.or.jp/>



Clean Life vol.43

クリーンライフ

第43号



平成22年12月3日発行

発行責任者 社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012

大阪市中央区谷町3-4-5

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 國中賢吉

組織広報委員長 白坂悦夫

